国際武器移転史　第 21 号 2026 年 1 月

＜目　次＞

論説

北朝鮮の核リスク管理と「国際安保体制」の変容―日米韓の「連携政治」及び政策調整メカニズムを中心に―‥‥‥

『国際武器移転史』第21号（2026年1月），1-26頁

論 説

北朝鮮の核リスク管理と「国際安保体制」の変容
－日米韓の「連携政治」及び政策調整メカニズムを中心に－

金　暎根*

North Korea's Nuclear Risk Management and Transformation of the 'International Security Regime': Focusing on Korea-U.S.-Japan 'Linkage Politics' and Policy Coordination Mechanisms

KIM, YOUNG GEUN

This study examines North Korea's. nuclear risk management and security regime transformation through trilateral policy coordination mechanisms among South Korea, the United States, and Japan. The research investigates policy cooperation and confrontation mechanisms regarding North Korea's nuclear weapons, comparing 'Sunshine Policy' versus 'hardline policy' effectiveness through systematic outcome assessment. Findings demonstrate that reciprocity-guided North Korea policies benefit global security regimes. South Korea evolved from diffuse reciprocity strategies under Kim Dae-jung, Moon Jae-in, and Roh Moo-hyun administrations to specific reciprocity under Lee Myung-bak and Yoon Suk-yeol governments. Japan's Liberal Democratic Party consistently maintained hardline policies based on specific reciprocity. Trilateral hardline stances correlate with increased military tensions and economic instability, amplifying US-China influence. The analysis concludes that diffuse reciprocity-based policies prove more effective than specific reciprocity approaches for coordinating trilateral North Korea policy. This research contributes to understanding optimal coordination mechanisms in managing regional nuclear risks within evolving security architectures.

Keywords: Risk Management for North Korea's nuclear crisis, International Security Regime, diffuse/specific reciprocity, Linkage Politics, Deterrence Theory

1　序論：グローバル・安保レジームの変容

1.1. 国際レジームと首脳会談による安保政策の調整

本論文の問題意識及び目的は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と略す）の核リスク管理をめぐる国際レジームの変容に関して分析することである[1)]。特に、北朝鮮リスクに関する日米韓3国の政策協力（支持）及び葛藤（対立）のメカニズムが、どのように

＊高麗大学校グローバル日本研究院教授（Professor, Global Institute for Japanese Studies, Korea University）

1）次の論文を参考にすること。Kim [2013], pp.183-208.

作動したのかを究明することにある。国際安保体制の変化や相手国家のガバナンスによって、北朝鮮の対応が変わるという観点から出発する[2)]。まず、国際システム（制度・規範）の活用に関して、多国間主義（マルチレベル）と二国間主義（Bilateralism）のどちらを選択するのか。一方、北朝鮮のリスクを管理するために、「太陽（宥和）政策」と「強硬政策」のどちらを支持するかに分類する。さらに日米韓3国が連携政治（Linkage　Politics）を通じて支払おうとする「費用」と、創出しようとする「便益」に関する議論を検討し、政策レジームを解析する。

2018年4月27日の南北首脳会談（第1回）、5月26日（第2回）、9月18–20日（第3回）、史上初の6月12日の朝米首脳会談（2018年）と第2回朝米首脳会談（2019年2月27–28日）、第3回朝米首脳会談（板門店会合：2019年6月30日）以降、韓国（朝鮮）半島の緊張緩和に対する国際的期待が高まった。特に、「北朝鮮の非核化」をめぐる様々な可能性が議論されていた過程で、「朝鮮半島の運転者論」[3)] など多様なシナリオが提起された。日中韓3国合計のGDPは、2024年現在で世界全体の約22.3％を占めており、三国間の経済的相互依存度は極めて高い。これらの国々はグローバル経済の重要な一翼を担う存在となっている。しかし一方で、領土問題（尖閣諸島など）や歴史認識問題、軍事的緊張といったリスク要因を抱える「アジア・パラドックス（Asia Paradox）」の状況が依然として解消されていない。このパラドックスは、経済的相互依存の深化にもかかわらず、政治・安全保障協力が停滞している東アジア特有の現象を指している。こうした状況の中で、戦後の地政学的に重要な役割を果たしてきた日本を含むアジア諸国が、今後どのような行動（政策選択）を採り、いかに協力していくべきかを論じることは、極めて意義深い課題である。

しかし、これまで韓国政権の対北朝鮮政策は、南北間の内外的な環境変数によって一貫性と安定性を保持しながら政策実行をすることが困難であった。また政権交代後、政策転換によって支持集団と世論の分裂を招き、政策効果を最大化させることも容易ではなかった。さらに、韓国と日本の対北朝鮮政策を安全保障レジームの観点から論じる研究は散見されるが、両国の政策調整メカニズムや相互補完性に関する包括的分析は十分に蓄積されていない。それ故本論文は、戦後の日米韓3国の安保政策を「核抑止理論」及び相

2）もちろん、北朝鮮の最高指導者の交代が核問題をめぐる対米外交政策に影響を与えるという分析も存在する。宮本［2014］1–17頁。

3）運転者論（Korean Peninsula Driver Theory）とは、文在寅（ムン・ジェイン）政権（2017-2022）が提唱した外交政策概念で、朝鮮半島問題の解決において韓国が主導的役割を担うという理論である。具体的には、韓国が米国と北朝鮮の間で仲裁者・促進者の役割を果たし、北朝鮮の核問題解決を韓国主導で進めるという政策方向を指す。この概念は盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権時代の「東北アジア均衡者論」から発展したものである。韓国が朝鮮半島をめぐる列強間の均衡者役割を果たすという発想から、より積極的な「運転者」概念へと進化した。

互主義的「連携政治」の観点から評価し、国家間協力メカニズムに関する理論的枠組みの構築を目的とする。本論文では、外交史的考察を通じて政策変容過程とそのパターンを分析し、新たな分析視点を提示するものである。そして、そのような脈絡の中で、韓米同盟あるいは政策上の対立をどのように理解するかについて検討する。対北朝鮮政策の方向性を決定する際に、国内政治的動機がどのような役割を果たすのかについても、分析枠組みを提示する。先ずは相互主義理論をもとに、日米韓3国の対北朝鮮政策の変化（方向性）を「強硬」と「穏健（包容・融和）」という二つの軸に分類する。これは単なる対北朝鮮強硬政策のみならず、融和政策についても、韓国の対外安全保障体制における協力・競争関係も視野に入れた分析である。

1.2. グローバルな安全保障体制の変容に関する分析枠組み

本論文の分析枠組みの一つである相互主義と密接に関連した太陽政策（Sunshine Policy）に関する先行研究としては、Kim［2005］[4)]、Kim［2003］[5)]、Shon［2001］[6)]、Koo and Nam［2001］[7)]、Cho［2010］[8)]などが挙げられる。太陽政策の起源や時代的展開を主に扱っており、その内容は「厳格な相互主義」の範囲に限定した考察にとどまっている。

一方、米国の対北朝鮮強硬政策に関する要因分析としては、チャールズ・L・プリチャードとイ・ウタク（李愚鐸）の研究が代表的である[9)]。ブッシュ政権の対北朝鮮政策が極めて硬直的であったことの主な原因として、イ・ウタクとプリチャードは、米政権内で北朝鮮に対してネオコンに分類されている強硬派の思惑（陰謀）と繋がっていると主張する[10)]。特にプリチャードは、2002年10月に北朝鮮のウラン濃縮（HEU）計画による核開

4）Kim, Hong–Soo, “Estimation and Problems of Participatory Government’s Policy toward North Korea during the First Half of its Period : With Priority Given to the Succession and Development of Sunshine Policy,” *The Journal of International Relations*, Vol.8, No.2, The East Asian Association of International Studies, pp.119–135.

5）Kim, Hak-Joon, “Sunshine or Thunder? Tension between the Kim and Bush Administrations in Historical Perspectives,” *Korea Observer*, Vol.34, No.1(Spring), 2003, pp.1–40.

6）Sohn, MooJung, “Is the Kim Dae Jung Government ‘Sunshine Policy’ toward North Korea an Appeasement Policy and an Idealist Policy,” *The Journal of International Relations*, Vol.4, No.2, The East Asian Association of International Studies, pp.1–18.

7）Bonhak Koo and Changee Nam, “South Korea’s Sunshine Policy and the Inter–Korean Security Relations,” *The Korean Journal of Defense Analysis*, 2001, pp.79–101.

8）Cho,Young Chul, “Collective identity formation on the Korean Peninsula: United States’ different North Korea policies, Kim Dae–Jung’s Sunshine Policy, and United States–South Korea–North Korea relations,” *International Relations of the Asia–Pacific*, Vol. 10 No. 1, January 2010, pp.93–127.

9）イ・ウタク ,『オバマと金正日の生存ゲーム：北朝鮮核問題6者協議の現場記録』(チャンヘ, 2009).; Charles L. Pritchard[2007], *Failed Diplomacy: the tragic story of how North Korea got the bomb*, Washington D.C.: Brookings Institution Press.

10）イ・ウタク［2009］, 第4章及びpp.191–201, p.208, p.290.; Charles L. Pritchard［2007］＝プリチャード［2008］,

発疑惑が浮上した際、「米国は直ちに北朝鮮と二国間対話を通じて問題を協議すべきであった」[11] と主張した。これに関連し、イ・ウタクも北朝鮮の核問題の解決策として、「HEU事件[12] を個別事案として米朝二国間交渉を開催することが望ましい」[13] との見解を示している。

クオンとリムの研究［2006］は機能主義（functionalism）及び新機能主義の観点から太陽政策に関して証明し、統計分析を通じて南北関係に与えた影響（効果）を分析している[14]。金大中（キム・テジュン）政権の対北朝鮮包容政策と盧武鉉政権の「平和と繁栄」政策と関連して、南北交易と紛争に関する資料を使用して、これら政策の効果を実証的に分析した研究としては、チュ・ソンファン［2006］、チュ・ソンファン、キム・ジンス［2007］などがある[15]。さらに統一・外交政策の場合、他の政策と同様に「全般的な社会勢力間の『力の関係』が凝縮されて現れたり、ネットワークの相互作用が生んだ結果[16]」という観点から対北政策を分析している[17]。

一方、「核抑止理論」に関する先行研究としては、Schelling［1960］[18]、Brodie［1959］[19]、

---

p.232.

11）プリチャード［2008］p.208.

12）HEU事件とは、2002年10月にジェームズ・ケリー米国務次官補が訪朝した際、北朝鮮が秘密裏に高濃縮ウラン（Highly Enriched Uranium: HEU）による核兵器開発計画を進めていることが発覚した事件を指す。この事件により1994年の米朝枠組み合意（Agreed Framework）が破綻し、第2次北朝鮮核危機が始まった。

13）イ・ウタク［2009］p.660.

14）Eundak Kwon and Jae–Cheon Lim, “Crossing the river that divides the Korean Peninsula: an evaluation of the Sunshine Policy” International Relations of the Asia–Pacific, Volume 6［2006］pp.129–156.; Bonhak Koo and Changee Nam, “South Korea’s Sunshine Policy and the Inter–Korean Security Relations,” The Korean Journal of Defense Analysis, pp.79–101.

15）朱成煥［2006］, 朱成煥・金珍洙［2007］。

16）Robert W. Cox, “Social Forces, States and World Orders: Beyond International Relations Theory”, in Robert Keohane, ed., *Neorealism and Its Critics* (New York: Columbia University Press, 1986), pp.204–254; Nicos Poulantzas, *State, Power and Socialism* (London: New Left Books, 1978) ; Bob Jessop, State Theory (Cambridge: Polity Press, 1990), pp.147–149.　ただし、「対北政策の国内政治化」が示唆するように、厳密な意味では統一・外交政策とそれを取り巻く政治過程一般は論理的には区別可能であるが、実際にはその境界線を明確に引くことは難しい。

17）鄭世鎮［2004］「与野両党の統一・外交政策の比較：『包容政策』論争を中心に」,『国際政治研究』東アジア国際政治学会，第7集第2号，pp.1–20.

18）Schellingは、核抑止を主にゲーム理論の文脈で説明し、相手に核攻撃を思いとどまらせるためには、自らも核兵器を使用する準備ができていなければならないと主張している。彼は、抑止とは単に相手に攻撃を思いとどまらせることだけでなく、攻撃が発生した場合には報復が避けられないという認識を相手に植え付ける過程であると説明している。

19）Brodieは、「核抑止を戦略的防御と報復の概念として定義し、核兵器の破壊力によって戦争を防止し、相手が核攻撃を敢行した場合には報復が不可避である」という認識を強調している。ブローディの核心的な論点は、戦争を防ぐ最善の方法は、強力な報復能力を維持することである。

Jervis［1989］[20]、Freedman［2004］[21] などの議論を受け継いだMearsheimer［1983］[22] が代表的である。北朝鮮の核ミサイル危機を「リスク管理」次元で捉えつつ、「連携政治」[23] の観点を導入した新たな試みも注目されている。代表的な研究としてはSnyder［2023］[24]、Lawless［2020］[25]、米国北朝鮮問題委員会（National Committee on North Korea: NCNK）の報告書［2018］[26] などが挙げられる。

本論文の構成は次の通りである。第1章（序論）では、グローバル安保レジームの変容に関して概観し、北朝鮮の核リスク管理のための「抑止理論」と「連携政治」という分析枠組みを提示する。第2章では「安保体制」と日朝国交正常化の外交史を概観し、第3章では事例分析を通じて北朝鮮の核リスク（災害）管理及び政策調整メカニズムを究明する。第4章（結論）では、北朝鮮核問題のリスク管理をめぐる日米韓3国の対北朝鮮政策は、相互主義の性格及び連携政治が作動する場合、グローバル安保体制にも有用だという結論を導き出している。

日米韓3カ国が外交的環境の変化に対応する中で採択してきた政策の効用に関しては、戦後を通じて大きな変化なく展開されてきたことを確認する。しかし、その政策を実行する過程で発生する費用負担の面においては、北朝鮮の核リスク管理における米国の主導的な役割、ならびに各国の「政策理念（イデオロギー等）」の同調、あるいは対立が重要な影響を及ぼしている。さらに、国内政治のさまざまな制約要因を調整することの困難性も

20）Jervis は、核抑止が冷戦時代の安定性をいかに保障したのかを分析し、抑止の概念を戦争を防ぐための心理的なゲームとして説明している。彼は、抑止が成功するためには、相手に攻撃によって得られる利益よりも大きな損失を予想させなければならないと主張している。特に第1章（pp.1–44）および第2章（pp.45–80）を参照のこと。

21）Freedmanは、抑止を単なる軍事的概念ではなく、政治的・心理的要素を含む複合的な戦略として定義している（序論）。彼は、抑止とは単なる報復の脅しではなく、相手に攻撃を試みさせないようにするための多層的なアプローチであると説明している（第1章）。

22）Mearsheimer, John J. [1983]. *Conventional Deterrence*. Ithaca, NY: Cornell University Press, pp.12–18.

23）ローズノ（J. Rosenau）が提唱した「リンケージ・ポリティクス（連係政治）」とは、「ある国家システムで発生した事象が、他のシステムにおいて繰り返し政策的対応行為を引き起こす現象」を意味する。これは、国際政治と国内政治の相互作用に関するプロセスおよびメカニズムを解明するうえで有用である。リンケージ理論あるいはリンケージ・ポリティクス理論（Linkage Theory or Linkage Politics）と呼ばれ、これに関する代表的な以下の論文を参照のこと。James N. Rosenau [1984] “A Pre–Theory Revisited: World Politics in an Era of Cascading Interdependence.” *International Studies Quarterly*. 28(3), pp.245–305; 権妍李［2024］「日本の『経済安全保障』外交と日韓関係：安倍政権期の官邸・自民党・世論のリンケージ・ポリティクスを中心に」,『アジア研究』第27巻第1号，pp.35–54.

24）Scott A. Snyder [2023], “How a New U.S.–South Korea Deal Can Deter the North Korean Nuclear Threat” Council on Foreign Relations.

25）Richard Lawless [2020], “Nuclear North Korea and Japan: The INF Option” The National Bureau of Asian Research.

26）Daniel Wertz [2018], “The U.S., North Korea, and Nuclear Diplomacy, NCNK ISSUE BRIEF, The National Committee on North Korea (NCNK).

また、効果的な政策形成を阻む要因となっている。すなわち、北朝鮮の核リスク管理および安全保障協力において、重層的な制度選択の限界や、異なる「政策レジーム」間の断絶が大きな影響を与えているのである。

日米韓3カ国が北朝鮮の核リスクを管理する過程で、国際レジームがどのように変容してきたかを分析（研究）した結果は次の通りである。

第一に、韓国の対北朝鮮政策は、金大中、次いで盧武鉉、さらには文在寅（ムン・ジェイン）政権と続く政権は「互恵的」相互主義に基づくアプローチを採っていたが、李明博（イ・ミョンバク）、朴槿恵（パク・クネ）、尹錫烈（ユン・ソクヨル）の各政権は、「条件的・特定的」相互主義へと変化した。その一方で日本（自民党）政治は、特定的相互主義を基調とする対北朝鮮強硬政策を展開してきた。

第二に日米韓の対北政策の変化、特に「特定的」相互主義という対北強硬政策の実施は結果的に朝鮮半島における軍事的緊張と経済的不安の高まりと連動し、むしろ米国と中国の影響力を増大させる結果をもたらした。第三に、韓国と日本、ひいては米国の対北朝鮮政策の変化とその政策の帰結分析した結果、米国と足並みを揃えた特定的相互主義（＝核抑止理論）」よりも「互恵的相互主義」を基盤とした対北朝鮮政策の方が、より効果的であるという結論に至った。

日米韓3カ国は多様な時期と状況によって多国間主義と二国間主義のアプローチを柔軟に使い分けており、その過程で協力と葛藤（対立）が繰り返されてきたことが明らかになった。特に、太陽政策と強硬政策の選択は、それぞれの国家が直面した政治的、経済的状況によって異なっていたことが分かった。本研究は、このような政策選択とその結果が国際システム内の制度と規範の変動にどのように影響を及ぼしたのかを詳細に究明することにある。これは、今後の北朝鮮核問題のリスク管理において、日米韓3カ国の政策的方向性を提示することにも有用である。加えて、本論文では「連携政治」の重要性を強調し、日米韓が共同の目標を達成するために協力と対立をどのように調整していくかに対する具体的な示唆を提供する。

2 「安保レジーム」と日朝国交正常化外交

2.1. 日本の対北朝鮮外交政策：起源及び展開

冷戦体制下において、日朝両国は国交を樹立しないまま、非正常化状態の二国間関係を維持してきたが、冷戦後「日朝国交正常化交渉」の再開により、関係転換の兆しが見られるようになった。特に2002年9月17日、初の日朝首脳会談開催と共に日朝関係の改善が急進展されるものと期待された経緯がある。しかし、首脳会談後も拉致及び北朝鮮核問

題の根本的な解決には至らず、日朝関係は再び悪化した。このような北朝鮮問題をめぐる日本の敵対的政策対応及び力学関係は、朝鮮半島における平和体制構築に否定的な影響をもたらした。また、北朝鮮の核リスク管理における国際協力の枠組みにおいて、日本が重要な役割を担っている点も見逃せない。戦後日本の対北政策を理解するには、特定の相互主義に基づく「強硬路線」と「関与政策」の二類型に分類し、それぞれの形成過程と政策変遷を分析する必要がある。

2.1.1. 対北朝鮮強硬対応：特定的相互主義

安倍晋三政権（2006–2007）は、対北朝鮮強硬対応基調の下で「拉致問題の解決」を主要戦略とした。麻生太郎政権（2008–2009）も対北朝鮮強硬対応を続け、日米同盟の強化を推進した。民主党に政権交代した後も、対北朝鮮政策の基調は維持（持続·連携）された。菅直人政権（2010–2011）と野田佳彦政権（2011–2012）も、自国の経済改革を優先としながら、対北朝鮮強硬政策を展開した。その後、安倍晋三自民党政権（2012–2020）は「日米同盟」を強化し、強硬対応を続けている。菅義偉政権（2020–2021）と岸田文雄政権（2021–2024現在）も対北朝鮮強硬対応を維持し、特に防御及び反撃能力強化を目標に防衛費増加政策を通じて連携政治を展開した。

表1　戦後日本の対北朝鮮外交政策：その起源及び展開

政権（時期）	対北戦略
吉田　　茂（1945–1954）	– 戦後復興と平和憲法の樹立、対北朝鮮政策の不備
池田 勇人（1960–1964）	– 経済成長優先、自衛隊強化、日米韓協力強化
佐藤 栄作（1964–1972）	– 自衛隊強化、日米同盟強化、日米韓協力維持
田中 角栄（1972–1974）	– 外交の多角化、中国との関係改善、対北朝鮮政策の不備
福田 赳夫（1976–1978）	– 経済優先、日米韓協力維持、自衛隊強化
鈴木 善幸（1980–1982）	– 経済成長の持続、防衛力の増強、日米韓協力の維持
中曽根康弘（1982–1987）	– 自衛隊強化、日米同盟の強化、日米韓協力強化
竹下　　登（1987–1989）	– 経済優先、自衛隊強化、日米韓協力維持
海部 俊樹（1989–1991）	– 経済優先、日米同盟強化、自衛隊強化
宮澤 喜一（1991–1993）	– 経済優先、日米同盟強化、対北朝鮮政策の不備
細川 護熙（1993–1994）	– 自衛隊の強化、経済改革、北朝鮮の核問題に対応
橋本龍太郎（1996–1998）	– 自衛隊強化、対北朝鮮制裁強化
小渕 恵三（1998–2000）	– 自衛隊強化、経済優先、対北朝鮮協力模索
森　喜朗（2000–2001）	– 自衛隊強化、経済優先、対北朝鮮協力模索
小泉純一郎（2001–2006）	– 北朝鮮拉致問題の交渉、経済優先、北朝鮮核問題への対応

安倍 晋三（2006–2007）	– 北朝鮮に対する強硬対応、拉致問題を強調
福田 康夫（2007–2008）	– 対北朝鮮協力模索、経済優先
麻生 太郎（2008–2009）	– 対北朝鮮強硬対応、日米同盟強化
鳩山由紀夫（2009–2010）	– 対北朝鮮協力模索、経済優先
菅 直人（2010–2011）	– 対北朝鮮強硬対応、経済改革
野田 佳彦（2011–2012）	– 対北朝鮮強硬対応、経済優先
安倍 晋三（2012–2020）	– 対北朝鮮強硬対応、日米同盟強化
菅 義偉（2020–2021）	– 対北朝鮮強硬対応、日米同盟強化
岸田 文雄（2021–2024）	– 防御能力と反撃能力の強化、防衛費の増加、対北朝鮮強硬対応

出典：著者作成、日本外務省の『外交青書』[27] 参照

2.1.2. 対北朝鮮協力外交：宥和政策

吉田茂政権（1945–1954）は「戦後復興」及び「平和憲法」の樹立に重点を置き、対北朝鮮政策に関してはほとんど関心を示さなかった。池田勇人政権（1960–1964）は、経済成長を最優先課題としつつ、自衛隊の強化と日米韓の三国協力の強化に取り組んだ。

佐藤栄作政権（1964–1972）は、自衛隊の増強と日米同盟の強化を通じて日米協力を維持した。田中角栄政権（1972–1974）は外交の多角化と中国との関係改善を試みたが、対北朝鮮政策に関してはほとんど関心を示さなかった。福田赳夫政権（1976–1978）は、安保よりも経済優先の政策を展開し、日米韓協力を維持し、自衛隊を強化した。鈴木善幸政権（1980–1982）と中曽根康弘政権（1982–1987）も経済成長と防衛力増強を重点に日米韓協力システムを継続した。竹下登政権（1987–1989）と海部俊樹政権（1989–1991）も自衛隊の役割を強化し、日米韓政策協力の維持を図った。

宮沢喜一政権（1991–1993）は経済優先を掲げつつ日米同盟を強化したが、対北朝鮮政策は不十分であった。細川護熙政権（1993–1994）は自衛隊の機能強化とともに、北朝鮮の核問題に対処した。橋本龍太郎政権（1996–1998）は対北朝鮮制裁強化戦略の下で自衛隊の役割向上に注力した。一方、小渕恵三政権（1998–2000）と森喜朗政権（2000–2001）は自衛隊強化戦略を維持しながらも、経済優先政策を展開し、対北朝鮮協力を模索した。小泉純一郎政権（2001–2006）は対北朝鮮拉致問題交渉を推進し、経済優先政策を維持し、北朝鮮の核問題に柔軟に対応した。福田康夫政権（2007–2008）は対北朝鮮協力を模索し、経済優先を重点に置いた。鳩山由紀夫政権（2009–2010）も対北朝鮮協力と経済優先政策を維持した。このように日本の対北朝鮮政策は、時期によって強硬対応と協力外交の2つの政策類型に大別され、各政権の政策選択は対米関係及び当時の国内外の政治的、経済

27）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/

的状況によって大きく影響されてきた。

2.2. 日朝国交正常化交渉メカニズム：連携政治及び政策レジーム

2.2.1 日本の対北朝鮮政策基調及び朝鮮半島戦略

日本の朝鮮半島政策は、米国の外交政策と密接に連動して形成されてきた。韓国（朝鮮）戦争以降、米国は日本をアジアにおける反共拠点として位置づけ、対日政策を大きく転換した。日本の吉田政権と自由党は、米国との協力関係の視点から朝鮮戦争を「北朝鮮による侵略」と位置づけ、国際連合に参加する意思を明らかにするなど、韓国に対する「政策支持」を表明した。一方、日本共産党は「反米武力闘争路線」に立脚し北朝鮮を支持していた。社会党も韓国戦争において国際連合の方針には賛同したものの、「戦争不介入宣言」のもと朝鮮総連との協調路線を維持していた。日本の朝鮮半島、特に北朝鮮政策を規定（形成）する要因は、認識やイデオロギー（思想）と密接に関連している。特に、地政学的条件、脱植民地化、冷戦の3つが挙げられる[28)]。

第一に、朝鮮半島が置かれている地政学的条件を考慮すると、日本にとって朝鮮半島にどのような政権が成立されるかが重要な問題であった。すなわち、日本と敵対する「反日政権」が成立することは、直接的に日本の安全保障上の脅威であるという認識を深めざるをえなかったのである。

第二に、脱植民地化をめぐる議論の中で、韓国との間では国交正常化（1965）後、主要な法的問題は解決されたが、北朝鮮の関係においては依然として国交未正常化の状態が続いている。

第三に、日韓国交正常化の過程において、冷戦後のもう一つの課題として「日朝国交正常化交渉」問題が重要視されてきた。その背景には冷戦体制下において、反共産陣営の結束を強化するという目標があったからである。1990年代以降、日本の北朝鮮に対する関心事項として、拉致、核・ミサイル、政治体制、食糧不足（支援）、不審船、麻薬密輸など安全保障上および違法行為に関する要素が新たに挙げられる。これらの問題は日朝国交正常化交渉の主要問題として浮上し、交渉を巡る政治過程にもリンクされている。近年、北朝鮮によるミサイル発射と核実験の実施頻度の増加は、北朝鮮の軍事的脅威を日本の安全保障上の重要な要素として再認識させることになった[29)]。

28）日本が対北朝鮮認識を形成する要因に関しては、以下の研究論文を参照すること：木宮正史［2007］「日本の対北朝鮮認識と日韓関係」，『日本空間』創刊号，165–167頁。

29）最近の日本における対北朝鮮認識の推移については、木宮正史［2007］のpp.167–181を参照せよ。

2.2.2. 国際関係の変化と日朝国交正常化交渉

（1）日朝間の関係の変化

日朝関係は日朝国交正常化交渉以前（1965-1989）と日朝国交正常化交渉過程（1990~2007）に大きく区分することができる。まず、日朝国交正常化交渉以前までの日朝関係は、1）北朝鮮の誕生と探索期（1945~1965）、2）日朝関係沈滞期（1965~1971）、3）関係改善の模索期（1971~1989）に分類される[30]。次に、日朝国交正常化交渉過程（1990~2007）は再び4期に区分されて説明されている。第I期（第1次~8次国交正常化会談：1991~1992）、第II期（第9次~11次国交正常化会談：2000）、第III期（第1次首脳会談~第12次国交正常化会談：2002）、第IV期（2次首脳会談~13次国交正常化会談：2004~2007）、第V期（3回首脳会談再推進：2007~現在）に分けられる。

1）**北朝鮮の成立と探索期（1945 ～ 1965）**：韓国戦争以降、日朝間の在日朝鮮人（北朝鮮への送還）問題などが話し合われた[31]。一方、朝鮮総連と民団が設立され、経済交流が始まった。

2）**日朝関係の沈滞期（1965 ～ 1971）**：日韓基本条約の締結／日韓国交正常化（1965）後、日朝間には冷戦体制下の「国交なき冷却関係」が続いてきた。米国の新しいアジア政策であるニクソン・ドクトリン（1969）発表後、日朝間の経済交流は持続的な増加傾向を示したものの、極めて限定的な水準にとどまった[32]。

3）**関係改善模索期（1971 ～ 1989）**：1980年代に世界的に広がったデタントを背景に、日本は二つのコリア政策を展開し、日朝間の人的・文化的交流が拡大した。ただ、日朝間の貿易は1972年以降急激な貿易拡大を見せたが、1974年から北朝鮮の貿易代金の滞納（支払い遅延）による債務問題が発生し、関係は再び停滞した[33]。特に関係改善の契機として注目されるのが、1988年、韓国の盧泰愚（ノ・テウ）政権の「7・7宣言」発

30）このような分類方法に関する代表的な論文としては、梁基雄・金俊東［2006］「北朝鮮と日本の国交正常化交渉（1990 ～ 2006）の決裂と再開の条件」，『日本研究論叢』第23号，pp.113–162が挙げられる。

31）在日朝鮮人の北朝鮮帰国運動については、日本政府が1959年2月に正式に帰国を許可し、韓国政府の反対にもかかわらず、日本側はこれを人道的問題であると主張し、国際的な支持を得た結果、1959年から1964年までの間に計117回にわたり、約8万1千人が北送された。この事業は1980年代まで継続された。洪仁淑［2001］「第2次世界大戦直後、GHQの在日朝鮮人政策」，『韓日民族問題研究』韓日民族問題学会，pp.139–184。

32）日本と北朝鮮の経済関係およびその時期的変化については、1956年から2002年までの変化を3つの時期に分けて分析している。第1期（1956 ～ 1971）：間接貿易から直接貿易への成長、第2期（1973 ～ 1992）：貿易拡大および合営事業の試み、第3期（1993 ～ 2004）：政治的緊張と貿易の停滞の時期として分類される。以下の論文を参照のこと：柳相永［2004］「日本と北朝鮮の関係：消えた接点の経済的再解釈」，『国際政治論叢』第44巻第2号，pp.145–166。

33）北朝鮮の経済開放に関する歴史的展開については、以下の論文を参照のこと。申志鎬［2000］「日朝経済協力の展開構図と韓国の対応策」，『北朝鮮の改革・開放：過去、現状、展望』ハヌル社。

表である。当時の小渕恵三官房長官が「第1富士山丸事件」解決を前提に、北朝鮮との対話に応じる意志を戦後初めて表明したことで[34]、日本政府も「対北経済制裁」の解除を通じて本格的な交渉に向けた姿勢を見せ始めた。

4）日朝国交正常化の交渉期（1990～2007）:

① 第I期（第1次~8次修交会談：1991 ～ 1992）北朝鮮側は「日帝支配体制」を両国間の交戦関係と規定し「補償」と「賠償」を要求してきた。しかし日本は補償や賠償ではなく「請求権問題」と一蹴した。特に、北朝鮮の核問題は致命的な脅威要素であるため、北朝鮮が核査察を受け入れるべきだという日本の主張に対し、北朝鮮は米朝間の問題に限定し、日本が関与する必要はなく、ただ仲裁者としての立場だけを強調した。しかし、1988年韓国ノ・テウ政権の「7.7宣言」を契機に葛藤局面が緩和され始めた。1994年以降、日本は米朝間の交渉によって、対北（日朝）国交正常化交渉を一時停止した。以降米朝関係が好転すると、北朝鮮の招請により日本連立3与党が訪朝し「日朝交渉再開に向けた4党合意書」を発表した。結果的に「日本人妻（夫）」の故郷訪問が実現し、日本も食糧支援を約束するなど一定の両国改善が見られた。

② 第II期（第9回～ 11回修交会談：2000）「横田めぐみ拉致事件」が国内で大きな政治問題となり、世論は極度に悪化し、再び日朝関係は急速に冷え込んだ。さらに、北朝鮮の「光明星1号（テポドン）」発射実験を契機に、日朝関係はさらに悪化局面に入ることになる。これに対して日本は、北朝鮮への食糧支援を全面的に中断し、朝鮮半島軽水炉建設事業に対する協力を保留するという立場を明らかにした[35]。

③ 第III期（第1次首脳会談～第12次修交会談：2002）過去の清算及び日本人拉致（被害者）問題に対する立場での対立が表面化し、両国首脳会談の必要性を認識した。これに対し、首脳会談の開催に意見が一致し、両国首脳会談と国交正常化会談を推進した。北朝鮮の金正日（キム･ジョンイル）総書記は、これまで日本と対立してきた主要懸案について、大々的な譲歩と拉致及び不審船問題に関して謝罪し、平壌宣言（2002年9月17日）に合意したことで、日朝関係は好転した。しかし「拉致事件真相究明」問題で日朝関係は悪化し、拉致と核問題の解決なしには国交正常化交渉ができないという日本側の主張により、これといった合意点に到達できなかった。

④ 第IV期（第2回首脳会談～第13回国交正常化会談：2004 ～ 2007）第2回日朝首脳会談（2004年5月22日）では、5人の日本人拉致被害者家族の帰国、行方不明者の調査、人道

34） 陳昌洙［2002］「日朝国交正常化交渉の開始と挫折」，韓国世界地域学会，2002年度春季定期学術会議論文集，p.4。

35） 朴正鎮［2015］「日朝国交正常化と『65年体制』」，『歴史批評』歴史問題研究所，第111号，pp.95–128。

的対北朝鮮支援、在日朝鮮人の地位、北朝鮮の核問題など、日朝国交正常化会談の再開に向けた様々な懸案が取り上げられた。ただ、北朝鮮の核問題においては、双方とも既存の立場を固守し、「ジェンキンス家族帰還問題」と「横田めぐみさんの偽遺骨事件」で国内外の世論が悪化し、日本は強硬政策に転換された。

⑤ 第Ⅴ期（第3回首脳会談推進：2007 ～現在）:「失われた経済20年（1991 ～ 2011年）」及び3.11東日本大震災（2011年）を経験し、経済危機に瀕した日本の対北朝鮮政策に関してもいくつかの重要な変化があった。福田康夫首相と鳩山由紀夫首相はそれぞれの任期中、北朝鮮との対話を通じて関係改善を試みたが、日本人拉致問題と北朝鮮の核開発問題によって交渉が決裂し、日朝交渉の沈滞期と言える。しかし、岸田首相（当時）は国連総会での演説（2022年9月20日）において、「日本は日朝平壌宣言によって拉致と核･ミサイル問題、不幸な歴史問題といった懸案を包括的に解決することで、北朝鮮との関係を正常化しようとしている[36)]」とし、日朝国交首脳会談の交渉再開を表明している。また、同年12月に発表された新しい国家安全保障戦略（NSS）は、日本の安保政策において重要な転換点といえる。すなわち、この戦略は防衛費を2027年まで国内総生産（GDP）の2%（既存の2倍）に増やすことを目標にしており、これを通じて日本の防衛能力を強化するという趣旨である。結果的に北朝鮮の核リスクに関する「自主外交」という点で、日本の対北朝鮮宥和政策への転換及び国交正常化交渉の障害解決の見通しはそれほど明るくない。つまり、2024年11月の米大統領選挙の結果が、直ちに日朝国交正常化交渉のメカニズム（政策持続vs.制度転換）へ影響を及ぼすとは言い難い。

36）岸田文雄日本総理（当時）の発言に関するVOAの論評、「米国務省、岸田『日朝首脳会談』の意思に『対話努力を支持』」、2022年9月23日（https://www.voakorea.com/a/6759438.html）。

（2）日朝関係と日朝国交正常化交渉の停滞要因

表2　日朝国交正常化交渉年表

時期		懸案
Ⅰ期	第1次会談 （1991.1.30 - 1.31）	– 請求権問題、核査察問題、韓日併合関連、北朝鮮の管轄権、日本人妻問題
	第2次会談 （1991.3.11 - 3.12）	– 第1次懸案問題の連続議論：北朝鮮：「南北対話は国交正常化交渉と関係ない」 vs. 日本：「国交正常化交渉の進展のために南北対話は重要である」（日朝間の主張の対立）
	第3次会談 （1991.5.20 - 5.22）	– 北朝鮮の賠償と補償問題の譲歩：国交正常化後補償方式の提案、北朝鮮管轄権問題の譲歩 – 核査察
	第4次会談 （1991.8.30 - 9.2）	– 李恩恵（田口八重子）の所在に対する調査拒否 – 管轄権問題を除いた他の問題に対して既存の立場を固守
	第5次会談 （1991.11.18 - 11.20）	– 善隣友好条約締結提案、核査察：従来の立場を固守 – 北朝鮮の戦後賠償に対する言及回避：植民統治に対する補償だけを要求 – 日本人妻に対する協調的態度：日本人妻20人の名簿と12人の安否伝達
	第6次会談 （1992.1.30 -2.1）	– 北朝鮮の国連加盟/南北対話の促進/核査察の受け入れ（核保障措置協定の締結問題）議論 – 韓日併合条約：北朝鮮（不法·無効）vs。 日本（当時有効）、従軍慰安婦問題
	第7次会談 （1992.5.13 - 5.15）	– 核問題（北朝鮮：完全に解決されたことを主張vs。 日本：南北相互核査察の不実施を理由に未解決問題と認識） – 従軍慰安婦問題：北朝鮮のより強硬な態度に日本はこれを財産請求権として処理すると主張
	第8次会談 （1992.11.5）	– 核問題：IAEAの3回の臨時査察で解明、日本が出る問題ではない（北朝鮮側の主張） – 日本側の李恩恵問題提起で北朝鮮側の全員退場→会談決裂
Ⅱ期	第9次会談 （2000.4.4 - 4.7）	– 戦後補償（賠償）及び過去史問題 – 争点妥結より日本の謝罪を前提にした先修交主張
	第10次会談 （2000.8.21 - 8.25）	– 過去清算問題及び日本人拉致問題、交渉方式において互いに既存主張固守 – 国交正常化以前の経済支援要請：肯定的交渉
	第11次会談 （2000.10.30- 10.31）	– 北朝鮮：前よりさらに強力に補償要求vs 日本：拉致問題の根本的解決を促す → 1期の時と同様に、それぞれ異なる主張を頑強な固守により会談決裂

Ⅲ期	第1回首脳会談 （2002.9.17）	– 北朝鮮の譲歩:北朝鮮のミサイル実験猶予、拉致及び不審船問題の謝罪、植民地支配時代の財産請求権放棄、国交正常化後の日本の無償資金協力及び経済支援合意
	第12回修交会談 （2002.12.30）	– 平壌宣言（2002）好転した関係は拉致事件で悪化←小泉首相の過去史謝罪 – 拉致問題と核問題の解決なしには国交正常化できない→会談決裂
Ⅳ期	第2回首脳会談 （2004.5.22）	–「拉致被害者家族」5人、日本に帰国:拉致問題に対する再調査要求→北朝鮮側の受け入れ – 国交正常化会談の早期再開に合意→核問題に関して日朝両国の従来の立場を固守
	拉致問題解決 実務会議 （1次:2005.11.2） （2次: 2005.12.24）	– 第1次会議:北朝鮮が拉致問題の解決策を提示することを暗示し、積極的な態度 – 第2次会議:拉致問題はすでに終わった事案だという従来の立場に回帰（日本） – 北朝鮮:国交首脳会談を先に実行し、日本の経済協力（支援）を引き出すという立場 – 日本:拉致問題、核·ミサイル、国交正常化などの分科委員会の稼動提案 → 日朝国交正常化再開に向けた足場づくり
	第13次修交会談 （2006.2.4 - 2.8）	– 拉致問題（北朝鮮:すでに解決済み）vs. 日本:「拉致問題の解決なしに国交正常化はありえない」 – 北朝鮮:過去の物質的被害は経済協力で解決＋従軍慰安婦など人権問題は別途議論が必要
Ⅴ期	修交会談の再開推進 （2007–2008）	– 福田康夫:北朝鮮との国交正常化に向けた会談を再開する意志 – 日本人拉致及び北朝鮮核開発問題により交渉決裂
	修交会談の再開推進 （2009–2010）	– 鳩山由紀夫:対話による日朝関係改善の模索→北東アジアの安定と繁栄を図る
	日朝修交会談推進 （2021–2024）	– 岸田文雄:2024年日朝首脳会談を提案（条件なし会談に出る意志表明）

出典:日本外務省『外交青書』及び『日本経済新聞』等をもとに著者作成

第一に、日本が国交正常化交渉の過程において、何よりも拉致問題を優先し、交渉の前提条件とした連携政治は、日朝間の関係改善に大きな制約要因として作用してきた。実際に日本は2005年7月、6者協議の交渉アジェンダとして「拉致被害者問題」に拘った結果、「外交の周辺部」に押し出された。米国の北朝鮮に対する政策変化により日本はさらに孤立する羽目になったのである。特に、日本は北朝鮮の「ミサイル発射」（2006年7月）及び「地下核実験」（2006年10月）以降、拉致問題を北朝鮮の核と連携させて解決しようとする政治過程、いわゆる「特定的相互主義」政策を強力に推進してきた。これは国内政治と国際外交の懸案が相互に影響し合う「連携政治」の典型的な現れであると言える。

表3　日朝国交正常化（国交正常化）交渉プロセスと連携政治

時期	日本政権	交渉内容
1945–1954	吉田　茂	– 戦後復興と平和憲法の樹立に集中、対北朝鮮政策の不備
1960–1964	池田勇人	– 経済成長優先、自衛隊強化、日米韓協力強化、日朝国交正常化交渉なし
1964–1972	佐藤栄作	– 自衛隊強化、日米同盟強化、日米韓協力維持、日朝国交正常化交渉なし
1972–1974	田中角栄	– 外交の多角化、中国との関係改善、対北朝鮮政策の不備、日朝国交正常化交渉なし
1976–1978	福田赳夫	– 経済優先、日米韓協力維持、自衛隊強化、日朝国交正常化交渉なし
1980–1982	鈴木善幸	–「持続的な経済成長、防衛力増強、日米韓協力維持、日朝国交正常化交渉なし」
1982–1987	中曽根康弘	– 自衛隊強化、日米同盟強化、日米韓協力強化、日朝国交正常化交渉なし
1987–1989	竹下　登	– 経済優先、自衛隊強化、日米韓協力維持、日朝国交正常化交渉なし
1989–1991	海部俊樹	– 経済優先、日米同盟強化、自衛隊強化、日朝国交正常化交渉なし
1991–1993	宮澤喜一	– 経済優先、日米同盟強化、対北朝鮮政策の不備、日朝国交正常化交渉なし
1993–1994	細川護熙	– 自衛隊強化、経済改革、北朝鮮核問題対応、日朝国交正常化交渉開始
1996–1998	橋本龍太郎	– 自衛隊強化、対北朝鮮制裁強化、日朝国交正常化交渉中断
1998–2000	小渕恵三	– 自衛隊強化、経済優先、対北朝鮮協力模索、日朝国交正常化交渉再開
2000–2001	森　喜朗	– 自衛隊強化、経済優先、対北朝鮮協力模索、日朝国交正常化交渉継続
2001–2006	小泉純一郎	– 対北朝鮮拉致問題交渉、経済優先、北朝鮮核問題対応、日朝平壌宣言（2002年）
2006–2007	安倍晋三	– 北朝鮮に対する強硬対応、拉致問題強調、日朝国交正常化交渉中断
2007–2008	福田康夫	– 対北朝鮮協力模索、経済優先、日朝国交正常化交渉再開
2008–2009	麻生太郎	– 対北朝鮮強硬対応、日米同盟強化、日朝国交正常化交渉中断
2009–2010	鳩山由紀夫	– 対北朝鮮協力模索、経済優先、日朝国交正常化交渉再開
2010–2011	菅　直人	– 対北朝鮮強硬対応、経済改革、日朝国交正常化交渉中断
2011–2012	野田佳彦	– 対北朝鮮強硬対応、経済優先、日朝国交正常化交渉なし
2012–2020	安倍晋三	– 対北朝鮮強硬対応、日米同盟強化、日朝国交正常化交渉なし
2020–2021	菅　義偉	– 対北朝鮮強硬対応、日米同盟強化、日朝国交正常化交渉なし
2021–2024	岸田文雄	– 防御·反撃能力の強化、防衛費の増加、対北朝鮮強硬対応、日朝首脳会談提案（2024）

出典：著者作成、日本外務省『外交青書』[37] 参照

第二に、日本の対北朝鮮政策への対応が硬直し、相変わらず対北朝鮮圧迫（強硬）モード一辺倒であった。例えば、「米・中・ロ・韓」が対話（包容）政策の構図に変わっている状況でも日本は一貫したスタンスを取ってきたためである。6カ国協議で対北朝鮮政策

37）https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/

をめぐる各国の立場は日米の圧迫政策対韓・中・露の宥和政策構図が結果的にリスク管理における制度的・構造的限界が存在することが、本事例研究から導き出される重要な教訓である。このように、特定的相互主義に依拠した日本の対北政策は成果が限定的であり、日本政権内では『拉致問題の提起のみでは外交的成果を得られない』との批判も生じた。これは政策レジームが硬直化する典型例と言える。例えば強硬な勢力に支持基盤を置いた安倍政権はジレンマに陥り、対北朝鮮外交が停滞した経緯がある。こうした北朝鮮問題をめぐる日本の対北朝鮮強硬外交政策の展開は、結果的に日朝間の敵対的な力学関係につながった。これは結局、北朝鮮核のリスク管理はもとより、 朝鮮半島における平和体制の構築にも否定的な影響をもたらしかねないという点を想起しなければならない。

3　韓国の対北朝鮮政策転換:相互主義及び調整メカニズム

3.1. 韓国の対北朝鮮政策

金泳三（キム·ヨンサム）、李明博、朴槿恵、文在寅、尹錫悦、政権の北朝鮮核リスク管理戦略及び政策的対応に関して要約すると、次のようになる。

表4　韓国の政権別対北朝鮮政策の変化

政権（時期）	対北戦略
金泳三政権	– 1993年3月の北朝鮮の核拡散禁止条約(NPT)脱退後、韓米政策調整の重要性を認識 – 1994年10月の米朝間ジュネーブ合意→米朝間交渉の結果を事後追認
金大中政権	– 第2次北朝鮮核問題発生:「南北和解·協力」という太陽政策を基調に解決努力
盧武鉉政権	– 多国間交渉によるリスク管理:北朝鮮の核問題解決に期待 – 米朝間の葛藤深化
李明博政権	– 対北朝鮮強硬対応戦略:対北朝鮮支援中断及び制裁強化 – 非核·開放·3000構想提示
朴槿恵政権	– 信頼プロセスの推進:対話と制裁の並行戦略 – 開城工業団地の閉鎖決定
文在寅政権	–「朝鮮半島平和プロセス」の推進及び平和体制の構築 – 南北首脳会談及び米朝首脳会談主導
尹錫悦政権	– 対北朝鮮抑制(核抑止理論)と強硬政策に復帰→条件付き対北朝鮮支援を提示 – 日米韓三角協力強化及び国際協力誘導

出典: 著者 作成

金泳三政権（1993–1998）では、1993年3月の北朝鮮の核拡散禁止条約（NPT）脱退、

1994年10月に米朝間で合意された「ジュネーブ合意」の影響を受けた。しかし、北朝鮮の核戦略に関して自律性を持たないまま、米朝間の交渉結果を「事後追認」する程度に留まった。この事例は韓米政策調整の重要性を認識させる契機になった。

表5　韓国・米国・日本の政権別対北政策及び北朝鮮の対応

時期	日本首相	日本の対北政策	米国 大統領	米国の 対北政策	韓国 大統領	韓国の 対北政策	北朝鮮の対応
1945–1952	吉田	戦後復興及び平和憲法の樹立	ハリー・トルーマン	朝鮮半島の分断と冷戦政策	李承晩	反共政策	–
1952–1960	吉田	平和憲法の維持、経済回復	アイゼンハワー	反共主義の強化	李承晩	反共政策	–
1960–1964	池田	経済成長優先、自衛隊強化	ケネディ・ジョンソン	冷戦中の同盟強化	朴正熙	経済開発・反共政策	–
1964–1972	佐藤	日米韓協力、自衛隊強化	ジョンソン，ニクソン	ベトナム戦争及びデタント	朴正熙		日韓関係の改善国交正常化（1965）
1972–1974	田中	外交の多角化、	ニクソン	デタント及び中国関係の改善	朴正熙		日中関係の改善国交正常化（1972）
1974–1980	福田	日米韓協力維持、経済優先	フォード，カーター	デタントの維持、人権問題	朴正熙 崔圭夏		–
1980–1982	鈴木	経済成長の持続、防衛力増強	レーガン	強硬対北政策	崔圭夏 全斗煥		–
1982–1987	中曽根	自衛隊強化、日米同盟強化	レーガン	強硬対北政策	全斗煥		–
1987–1989	竹下	自衛隊強化	レーガン，ブッシュ	強硬対北政策	盧泰愚	北方政策	経済優先（日本）
1989–1991	海部	日米韓協力、自衛隊強化	ブッシュ	強硬対北政策		北方政策	–
1991–1993	宮澤	経済優先、日米同盟強化	ブッシュ，クリントン	強硬対北政策	盧泰愚 金泳三	北方政策	–
1993–1996	細川	経済改革	クリントン	対北交渉，ジュネーブ合意	金泳三	太陽政策	自衛隊の強化（日本）
1996–1998	橋本	対北朝鮮制裁					
1998–2000	小渕	経済優先			金大中		
2000–2001	森	自衛隊の強化、対北朝鮮協力	クリントン，ブッシュ	対北交渉，ジュネーブ合意	金大中		–
2001–2006	小泉	北朝鮮との拉致問題交渉	ブッシュ	強硬対北政策	金大中 盧武鉉		2002年 小泉の訪朝、拉致被害者の帰国
2006–2007	安倍	対北強硬対応、拉致問題を強調		強硬対北政策	盧武鉉		–
2007–2008	福田	対北協力		強硬対北政策	盧武鉉		–

<table>
<tr><td>2008–2009</td><td>麻生</td><td>対北強硬対応</td><td>ブッシュ
オバマ</td><td>強硬対北政策</td><td>李明博</td><td>韓米協力</td><td>日米同盟の強化</td></tr>
<tr><td>2009–2010</td><td>鳩山</td><td>対北協力</td><td rowspan="5">オバマ</td><td rowspan="3">対北交渉</td><td>李明博</td><td rowspan="3">強硬な対北政策</td><td>経済優先（日本）</td></tr>
<tr><td>2010–2011</td><td>菅</td><td rowspan="4">対北強硬対応</td><td>李明博</td><td>経済改革（日本）</td></tr>
<tr><td>2011–2012</td><td>野田</td><td>李明博</td><td>経済優先（日本）</td></tr>
<tr><td>2012–2014</td><td>安倍</td><td>強硬対北政策</td><td>李明博
朴槿恵</td><td>対米
政策協調</td><td>日米同盟の強化</td></tr>
<tr><td>2014–2017</td><td>安倍</td><td>強硬対北政策</td><td>朴槿恵</td><td>対米
政策協調</td><td>日米同盟の強化</td></tr>
<tr><td>2017–2020</td><td>安倍</td><td>対北強硬対応
日米同盟強化</td><td>トランプ</td><td rowspan="2">対北交渉
首脳会談</td><td>文在寅</td><td>対米
政策協調</td><td>2018～2019年の米朝・南北首脳会談</td></tr>
<tr><td>2020–2021</td><td>菅</td><td>対北強硬対応
日米同盟強化</td><td>トランプ
バイデン</td><td>文在寅</td><td>対米
政策協調</td><td>2020年の短距離ミサイル発射</td></tr>
<tr><td>2021–2022</td><td>岸田</td><td>対北強硬対応</td><td>バイデン</td><td>対北交渉＋強硬政策の併用</td><td>文在寅</td><td>対米
政策協調</td><td>2021年のICBM発射,日米同盟の強化</td></tr>
<tr><td>2022年12月–2024</td><td>岸田</td><td>防御·反撃能力の強化,防衛費の増加</td><td>バイデン</td><td>強硬政策</td><td>尹錫悦</td><td>対米
政策協調</td><td>2022年の火星17型ICBM発射</td></tr>
</table>

出典: 著者作成

金大中政権（1998–2003）では、第2次北朝鮮核問題発生時、 南北の和解と協力に基づく「太陽政策」によって核問題の解決を試みたが、決定的な成果を出すことができなかった。むしろ米国との関係に緊張をもたらし、対北朝鮮リスク管理のためには米国との政策調整が重要だという教訓を残した。

盧武鉉（2003–2008）政権発足当初、北朝鮮の核問題解決に対する高い期待が寄せられたが、米朝間の対立（葛藤）が深まる中、韓国政権は再び北朝鮮の核問題で周辺的位置に残ることになった。結局、多国間交渉によるリスク管理の必要性が浮き彫りとなった。

李明博政権（2008–2013）は対北朝鮮強硬対応戦略を採択した。これは、北朝鮮への支援を中止し、制裁を強化する方向で現れた。「非核・開放・3000」構想を提示し、北朝鮮が非核化を実現すれば経済的支援を提供するという特定的相互主義に基づいた「核抑止理論」を展開した。

朴槿恵政権（2013–2017）の対北朝鮮政策は信頼プロセスを基調に、対話と制裁を並行する戦略を採用した。これは北朝鮮の行動変化に応じて相応する措置を取るという接近方式である。また、2016年に開城工業団地の閉鎖を決定するなど、北朝鮮に対して強硬な立場を示し、 南北関係はより一層硬直した。

文在寅政権（2017–2022）は「朝鮮半島平和プロセス」の構築を政策目標に、南北及び

米朝首脳会談を主導し、国際的な平和体制に寄与する戦略を駆使した。特に対話及び宥和政策を通じて北朝鮮の核問題解決を模索し、複数回の首脳会談が開催された。尹錫悦政権（2022–2025）は対北朝鮮抑制及び強硬政策に復帰した。条件付き対北朝鮮支援を提示しながらも、前提条件及び強力な抑止力を強調するアプローチを採択した。日米韓3国協力を強化し、国際協力を誘導して北朝鮮の核の脅威に対応している。

表6　韓国の対米政策調整と対北朝鮮政策の選択

対米政策調整 / 対北強硬政策	韓米政策の対立 Competitive/Conflict	韓米政策の協調 Cooperative/Alliance
強硬政策への賛成 Ⅰ （制裁と圧力） Conditioned Strategy	A 対北強硬 vs. 対北融和（包容政策）	B 対北強硬政策（対米政策の追従）
	金泳三政権 vs. クリントン/オバマ政権	李明博 / 朴槿恵 - オバマ / トランプ政権（ミサイル/核実験：2009.5.25） 2009：6カ国協議の停滞 尹錫悦–バイデン政権：対北首脳会談は未定
強硬政策への反対 Ⅱ （対話/包容/和解政策） Unconditioned Strategy	C 太陽政策 vs. 対北強硬政策	D　太陽政策（韓米政策の収斂）
	盧武鉉政権 - ブッシュ政権 （ミサイル/核実験：2006.10.9） 2001：ブッシュ政権の太陽政策への批判 →「悪の枢軸」 2006：米国の対北制裁、2007：南北首脳会談☞文在寅 - バイデン政権（制裁維持及び軍事的抑止力の強化）	金大中–クリントン政権 2000年：米国による南北首脳会談の支持、和解（reconciliation）の政治 文在寅–トランプ政権 2018～2019年：南北・米朝首脳会談 朝鮮半島平和プロセス及び首脳会談を支持

出典: 著者作成

3.2. 日米韓外交協力(調整)及び政策の帰結：カップリングvs.デカップリング

一期目のトランプ政権は、文在寅政権の対話と互恵的相互主義を基調とする交渉戦略を支持し、強力な「経済制裁（Economic Sanction）」及び抑止力を通じて北朝鮮の非核化を圧迫した。政権交代後、バイデン大統領は文在寅政権の対話と交渉基調を支援しながらも、制裁維持及び抑制力強化戦略を通じて北朝鮮の挑発に対応している。一方、バイデン政権は保守政権に交代した韓国の尹錫悦政権（当時）と協力して「核抑止戦略」を強化し、日米韓三カ国間協力を通じて北朝鮮の脅威に強硬対応している。

日本の対米政策調整と対北朝鮮政策の選択は、日米関係の協調と対北朝鮮強硬政策の

賛否によって、次の4つに分けられる。

表7　日本の対米政策調整と対北朝鮮政策の選択

対米政策調整 ＼ 対北強硬政策	米日政策対立 Competitive/Conflict	米日政策協力 Cooperative/Alliance
対北強硬政策の賛成 I （制裁と圧力） Conditioned Strategy	A 対北強硬 vs. 対北融和（包容政策）	B 対北強硬政策（米日政策の収斂）
	森 vs. クリントン政権 菅直人 vs. オバマ政権 安倍・菅・岸田　vs. トランプ政権	安倍・菅・岸田 － オバマ／バイデン政権（ミサイル／核実験：2009年5月25日） 2009年：6者協議の停滞 2024年：北朝鮮核リスク管理の限界が露呈
強硬政策反対 II （対話・包容宥和政策） Unconditioned Strategy	C. 太陽政策 vs. 対北強硬政策	D. 太陽政策（米日政策の収斂）
	鳩山 vs. オバマ政権 （ミサイル／核実験：2006.10.9）	小渕 -（金大中）- クリントン政権 2002年：日朝首脳会談 2027年:日朝･米朝首脳会談(予想)

出典:著者作成。

A 対北朝鮮強硬vs. 対北宥和政策：森政権は対北強硬政策を支持し、クリントン政権の宥和政策と政策的対立を見せたが、民主党の菅直人政権はオバマ政権の対北強硬政策基調に歩調を合わせた。安倍晋三、菅義偉、岸田文雄政権は強硬対北政策を推進し、オバマ及びバイデン政権と政策を共有し協力体制を維持した。

B 対北朝鮮強硬政策（日米政策収斂）:安倍、菅、岸田政権は対北朝鮮強硬政策を支持し、米国のオバマ、バイデン政権と政策的連携（協力基調の維持）を高めた。特にミサイル及び核実験（2009年5月25日）以後、李明博、朴槿恵、尹錫悦政権とオバマ、バイデン政権は麻生政権（鳩山を除く）以後、岸田政権に至るまで協力して対北朝鮮圧迫政策を持続・強化した。ミサイル及び核実験の余波で6者協議が停滞し、北朝鮮核リスク管理の限界が克明に現れる類型（時期）である[38]。

C 太陽政策 vs 対北朝鮮強硬政策：日本の鳩山由紀夫政権（2009–2010）は対北朝鮮協力と経済優先を強調し、包容政策を実施したが、米国のオバマ政権と李明博政権が強硬対北朝鮮政策を堅持したことで対北朝鮮政策の方向性が一致せず、核リスク管理が効果を発揮しなかった。

D 太陽政策（日米韓政策収束）：小渕恵三政権は、金大中大統領とクリントン政権と連

38）御手洗昭治［2007］,「アジア太平洋地域の安全保障と六ヶ国多国間交渉〔1〕(2002年～2006年12月8日迄)」,『札幌大学総合論叢』第23巻, pp.199–211。

携政治（協力）して太陽政策を推進した。米国は、南北首脳会談（2000年）や日朝首脳会談（2002年）プロセスを支持した結果、「和解の政治」（2018–2019年）が花開く時期と評価できる。南北及び米朝首脳会談の開催で韓米間の「政策収斂」は結果的に日本の積極的な支持を受けることができず、未完成と評価されるが、関係改善の踏み台（プラットフォーム）になったことは明らかである。日朝及び米朝交渉を通じて国交正常化が実現すれば、日米韓の「連携政治」は国際協力の強化につながり、安全保障上のリスク管理にも重要な役割を果たすという事例（モデル）になろう。

4　結論：「安保レジーム」の変容と国際協力（重層的制度）の限界

北朝鮮の核リスク管理をめぐる日米韓3国の対北朝鮮政策に関して相互主義の観点から検討し、関連した国際安保体制の変容に関して分析した結果は、次の3つに要約される。日米韓3国の対北朝鮮安保体制は、相互主義の規範や原則によって北朝鮮の対応ガバナンスが変わった。

第一に、韓国政権の対北朝鮮政策は、金大中（＝盧武鉉＝文在寅）政権が実施してきた「互恵的相互主義」から、2008年の李明博政権発足とともに条件的・特定的相互主義に変化した。さらに、米国の対北朝鮮政策は、クリントン政権の互恵的相互主義政策から、ブッシュ政権とオバマ政権下の特定的相互主義へと変化した。当時、韓米両国が互恵的相互主義に反対した背景には、盧武鉉政権（及びその政策を継承した文在寅政権）が掲げた「太陽政策」が北朝鮮に実質的な変化をもたらすことができなかったことが挙げられる。結果的に、核問題を進展させることができず、南北関係の緊張状態を継続した。

第二に、日米韓の対北朝鮮政策の変化、特に対北朝鮮強硬政策の実施は、結果的に朝鮮半島の軍事的緊張と経済的不安状況と連動していた。特に韓国と日本が北朝鮮に対して「特定的」相互主義に基づいた政策を行う際は結果的に南北・日朝関係が極度に不安定になり、むしろ米国と中国の影響力が増大する結果をもたらした。北朝鮮の非核化を前提条件とする「北核問題の先決」という政策枠組みの下では、対北朝鮮制裁措置の継続によって事態の複雑化を招き、関係改善や効果的なリスク・マネージメントが困難になる可能性がある。これは、北朝鮮の核リスク管理における日米韓の「連携政治」及び政策調整メカニズムが効率的に作動できなかった経路依存性理論及び歴史的教訓である。「新しい朝鮮半島平和構想を推進するためには、北朝鮮の核放棄が前提にならなければならず、南北関係改善のための真摯な対話が前提になってこそ首脳会談を推進する」という李明博－朴槿恵－尹錫烈（ユン・ソンニョル）による政権の強硬な（条件付き）外交は、基本的な方

向では可能だが、戦略的管理レベルでより柔軟な「政策転換」が必要であると思われる[39]。

第三に、韓国と日本、ひいては米国の対北朝鮮政策の変化とその政策帰結を分析した結果、韓国の対北朝鮮政策がもたらした成果は限定的であった。むしろ、韓国や日本の政治には米国の影響力が大きく作用している。さらに、米国と同調した「特定的相互主義（＝核抑止理論）」よりは「互恵的相互主義」を土台にした対北朝鮮政策の推進が望ましいものとみられる。たとえ成功しなかったとしても、文在寅政権の積極的な包容政策は、米トランプ政権の支持を受け、非核化論議がかなり進展をもたらした事例として評価されるべきである。対北朝鮮政策の効果を最大化するためには、政治・軍事的関係改善と平和共存のための米国・日本（あるいは中国）など国際協力が必要不可欠である。

結論として、韓国の対北朝鮮外交においては、北朝鮮に対する過度な圧力行使や非現実的な要求よりも、「互恵的相互主義」に基づいた政策選択（アプローチ）が効果的であると考えられる。また、北朝鮮が政治・経済的効用を同時に狙い、非核化と交換し、実利をどのように追求するかがカギである。同時に、日本が日朝国交正常化交渉の過程で最大の障壁となってきた拉致被害者問題に関する新たな解決策を導入（提案）できるか、すなわち「拉致問題に拉致された日本外交」の「政策転換（Policy Transformation）」も注目に値する。

39）特に6者会合のメンバー国である日本の事例からも分かるように、対北朝鮮強硬政策の実施は、北朝鮮の対外政策の対象から日本が除外される結果（ジャパン・パッシング）をもたらすことが確認できる。

参考文献(Reference)

権妍李［2024］「日本の『経済安保』外交と韓日関係：安倍政権機関著-自民党-世論の連携政治を中心に」韓国アジア学会『アジア研究』27(1)

권연이［2024］「일본의 '경제안보' 외교와 한일관계: 아베　정권기 관저–자민당–여론의 연계정치를 중심으로」한국아시아학회『아시아연구』27(1)

キム・ドンヨプ［2022］「朝鮮半島非核化に向けた軍備統制の理論的考察とアプローチ」人文社会21『人文社会21』13(5)

김동엽［2022］「한반도 비핵화를 위한 군비통제의 이론적 고찰과 접근」인문사회21『인문사회 21』13(5)

金アルム［2021］「小泉政権の対北朝鮮政策と日朝交渉の推進戦略」西江大学東亜研究所『東亜研究』40(2)

김아름［2021］「고이즈미 정권의 대북정책과 북일 교섭의 추진 전략」서강대학교 동아연구소『동아연구』40(2)

金暎根［2008］「北朝鮮経済再建のための国際公的開発援助(ODA)支援規模推定」（ソウル大学国際学研究所『国際·地域研究』第17巻第4号

김영근［2008］「북한경제재건을 위한 국제공적개발원조(ODA)지원규모 추정」서울대학교 국제학연구소『국제·지역연구』제17권 제4호

金暎根［2009］「北朝鮮開発モデルの成功条件に関する試論：開城工業団地の障害要因及び活性化方案を中心に」世界平和統一学会『平和学研究』第10巻4号

김영근［2009］「북한 개발 모델의 성공조건에 관한 시론: 개성공단의 장애요인 및 활성화 방안을 중심으로」세계평화통일학회『평화학연구』제10권 4호

金暎根［2010］「WTO体制下における日本の対中国通商政策の変化」東アジア日本学会編刊『日本文化研究』第33集

김영근［2010］「WTO 체제하의 일본의 대중국 통상정책의 변화」동아시아일본학회『일본문화연구』제33집

金暎根［2012］「東北アジア経済協力方案に関する一考察：中国の対北投資政策を中心に」高麗大学中国学研究所『中国学論叢』第37集

김영근［2012］「동북아시아 경제협력 방안에 관한 일고찰: 중국의 대북 투자 정책을 중심으로」고려대학교 중국학연구소『중국학논총』제37집

金暎根［2012］「北東アジアにおける経済協力の進展（東北アジア経済協力方案に関する一考察：中国の対北朝鮮投資政策を中心に）」高麗大学日本研究センター『日本研究』第17巻

김영근［2012］「동북아시아 경제협력 방안에 관한 일고찰: 중국의 대북 투자 정책을 중심으로」고려대학교 일본연구센터『일본연구』제17권

金暎根［2014］「災害対応と韓国型CSR構築課題」韓国自動車産業研究所(KARI)『自動車経済』第9月号

김영근［2014］「재해 대응과 한국형 CSR 구축 과제」한국자동차산업연구소(KARI)『자동차경제』제9월호

金暎根［2014］「日本と韓国における危機管理の政治経済学」韓国日本学会『日本学報』第100集

김영근［2014］「한일간 위기관리의 정치경제학」제100집, 한국일본학회『일본학보』

キム・テヒョン［2012］「抑止の失敗と強圧外交：キューバのミサイルと北朝鮮の核」韓国国際政治学会『国際政治論叢』52(1)

김태현［2012］「억지의 실패와 강압외교: 쿠바의 미사일과 북한의 핵」한국국제정치학회『국제정치논총』52(1)

南基禎（ナム·ギジョン）［2015］「2002年日朝首脳会談と安倍晋三の浮上」歴史問題研究所『歴史批評』第

112巻
남기정［2015］「2002년 북일정상회담과 아베 신조의 부상」역사문제연구소『역사비평』제112권
リュ・サンヨン［2004］「日本と北朝鮮関係：消えた接点の経済的再解釈」韓国国際政治学会『国際政治論叢』44(2)
류상영［2004］「일본과 북한관계：사라진 접점의 경제적 재해석」한국국제정치학회『국제정치논총』44(2)
パク・ヨンジュン［2019］「朝鮮半島非核·平和プロセスと日本の安倍政権の立場」極東問題研究所『韓国と国際政治』
박영준［2019］「한반도 비핵、평화프로세스와 일본 아베 정부의 입장」극동문제연구소『한국과 국제정치』35(1)
シン・ドンフン［2018］「核抑止理論を通じて調べた北朝鮮の核戦略」陸軍士官学校花郎大研究所『韓国軍事学論集』74(1)
신동훈［2018］「핵억지 이론을 통해 살펴본 북한의 핵전략」육군사관학교 화랑대연구소『한국군사학논집』74(1)
パク・ジョンジン［2015］「日朝国交正常化と『65年秩序』」歴史問題研究所『歴史批評』111巻
박정진［2015］「북일 국교정상화와 ‘65년 질서」역사문제연구소『역사비평』111권
シン・ジホ［2000］「北朝鮮経済協力の展開構図と韓国の対応策」ハヌル『北朝鮮の改革開放：過去、現況、展望』
신지호［2000］「일북 경제협력의 전개구도와 한국의 대응방안」한울『북한의 개혁 개방：과거，현황，전망』
ヤン・ギウン、キム・ジュンドン［2006］「日朝国交正常化交渉（1990–2006）の決裂（決裂）と再開（再改）の条件」現代日本学会『日本研究論叢』23号
양기웅・김준동［2006］「북일수교협상（1990–2006）의 결렬（決裂）과 재개（再改）의 조건」현대일본학회『일본연구논총』23호
李起完（イ・ギワン）［2014］「『ストックホルム合意』と日本の対北朝鮮制裁解除の背景」東アジア国際政治学会『国際政治研究』17(2)
이기완［2014］「‘스톡홀름 합의’와 일본의 대북 제재 해제의 배경」동아시아국제정치학회『국제정치연구』17(2)
李基完（イ・ギワン）［2016］「金正恩政権の対日接近と日朝関係」東アジア国際政治学会『国際政治研究』19(2)
이기완［2016］「김정은 정권의 대일 접근과 북일관계」동아시아국제정치학회『국제정치연구』19(2)
イ・ギワン、ヨ・ヒョンチョル［2024］「岸田政権の対北朝鮮戦略と日朝関係」大韓政治学会『大韓政治学会報』32(1)
이기완・여현철［2024］「기시다 정부의 대북전략과 북일관계」대한정치학회『대한정치학회보』32(1)
李禹鐸（イ・ウタク）［2009］『オバマと金正日の生存ゲーム：北朝鮮の核問題をめぐる6者協議の現場の記録』昌海
이우탁［2009］『오바마와 김정일의 생존게임：북핵 6자회담 현장의 기록』창해
丁世鎮（チョン・セジン）［2004］「与野党両党の統一外交政策比較：『包容政策』論争を中心に」東アジア国際政治学会『国際政治研究』第7集2号–20
정세진［2004］「여야 양당의 통일・외교 정책 비교：‘포용정책’논쟁을 중심으로」동아시아국제정치학회『국제

정치연구』제7집2호
陳昌洙（チン・チャンス）［2002］「日朝国交正常化交渉の開始と座礁」韓国世界地域学会、2002年度春季定期学術会議論文集
진창수［2002］「북일국교정상화 교섭의 개시와 좌초」한국세계지역학회, 2002년도 춘계정기 학술회의 논문집
ホン・インスク［2001］「第2次世界大戦直後, GHQ의 在日朝鮮人政策」韓日民族問題學會『韓日民族問題研究』
宮本悟［2014］「北朝鮮における最高指導者の交代と核問題をめぐる対米外交政策の変化」『聖学院大学論叢』第27巻第1号
御手洗昭治［2007］「アジア太平洋地域の安全保障と六ヶ国多国間交渉〔1〕（2002年～2006年12月8日迄）」『札幌大学総合論叢』第23巻

Atlantic Council Experts [2023], *"Experts react: The US–Japan–South Korea summit was 'historic.' But what did it accomplish?,"* Atlantic Council, https://www.atlanticcouncil.org/
Beyza Unal, Yasmin Afina and Patricia Lewis International Security Programme [2020] *Perspectives on Nuclear Deterrence in the 21st Century*. Chatham House
Bob Jessop [1990] *State Theory*, Cambridge: Polity Press
Brodie, Bernard [1959] *Strategy in the Missile Age,* Princeton, NJ: Princeton University Press
Cho, Young Chul [2010] "Collective identity formation on the Korean Peninsula: United States' different North Korea policies, Kim Dae–Jung's Sunshine Policy, and United States–South Korea–North Korea relations," *International Relations of the Asia–Pacific*, Volume 10 Issue 1
Cox, Robert W. [1986] "Social Forces, States and World Orders : Beyond International Relations Theory," in Robert Keohane, ed., *Neorealism and Its Critics,* New York : Columbia University Press
Nicos Poulantzas [1978] *State, Power and Socialism,* London: New Left Books
Freedman, Lawrence [2004] *Deterrence*. Cambridge, UK: Polity Press
ISOZAKI Atsuhito [2022] "The Japan–North Korea Summit: 20 Years On New testimonies are emerging about the historic meeting" The Diplomat, https://thediplomat.com/
Jervis, Robert [1989] *The Meaning of the Nuclear Revolution: Statecraft and the Prospect of Armageddon*. Ithaca, NY: Cornell University Press
Kim, Hakjoon [2003] "Sunshine or Thunder? Tension between the Kim and Bush Administrations in Historical Perspectives," Korea Observer, Vol.34, No.1, 韓国学術研究院
Kim, Hong–Soo [2005]「参加型政権の前半期対北朝鮮政策に関する評価と課題：太陽政策の継承と発展を中心に（참여정부의 전반기 대북정책 평가와 과제：햇볕정책의 계승과 발전을 중심으로）(Estimation and Problems of Participatory Government's Policy toward North Korea during the First Half of its Period : With Priority Given to the Succession and Development of Sunshine Policy)," *The Journal of International Relations*, Vol.8, No.2, The East Asian Association of International Studies
Kim, Young–Geun [2013] "Reciprocity in South Korean Security Policy vis–à–vis North Korea and the United States," *Asian Perspective*, Portland State University & Kyungnam University, Vol.37 No.2(June 1, 2013)
Koo, Bonhak and Changee Nam [2001] "South Korea's Sunshine Policy and the Inter–Korean Security Relations," *The*

Korean Journal of Defense Analysis

Kwon, Eundak and Jae–Cheon Lim [2006] “Crossing the river that divides the Korean Peninsula: An evaluation of the Sunshine Policy,” *International Relations of the Asia–Pacific*, Volume 6, Oxford University Press.

Lawless, Richard [2020] “Nuclear North Korea and Japan: The INF Option,” The National Bureau of Asian Research

Mearsheimer, John J. [1983] *Conventional Deterrence*. Ithaca, NY: Cornell University Press

Mearsheimer, John J. [1984–1985] “Nuclear Weapons and Deterrence in Europe” *International Security*, 9(3)

Mueller, J. [2010] *Atomic Obsession: Nuclear Alarmism from Hiroshima to Al–Qaeda*. Oxford University Press

Pritchard, Charles L. [2007] *Failed Diplomacy: the tragic story of how North Korea got the bomb*, Washington D.C.: Brookings Institution Press

キム・ヒョンチョル、ソ・ボヒョク訳[2008]『失敗した外交：ブッシュ、ネオコン、そして北朝鮮核危機』四季出版社

김현철・서보혁 옮김[2008]『실패한 외교: 부시, 네오콘 그리고 북핵위기』사계절출판사]

Rosenau, James N. [1984] “A Pre–Theory Revisited: World Politics in an Era of Cascading Interdependence.” *International Studies Quarterly*, 28(3)

Schelling, Thomas C. [1960] *The Strategy of Conflict*. Cambridge, MA: Harvard University Press

Snyder, Scott A. [2023] “How a New U.S.–South Korea Deal Can Deter the North Korean Nuclear Threat” Council on Foreign Relations

Wertz, Daniel [2018] “The U.S., North Korea, and Nuclear Diplomacy, *NCNK ISSUE BRIEF*, The National Committee on North Korea(NCNK)

【関連Webサイト】

日本外務省『外交青書』https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bluebook/

「国会会議録検索システム」http://kokkai.ndl.go.jp/

「内閣府」http://www.cao.go.jp

「首相官邸」http://www.kantei.go.jp

「自由民主党」http://www.jimin.jp/top.html

「民主党」http://www.dpj.or.jp

『朝日新聞』https://www.asahi.com/

『日本経済新聞』https://www.nikkei.com/

『読売新聞』https://www.yomiuri.co.jp/

『国際武器移転史』第21号（2026年1月），27-54頁

論 説

1930年代初頭ドイツにおける「暫定全国経済協議会」の雇用創出構想

奥山　誠*

The Plan of the Provisional National Economic Council's Employment Creation in Germany in the Early 1930s

By MAKOTO OKUYAMA

This article highlights the early development of Keynesian economics in Germany by examining the employment creation plan put forth by the "Provisional National Economic Council," a group known as the "reformers" who advocated active government-led economic policy in Germany in the early 1930s. The council was created as a government advisory body to facilitate labor–management collaboration. To explore this topic, the paper first clarifies the process of establishing the Provisional National Economic Council and outlines the organization's structure and activities. It then describes how the "Central Committee," which announced the employment creation plan during the Great Recession, was established as a sub-organization of the council. Next, the contents of the council's "Report" on employment creation (produced by the Central Committee) are scrutinized, with particular focus on business sectors and financing issues. The paper then examines how this "Report" reflects the economic policy arguments of labor and management and considers the discussions between the government and labor and management regarding employment creation. Finally, it summarizes the significance and limitations of the council's employment creation initiative.

1　はじめに

本稿は、深刻な失業の急増に直面した1930年代初頭のドイツで政府主導の積極的な経済政策の必要性を訴えた「改革派」と呼ばれるグループのうち、労使協働の政府の諮問機関として創設された「暫定全国経済協議会」が提起した雇用創出構想を検討することで大不況下における労使間の経済政策の協働と雇用創出をめぐる労使と政府との攻防の一端を明らかにし、ドイツでのケインズ主義的な経済学の胎動を浮き彫りにすることを課題としている。

ところで当該期のドイツを率いたブリューニング首相が実施したデフレ政策をめぐる評

＊明治大学政治経済学部准教授（Associate Professor, School of Political Science and Economics, Meiji University）

価が、ヴァイマル末期の経済政策論に関する一大争点をなすことは周知の通りである。就中この研究分野をリードしたボルヒャルトは、ブリューニングが置かれていた通貨・財政・外交政策上の制約条件から当時の政府が果たし得た「行動の余地」は限られていたと指摘するとともに、ヴァイマル体制下のドイツ経済が生産性上昇を上回る相対的高賃金を特徴とする「病んだ経済」であったことにも注目したうえで、ブリューニングのデフレ政策を擁護した[1)]。かかるテーゼに対する批判への応答のなかで、ボルヒャルトは「暫定全国経済協議会」の雇用創出構想にも言及しているが、この構想は「資金調達の可能性」を論じるにあたって「政府予算を均衡させようとする強迫的な使命」を公言しているとし、労使はライヒスバンクの資金調達の規模が「限定されなければならない」という理解で「合意」していたと断定している[2)]。

もとよりボルヒャルトが提起したテーゼが一定の説得力をもつことは認めるとしても[3)]、それを盾にして「改革派」の構想を一掃するのは、適切ではない。世界恐慌下のドイツでは1931年7月の金融恐慌を契機として失業率は悪化の一途をたどり、労働組合員に限ってみても、1932年2月にはその失業率は44.3％に達している[4)]。かかる未曽有の大不況を前にして、労使にとってはその過酷な現実をいかにして乗り越えるのかが喫緊の課題となったのであり、そうした彼らの知的営為の足跡を精査することは、ボルヒャルト・テーゼの有効性にもかかわらず、当時のドイツにおける経済政策論の水準を見究めるうえできわめて重要な意義をもつと考えられる。またボルヒャルトによる協議会の雇用創出構想への評価についていえば、ボルヒャルトはそもそも協議会の構想に関して1次資料にもとづく再構成を行っておらず、その分析はやや表層的といわざるを得ない。構想の核心である資金調達の方法についても労使がライヒスバンクの資金調達の規模を「限定」しなければならないという理解で「合意」していたと指摘するだけでは、その真意を正確に捉えているとは言い難い。本論で触れるように、労使は「国家による信用創造」を基本的に肯定するが、ただしそれはライヒスバンクを危機にさらすことがないよう慎重に行われなければならないと考えていたのであって、「政府予算の均衡」を「強迫的な使命」と公言していたとするボルヒャルトの指摘は、いささか一方的な評価であるように思える。

次に協議会が提起した雇用創出に関する「報告書」に依拠してその構想を検討した例

1）Borchardt [1982] S. 170-173, 179.
2）Borchardt [1983] S. 76-77.
3）八林［1994］を参照。ただし、同時代のドイツの経済学者たちの間ではボルヒャルト・テーゼの「最大の争点」である賃金の高低に関して共通の認識は得られていなかった。藤本［1995］45頁、も見よ。
4）Statistischer Reichsamt [hrsg.][1932] S. 304.

外的な先行研究には、マイスターの業績[5]がある。マイスターは「報告書」の中核を占める雇用創出の事業分野と資金調達の方法を的確に紹介したうえで、その内容には経済界（使用者代表）、わけてもドイツ工業全国連盟の経済政策論が反映されていた事実を指摘する。マイスターの研究は協議会の雇用創出構想に関する唯一といってもよい内在的な考察であり、当時のドイツ経済界を代表する組織であったドイツ工業全国連盟による大不況下での信用拡大政策の訴えを掘り起こした点は高く評価されなければならない。

ただしマイスターは経済界（使用者ないし企業家）の役割を強調するあまり、協議会の「報告書」には、労働者の代表、特にドイツ労働組合総同盟の執行部に帰属するメンバーたちが本報告書を「提案」したという文言があることを見落としている。「報告書」の作成に使用者の代表が関与したのは間違いないが、その作成を主導したのはあくまで労働者の代表であった。のちにも論究するが、「報告書」の内容により親和性のある指針を打ち出していたのは、ドイツ工業全国連盟ではなく、むしろドイツ労働組合総同盟であったのである。

先行研究が抱える以上の問題点を踏まえ、本稿では暫定全国経済協議会の雇用創出構想が政府のデフレ政策を批判する「改革派」的な特徴をもつとともに、それが労使の「協働」的な性格を備えながらも全国連盟よりも総同盟の意向がより強く反映された構想であったことを明らかにする。本稿の構成を予め示すならば、次のようになる。2節では暫定全国経済協議会について、その成立過程および組織と活動の実態に触れたうえで世界恐慌期に雇用創出構想を公表した「中央委員会」が創設されるまでの経緯を探究し、3節では「中央委員会」が提起した雇用創出に関する「報告書」を検討する。4節で「報告書」に労使の経済政策論がどのように反映されているのかを論証したのち、5節では政府と労使が直接対峙した協議の内容を考察する。6節では、暫定全国経済協議会の雇用創出構想の意義と限界について総括を行う。

2 「暫定全国経済協議会」とはなにか — その成立から「中央委員会」の創設まで —

のちに「暫定全国経済協議会」の名称で組織される「全国経済協議会」の設置を予告したのは、1919年8月11日に制定された「ドイツ国憲法」（「ヴァイマル憲法」）の第165条である。それはレーテ[6]条項とも呼ばれ、第1次世界大戦後のドイツにおける経済体制

5）Meister [1991] S. 477-485.

6）本稿では、「レーテ Räte（単数形はRat）」の訳語について臼井の解釈（臼井［1990］86頁、注（1））に従う。臼井は「レーテ」には当時の左翼急進主義者が主張していた労働者による政治的独裁機関の意味、つまり「ソヴェート」の意味での使用法からそれより緩やかに労働者と使用者（企業家）との協議機関という意味での使用法にいたるまで幅広い内容があるとしたうえで、「レーテ」の名のもとで労働者のみで構

の基本構想を明示した条項としてよく知られている。その第1項では労働者と企業家の「同権の保障」および双方が「生産力のあらゆる経済的発展のために協働する使命を有する」ことが明記され、第2項では労働者の社会的および経済的利益を擁護する「法律上の代表」である各労働者評議会の設置の必要性が提起された。それに続く第3項と第4項は、次のように規定されている。

> 第3項　地区労働者評議会および全国労働者評議会は、あらゆる経済的任務を遂行するために、… 企業家の代表および関与したそのほかの国民階層の代表と協力して地区経済協議会 Bezirkswirtschaftsräte および全国経済協議会 Reichswirtschaftsrat を組織する。地区経済協議会および全国経済協議会は、あらゆる重要な職業集団がその経済的および社会的意義に応じて代表されるように、これを構成しなければならない。
> 第4項　基本的意義を有する社会政策的および経済政策的法律の草案は、政府によりその提案前に全国経済協議会にその意見を聴くために提出されなければならない。全国経済協議会は、自らかかる法律の草案を提出する権利を有する。政府はこの草案に賛同しない場合、自らの立場を説明してその草案を国会に提出しなければならない。… [7]

暫定全国経済協議会の成立過程を仔細に追った先行研究[8]によれば、本協議会の設置が憲法第165条へと反映されるうえでは、社会民主党員であった経済大臣ヴィッセル Rudorf Wissel と経済省事務次官メレンドルフ Wichard Moellendorf が提唱した「共同経済 Gemeinwirtschaft」の構想が重要な役割を果たした。ヴィッセルは、官僚主導による大戦中の統制経済（「戦時社会主義」）を批判し、経済組織への労働者の参加を理想に掲げつつ「共同経済」の理念を提唱した。彼によれば、共同経済とは「個々の経済運営をライヒの全体経済へと組織的に整序すること」を意味し、その核心は「私経済の利益を全体の利益に従属させること」にある。その場合、「全体の利益」とは個別資本の利益を否定するのではなく、これを包摂する概念であり、「個別資本の利益の分配を享受するすべての経済主体の利益」として把握された。それゆえ「共同経済」は企業家および企業家の利益を排除せず、またそこでの経済主体は企業家と労働者だけに限定されることなく消費者や商

成される組織を「評議会」と訳し、労働者以外の人々も加わって構成される組織を「協議会」と訳している。これを踏まえると、„Reichswirtschaftsrat“ は、労働者と使用者の各代表、およびそれ以外の人々も加わって構成された組織のため、「全国経済協議会」と訳すのが妥当である。

7）Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1919] S. 1415.

8）特に臼井［1990］77-84頁、を参照。

業関係者など多様な担い手をも含むことになった。

全国経済協議会は、かかる「共同経済」の理念を体現する政府機関としてヴィッセルが率いる経済省によって構想された。ヴィッセルは経済相在任中に執筆した論説で経済省が起草した憲法のレーテ条項に関わる「政府草案」を紹介しているが、その内容は、憲法第165条の諸規定へとほぼそのままの文言で引き継がれている[9)]。要するに経済省の構想では、「全国経済協議会」は、労資同権・協働の機関として「あらゆる経済的任務を遂行する」ために「あらゆる重要な職業集団がその経済的および社会的意義に応じて代表される」ように構成されることを前提とし、さらに政府が提出した社会政策的および経済政策的法案を諮問・答申し、これらの法案を自ら提出する権利をも有する機関として提起されたのである。しかし全国経済協議会の実際の組織化にあたっては代表団体の割当人数枠をめぐって職業集団間で激しい軋轢が生じ、また全国経済協議会の「不可欠な基盤」とされた地区経済協議会の創設もついに実現することはなかった[10)]。かくて全国経済協議会は、かかる問題を孕みつつもひとまずは「暫定的」な政府の諮問機関として発足したのである。

1920年5月4日に発令された「暫定全国経済協議会に関する政令」[11)]は14条から成るが、協議会の構成を規定した第2条が中核を占めている。それによれば「暫定全国経済協議会」は326名の委員から成り、以下の10のグループに分けられた。I. 農業・林業の代表68名、II. 園芸・漁業の代表6名、III. 工業の代表68名、IV. 商業、銀行と保険の代表44名、V. 運輸・公共事業の代表34名、VI. 手工業の代表36名、VII. 消費者の代表30名、VIII. 公務員および自由業の代表16名、IX. 参議院が任命した、各州の経済事情に精通した人物12名、X. 政府が任命した、ドイツ国民経済を推進するのに相応しい能力を備えた人物12名、である[12)]。これらのグループは、大きくは生産部門の代表から成るI — VIのグループと非生産部門の代表から成るVII — Xのグループに分けられ、前者のグループは使用者（企業家）と被用者（労働者）の代表同数で構成された。以上の構成からも暫定全国経済協議会は「全国民の経済的利害の代表」（第5条第1項）であることを具現しようとした機関といえるが、本協議会はまた「使用者代表、被用者代表、その他代表という3つの大きなグループの集

9）Wissel [1919] S. 203-204 ; 臼井［1990］84-85頁。

10）Golecki [bearb.] [1980] S. 369 ; Tarnow [1951] S. 563 ; 臼井［1990］94-95頁 ; Lilla [2012] S. 23.

11）Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1920] S. 858-869. 以下では、「政令」と略記する。

12）暫定全国経済協議会の構成員と所属するグループ、および選出組織とその代表人数について詳しくは、Lilla [2012] S. 39-67. を参照。グループXには、ハインリヒ・ブラウンス（労働大臣）、ルドルフ・ヒルファディングやカール・カウツキーを始めとして、オイゲン・シュマーレンバッハ（ケルン大学教授）、エミール・レーデラー（ハイデルベルク大学教授）、ヴァルター・ラーテナウ（電機コンツェルンAEG会長）など、「ドイツ国民経済」を牽引する有力な論客たちが政府によって任命された。

合体[13]」としても捉えられる。「政令」では、暫定全国経済協議会の執行部はこの3つのグループの代表が同数で構成されると規定されており（第7条第1項）、また各委員会にはこの規定はなくVII ― Xのグループ代表が最低1名加入すれば良いとされていたが（第7条第8項）、実際に創設された各委員会、たとえば協議会発足後まもなく常設委員会として設置された経済政策委員会と社会政策委員会は、3つのグループの代表が同数の構成（いずれも30名の委員から成り、各グループから10名選出）であった[14]。

以上を踏まえつつ暫定全国経済協議会の主要な任務を「政令」に即して集約するならば、次の3点が注目されよう。1. 基本的意義を有する社会政策的および経済政策的法案の諮問・答申、2. 同内容の法案の提出（以上、第11条第1項）、3. 憲法で企図された労働者評議会、企業家代表機関、経済協議会の創設への協力（第11条第2項）、である。これに加えて「政令」には、協議会は経済政策および社会政策に関わる諸問題の解明のために政府ないし政府が委託した機関に必要な情報を収集させ、それを協議会に提示させる権利を有すると明記されている（第12条）。

こうして暫定全国経済協議会は1920年6月30日に第1回の総会を開催し、そこで執行部役員[15]を選出するとともに「政令」第11条第3項で予告された経済政策委員会と社会政策委員会を設置したうえで本格的な活動を開始した。総会では、政府の法案および協議会自ら提起しようとする法案をまずは各委員会[16]で協議し、その結果まとめられた報告書をたたき台として議題が設定された[17]。総会で扱われた議題[18]には、たとえば所得税の改正（第23回、1921年10月26日）、工業労働者の労働時間（第47-49回、1922年12月13-15日）、失業保険（第54-56回、1923年3月21-23日）、などがあった。しかし1923年6月30日の第58回を最後に総会は開催されなくなった。総会が途絶えた理由としては、政府が打ち出した財政緊縮政策により協議会事務局員などの人員削減が実施されたことが挙げられるが[19]、それだけではなく多様な出自をもつ326名もの委員が一堂に会する総会は、法案を審議する舞台としてそもそも適切ではなかったことに留意する必要がある。リラは、次の

13）臼井［1990］97頁。

14）Schubert [hrsg.] [1987c] Nr. 5a. u. Nr. 5b.

15）暫定全国経済協議会の執行部は18名で構成された。初代会長は、ブラウン Friedrich Edler von Braun（グループIの使用者代表）、副会長はレギーン Carl Legien（グループIIIの労働者代表）であった。Schubert [hrsg.] [1987c] Nr. 4. を参照。

16）経済政策委員会と社会政策委員会に加えて、のちに財政政策委員会、農業移住・住宅委員会、憲法委員会などが設置された。各委員会の活動の詳細については、Hauschild [1926] II. およびBüro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] III. を参照。

17）Schubert [hrsg.] [1987a] Einführung, Ⅴ.

18）総会の議事録は、Schubert [hrsg.] [1987a; 1987b] として公刊されている。

19）臼井［1990］106-107頁。

ように述べる。「ここ〔総会〕では〔委員会と〕同様の議論が新たに報告されただけではなく、委員会ですでに解決済みの争点が総会で激しく蒸し返されることもあった。これにより諮問の手続きがきわめて難しくなっただけではなく、必然的に先延ばしにもされた[20]」と。以降、全国経済協議会は「暫定的」から「最終的」な機関となるために特に憲法委員会で審議が継続され、1928年6月には組織の縮小を内容とする全国経済協議会の整備のための法案が国会に上程されたが、これも実現にはいたらなかった[21]。

このように組織的な機能不全から協議会の活動そのものが停滞し、政府の諮問機関としての存在意義が弱まりつつあるなか、1929年10月に未曽有の世界恐慌が発生する。この翌年3月首相に就任したブリューニングは、恐慌により落ち込んだ国内の景気回復よりも賠償の免責を政府の最優先課題に掲げてデフレ政策を断行した。それは、増税、公務員給与の切り下げと社会保障給付の削減などの歳出カット、物価や利子の引き下げを主要な内容とし、ヴァイマル憲法第48条にもとづく4度の大統領緊急政令を用いて実行された。その結果、第1次緊急政令が発令された1930年12月に270万人であったドイツの失業者数は、半年後の1931年6月の第2次緊急政令の発令までに400万人へと急増した。この間、暫定全国経済協議会執行部は、政府の政策が深刻な不況を招いたとして第2次緊急政令の発令直前に政府と協議を行い、緊急政令の内容について事前に協議会の意見を求めるよう促している。しかしこの要請は、政府に拒絶された。なぜなら「大統領の緊急政令の権限を〔暫定〕全国経済協議会による事前の諮問に委ねることはできない」からであった[22]。

政府による暫定全国経済協議会の諮問機関としての役割を軽視したかかる返答を受けて協議会は、主要委員会の常任委員を招集して1931年8月6日に臨時会議を開催した。この会議での協議をきっかけとして協議会を構成する3部局（使用者代表・被用者代表・その他の代表）のそれぞれ5名の委員から成る特別小委員会を協議会内に新設する構想が出され、この提案は経済省との協議を踏まえて承認された。これが、いわゆる「15名委員会」（「中央委員会 Zentralausschuss」）である。「中央委員会」は、12月21日の最初の委員会会議までに21名へと増員されたが、その主要な任務は「大統領緊急政令によって発令される諸規定の諮問」[23] にあった。しかし中央委員会は実際にはこの任務を負わず、「〔恐慌という〕この非常時に、政府の〔緊急政令の〕提案を諮問する通常のやり方ではあまりに多くの時間が失われかねない」[24] という判断から眼前の厳しい不況、深刻な失業問題を克服

20）Lilla [2012] S. 32.
21）臼井［1990］107頁。
22）Büro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] S. 241 ; Lilla [2012] S. 120.
23）Lilla [2012] S. 93.
24）Büro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] S. 241.

するべく政府に対して雇用創出に関する「報告書」を提出している。当時、暫定全国経済協議会の会長であったライパルト Theodor Leipart が率いるドイツ労働組合総同盟からはいわゆる「WTBプラン」と呼ばれる雇用創出構想が1931年12月23日と1932年1月26日に2回にわたってすでに公表されていたが、これには経済界（使用者ないし企業家）の意向は反映されておらず、それはあくまで労働組合の「綱領」であった。それでは「労使の同権と協働」を信条とする暫定全国経済協議会、そこで新設された「中央委員会」では果たしていかなる雇用創出構想が提起されたのであろうか。特に総同盟のWTBプランとの類似と継承の側面に注意を払いながら、次節では、その内容を検討しよう。

3 「暫定全国経済協議会」（「中央委員会」）の雇用創出構想

（1）「中央委員会」の構成員と「報告書」の決議

1932年3月12日、暫定全国経済協議会の「中央委員会」は、雇用創出に関する「報告書」[25]を公表した。それによれば、1931年8月6日の臨時会議ですでに「中央委員会」が取り組むべき「最も重要な課題の1つ」として「雇用創出の問題」が挙げられていたという。「中央委員会」の委員長には、暫定全国経済協議会会長を務めるライパルト[26]が選出され、副委員長には、3部局よりクレマー Hans Kraemer[27]、ウムブライト Johannes Paul Umbreit[28]、コーエン Emmanuel Max Cohen[29]の3名が選ばれた。「中央委員会」は、第1部局（使用者・企業家の代表）、第2部局（被用者・労働者の代表）、第3部局（その他の代表）から成り、各部局には副委員長を含む7名の委員が所属した[30]。第1部局には副委員長のクレマーのほか、クレマーと同様、ドイツ工業全国連盟の執行部員であったカストル Ludwig Kastl やドイツ銀行・銀行業者中央連盟会長のゾルムセン Georg Adolf Solmssen などが名を連ねた。

25）本稿では、「報告書」をDräger usw. [bearb.] [1933] S. 111-124. に依拠する。本資料集での「報告書」のタイトルは「生産の上昇に関する中央委員会（21名委員会）の報告書Bericht des Zentralausschusses（21er Ausschuß）über die Hebung der Produktion」である。なお「報告書」は、Bombach usw. [hrsg.] [1976] S. 177-192. とSchulz [hrsg.] [1980] S. 1319-1329. にも収められている。ただし、後者では雇用創出の事業分野に関する記述と「報告書」の末尾の重要な一文「中央委員会は、1932年3月12日の会議で本報告に全員一致で賛同した」が省略されている。Meister [1991] S. 482, Anm. 42. も参照。

26）ライパルトは、グループIIIの労働者代表。当時ドイツ労働組合総同盟の委員長であった。なお「中央委員会」の各構成員の経歴は、Lilla [2012] S. 303-540. の詳細な記録に依拠する。

27）クレマーは、グループIIIの使用者代表。ヴァイマル期の「資本家権力の中枢機関」として「政財界に君臨」（栗原 [1997] 196頁）したドイツ工業全国連盟の副会長であり、暫定全国経済協議会では経済政策委員会の委員長を務めた。

28）ウムブライトは、グループVIの労働者代表。当時ドイツ労働組合総同盟の機関誌『労働組合雑誌』の編集者であり、暫定全国経済協議会では社会政策委員会の委員長を務めた。

29） コーエンは、グループXの所属。当時『社会主義月刊誌』および『フォジッシェ新聞』などに論説を寄稿したジャーナリストであり、暫定全国経済協議会では憲法委員会の構成員であった。

30）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 111-112.

第2部局には副委員長のウムブライトに加えて、ドイツ労働組合総同盟の委員長代理であったエッゲルト Wilhelm Eggert や同じくドイツ労働組合総同盟の執行部員であるタルノウ Fritz Tarnow などが属した。さらに第3部局には副委員長のコーエンのほか、『ドイツ日刊新聞』の編集長であったベッカー Paul Baecker やフランクフルト大学私講師を経てケーニヒスベルク商業高等学校の経済学教授に就いたファイラー Arthur Feiler あるいはドイツ都市協議会会長のムーレルト Osker Mulert などが所属した。

以上よりまず確認したいのは、「中央委員会」は3部局から同数（7名）の委員が参加することで構成されていたという事実である。この限りで、暫定全国経済協議会の「労使同権・協働」の理念は、少なくともその構成員の数では「中央委員会」でも貫かれていたと考えて差し支えない。しかし「中央委員会」を構成する3部局のうち、「雇用創出の問題」との関連で特に注目されるのは、「労働者の代表」から成る第2部局の委員たちであった。たとえば、タルノウはヴォイティンスキー Wladimir Woytinsky、バーデ Fritz Baade とともにドイツ労働組合総同盟の雇用創出の「綱領」となったWTBプラン[31] を起草した人物であり、またエッゲルトは1932年4月13日に総同盟が主催した「恐慌会議[32]」で総同盟の雇用創出構想に関する基調報告を行った人物である。ドイツ労働組合総同盟では、統計部長のヴォイティンスキー[33]を中心として逸早く政府主導の積極的な景気浮揚政策の必要性が説かれており、雇用創出構想はまさにかかる政策論の中核を占めていたといっても過言ではない。かくて「中央委員会」でも雇用創出の議論をリードしたのは労働者を代表する「第2部局」の委員たち、わけても総同盟の執行部に属したタルノウとエッゲルトがその主導的な役割を担ったのではないかと推察できる。事実、「報告書」によれば、中央委員会では1931年12月21日の最初の会議から1932年3月12日の最後の会議までに計10回の会議が開催されているが、その討議にもとづいてまとめられた雇用創出の「報告書」を「提案」したのは、「第2部局の委員たち」であったと伝えられている。しかもこの報告書の「提案」は、最終的に「〔中央〕委員会の構成員全員の一致のうえで採択された」のである[34]。以上から労働組合の雇用創出構想に第1部局の使用者（企業家）たちも基本的には同意していたという事実が浮かび上がってくる。少なくとも「委員会の構成員全員の一致」という決

31）起草した3名の頭文字をとって命名された。WTBプランとそれが総同盟の経済政策の「綱領」となる過程について詳しくは、Schneider [1975] ; 奥山 [2025] を参照。

32）「恐慌会議」では政府と労働組合が「雇用創出の問題」をめぐって直接に対峙したが、政府主導の雇用創出の「必然性」を説くエッゲルトに対して政府側の代表として会議に列席したシュテーガーヴァルト労働大臣は積極的な経済政策の実行に慎重な姿勢を崩さず、双方の立場の相違が鮮明となった。「恐慌会議」について詳しくは、奥山［2023］を参照。

33）ヴォイティンスキーの雇用創出構想について詳しくは、奥山［2018］; 奥山［2025］を参照。

34）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 111. 圏点による強調は引用者のもの、以下同様。

議の結果を踏まえるならば、「中央委員会」が提起した雇用創出のプランに労使間の対立はなかったと確言できる。「報告書」の内容に立ち入る前に、予めこの点を確認しておこう。

（2）現状分析

中央委員会の委員の構成と雇用創出案への「構成員全員の一致」の決議について触れたあと、「報告書」はまず大不況下のドイツ経済の「現状」に言及している。「報告書」によれば、「ドイツ経済は今日硬直した状態にあり、生産と雇用はますます激しい収縮にさらされている」という。世界恐慌は「通常の循環的な恐慌」とは比較できないほどの「破滅的な影響」を及ぼしているが、巨額の賠償負担を抱えたドイツではその影響はさらに深刻化せざるを得ない。賠償の圧力による租税の引き上げが原因で国内の資本が著しく減少したため、ドイツは外国の資本市場に援助を要請した。しかし必要な信用を長期で獲得することはできず、ドイツは膨大な短期債務を抱え込まなければならなくなった。これこそは昨年〔1931年〕7月のドイツ経済の「凄まじい動揺」〔金融恐慌〕が発生した主因である。オーストリア最大の銀行であるクレディット・アンシュタルトの破産に端を発する信用不安から短期の外国預金の大部分が債権者によって解約され、ドイツの信用・貨幣システムは突如として窮地に追い込まれた。以降、ドイツでの企業活動は鈍化し、これが「経済の硬直化」にさらなる拍車をかけている[35)]。

もとより信用恐慌は、ドイツにとどまらずまもなくイギリスへと波及した。イギリスは事態を打開するために金本位制の放棄を決断した〔1931年9月21日〕が、イギリスに追随して金本位制を離脱した国は30カ国にのぼった。かかる現状を踏まえて「報告書」はいう。「世界経済が依拠してきた国際的な信用〔金本位制〕は、いずれにせよ崩壊している。国際的な資本流通の繊細なメカニズムは、もはや機能していない」と。代わって台頭したのが「世界経済のアトム化 Atomisierung der Weltwirtschaft」であり、それを最も端的に示すのが今や各国がこぞって導入する「為替管理 Devisenbewirtschaftung」にほかならない。それにより国際的な信用が崩壊しただけではなく、国際的な商業取引もまた瓦解した。終わる兆しの見えないこの「組織的な不条理」のために各国の生産量と雇用機会および人々の生活水準は、かつてないほど減退している。わけても、ドイツ経済の収縮は際立っていた。たとえば機械工業では、現状その生産能力の30％しか機能しておらず、鉄鋼業ではその割合はさらに低い。また今や「絶望の淵」にある建設業では1932年2月末時点で「組織された労働組合員の90％以上」が失職している。今日扶助を受けていない失業者の数

35）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 112-113.

は630万人に達しており、労働組合の概算では、さらに数百万人もの扶助を受けていない失業者〔いわゆる「見えない失業者」[36]〕が生じているという。全国職業紹介・失業保険機関は、1932年度に560万人から570万人の失業者数を見込んでいるが、各国の保護的措置によって制限されるドイツの輸出規模を考慮すると、この予測を上回る失業者が発生する懸念もある。加えて先に見た個別の産業分野と経営の事実上の瓦解は、その販路に依存していた別の生産活動をも停止させるので生産の収縮は失業者数をますます増加させるに違いない。かくて、生産の収縮によって増加する失業者を保護するためのさらなる負担が政府に重くのしかかるのである[37]。

「報告書」は「ドイツ経済の硬直化」の現状を以上のように総括したうえで、1931年12月8日に政府が発令した第4次緊急政令を批判する。「中央委員会」の算定では、本政令にもとづいて年間ほぼ30億RMの労働者の賃金が削減され、「購買力」が労働者から企業家へと移行した。本来であれば、企業家は労働者のこの「購買力」を資本へと転化して労働者の新規雇用を実現し、これにより国民経済的な生産量の増加と労働市場の需要増加、それにともなう経済の再活性化を導くはずであった。しかし実際の推移は「まったく反対」であったと「報告書」は指摘する。賃金の引き下げ額のうち、ほぼ3分の1は政府による売上税の引き上げによって企業家から吸い上げられただけではなく、残りの3分の2も大不況の帰結である物価の続落によって相殺された。かくて企業家にとって新規の生産活動のために利用されるはずであった賃金切り下げの「実質的な収益」が削減されたことで「比類なき大規模な資本の損失」が生じたのである[38]。

こうして民間の企業家の投資活動は、現下のドイツでは著しく落ち込んでいる。また今般の恐慌では、「通常の恐慌」であれば「不況の底に実際に達した兆候」として考えられる低金利、それによる信用と資本供与の漸次的な拡大がいまだ確認できておらず、かくて民間の投資活動の活性化は近い将来には期待することができない。かかる現状分析を踏まえて、「報告書」はドイツ経済における現下の「収縮のプロセス」を脱却するには「政府による雇用創出の要請」が不可欠であると宣言する。「中央委員会」は、この政策を実現するために計10回におよぶ会議を開催し、その過程で一方では「雇用創出の客観的な可能性」と他方では「資本投下を始動する財政的な可能性」という「2つの側面」を解明しようと努めてきた[39]。これを要するに、前者は雇用創出のための事業分野の検討、後者は

36）「見えない失業者」については、Woytinsky [1933] を参照。また奥山［2023］33頁、注11、も見よ。
37）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 113-114.
38）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 114.
39）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 115.

資金調達のための方法の探究、とも言い換えることができよう。かくて「報告書」は、眼前の大不況を克服するための具体的な処方箋を提起する段階へといたったのである。

（3）政策提言

「報告書」によれば、失業者の急増を抑制するために政府がまず着手しなければならないのは、「追加的雇用 zusätzliche Arbeit」[40] の創出であった。その雇用は「国民経済的に収益を生む」事業でなければならず、それ自体がドイツの生産力の上昇に寄与するとともに「支出されたコストの償還を可能にする」収益をももたらさなければならない。「報告書」はかかる公共事業の分野として、特に1. 交通関連、2. 洪水対策、3. 農地改良、4. 家屋の修繕、を挙げている。ドイツ労働組合総同盟が提唱した雇用創出構想であるWTBプラン、わけても1932年1月26日付で公表されたいわゆる「第2文書」が掲げる事業分野は「交通関連」（ライヒ鉄道、ライヒ郵便）のみであり[41]、中央委員会の「報告書」ではWTBプランに比べて事業分野が拡充されていることがわかる。

さて、1. 交通関連について「報告書」は、「雇用創出の無限の可能性は、ライヒ鉄道とライヒ郵便および道路網の維持と修繕にある」と主張している。まずライヒ鉄道では、大量に備蓄されたレールと枕木の敷設および鉄道補修事業により1932年に総額1億RMの支出で3万人の雇用を創出する計画がある。次にライヒ郵便では、公衆電話の遠隔通話サービスのためのケーブルの敷設を始めとして総額5,000万RMにおよぶ事業が予定されており、その雇用創出効果は1万5,000人と推計されている。さらに道路網の維持と修繕は、「労働力の直接的な新規雇用に特に好ましい可能性を与える」事業であった。1932年の計画では、道路網の整備のために2億RMから7億1,000万RMの財政支出が見込まれており、これによる新規雇用の創出は10万人から36万人にものぼると推計されている[42]。

次に2. 洪水対策で重視されるのは、洪水のリスクがある河川の改修と堤防の建設である。プロイセンでは1924年から1930年まで洪水対策を行わなかった結果、総額3億5,000万RMから4億RMにおよぶ水害が発生しており、これに対応するために1億RMの緊急対策事業が実施されなければならない。またプロイセンを除く全国の洪水対策には計1億3,000万RMが必要だと算定されている。かくて総額2億3,000万RMの緊急対策事業により、この分野では10万5,000人の労働者の新規雇用が実現されるはずであった[43]。

40）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 115. 圏点による強調は原テクストのもの、以下同様。
41）奥山［2025］234頁。
42）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 116-117.
43）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 117.

さらに3. 農地改良の1932年の雇用創出計画では、農業のための土地改良とともに酪農業の発展に寄与する農地改良、具体的には牧草地の改良と緑地の改善が提唱されている。この分野での目標は、農産物と乳製品の生産を上昇させることで食糧価格を引き下げることにあった。ドイツの食糧輸入額は、1929年には3兆9,720億RMであったが、1931年には2兆250億RMへと、ドイツ農業の停滞の進行にもかかわらず、わずか2年でほぼ半減した。食糧価格を値上げすることなく輸入量の急減に対応するためにも、土地改良と農地改良によるドイツ国内の食糧自給率の引き上げは必須である。1932年の計画では、耕地の排水、牧草地の改良と緑地の整備・改善に2億RMの支出の計上が要求されており、また酪農業との関連でいえば、乳製品製造工場および乳製品加工施設の建設に5,000万RMの資金が用意される必要がある。かかる公共事業により期待し得る新規労働力の雇用総数は、およそ13万人であった。以上に加えて、「報告書」は食糧自給率の引き上げが急務であるという切迫した事情から農地改良の推進には、人件費のかかる熟練労働力ばかりではなく不熟練労働力である若者たちの動員も不可避であると見なし、彼らによる任意的労働奉仕 freiwilliger Arbeitsdienst と「生産的雇用創出」を早急に実現させる重要な事業として農業移住 landwirtschaftliche Siedlung を推奨している[44)]。

最後に4. 家屋の修繕の対象となるのは、もちろん古い家屋である。ドイツには1930年時点で1,580万戸の家屋が存在するが、そのうちほぼ9割が古い家屋であり、新築家屋は1割に過ぎない。古い家屋の修繕は、その必要性にもかかわらず不況下で著しく遅延している。建設業に関連する労働市場の活性化のためにも、また今日新築家屋の大規模な建設が困難であることに鑑みても、古い家屋の修繕事業の推進は「決定的に重要」であった。1925年には建設業には140万人の就業者が存在していたが、建設労働者は、目下90%以上が失職している。かかる建設労働市場の「カタストロフな状況」を踏まえて、家屋の修繕事業には「夥しい信用」の供与が喫緊に望まれているのである[45)]。

以上見てきたように、「中央委員会」は主として4つの事業分野に注目し、「実行可能性のある〔雇用創出〕計画」を提示した。掲げられた事業計画の信用総額は、11億3,000万RMから18億4,000万RMに達し、見込まれる新規労働力の雇用創出効果は、51万5,000人から86万5,000人であった[46)]。ドイツ労働組合総同盟のWTBプランでは20億RMの信用総額で100万人の雇用創出の実現が目標とされたので[47)]、計画の規模としてはWTBプラン

44）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 117-119.
45）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 119-120.
46）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 120.
47）奥山［2025］233頁。

に劣るが、それでも一定のスケールを有した事業計画であることに変わりはない。そもそも「中央委員会」（およびその母体の「暫定全国経済協議会」）は、すでに触れたように大不況下で最も深刻な打撃を受けた労働者（労働組合員）だけではなく、使用者（企業家）とその他（経済学者やジャーナリストなど）の「3部局」が同数で構成された組織であった。かかる事実を踏まえるならば、失業者が急増していた労働組合員の雇用の確保を最優先したWTBプランよりも事業規模が縮小するのは、ある意味当然ともいえよう。

もとより、本事業計画が実行に移されるかどうかはそのために必要な資金を捻出できるかどうかにかかっていることはいうまでもない。実際「報告書」ではかかる事業計画を遂行するうえで「問題は、資金調達にある」とはっきりと言明されている。ライヒ、州と地方自治体の資金が本計画のために「自由に用いることができないのは明らか」であり、現状では政府が本計画を実現するための莫大な資金を調達するのは不可能に近い。なぜなら第4次緊急政令の発令からも明らかなように、「今日、政府予算を均衡させようとする強迫的な使命が、すでにあらゆる方面に凄まじい緊張を要求している」からである。かくて「報告書」はいう。「追加的な雇用創出のために政府の歳入あるいは予算準備金を現状では使用することはできない」と[48]。

では、「中央委員会」はいかなる資金調達の方法に活路を見出そうとするのか。「報告書」によれば、委員会が特に推奨するのは、「雇用創出計画のための特別な金融機関の創設」[49]であった。この金融機関は、個別の事業計画をその収益性にもとづいて評価しつつその計画の実行の推移を監督・管理する責任を負うとされた。そのうえでこの金融機関は、ライヒスバンクで「再割引可能な証書（手形）diskontfähige Papiere」を事業発注業者に発行し、これを民間の市中銀行に割り引かせること（いわゆる手形割引）を通じて公共事業のための資金調達を実現しようとした。市中銀行は、ライヒスバンクの再割引が保証されていることから「長期的な資本投下のリスク」を免れたうえで、事業発注業者が必要とする資金をいつでも用意することができるであろう。しかしその一方で、ライヒスバンクは必然的に「これらの〔焦げ付く可能性のある〕手形の総額が自らのもとに集まるリスクを背負わ

48）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 121. 先にも触れたが、ボルヒャルトは、ここでの文言を引用しながら「報告書」が「政府予算を均衡させようとする強迫的な使命」を公言していると指摘した。しかし「報告書」の真意は、ここでの文脈を踏まえるならば、第4次緊急政令をはじめとする政府の緊縮政策を批判することにあったと考えられる。すなわち、「政府予算の均衡」が「強迫」されているからこそ政府の歳入や予算に依存することなく「追加的な雇用創出」を実現するための資金調達の方法を模索しなければならないと訴えているのである。WTBプランに比べれば、信用総額は減少し、資金調達に慎重な姿勢を示しているのは事実だが、「報告書」の主眼は、明らかに政府（およびのちに見るように使用者）が重視した均衡財政の遵守よりも国家主導による雇用創出の実現にあったといえよう。

49）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 122.

される」ことになる。かくて「報告書」は、「ライヒスバンクがこうした方法での雇用計画の資金調達に同意できる範囲は、限定されなければならない」と慎重に指摘しつつ、「その範囲は、その都度ライヒスバンクの全体的な状況とその一般的な通貨政策から決定されなければならない」と主張するのである[50]。

以上に見た「中央委員会」が提示した雇用創出のための資金調達の方法は、ドイツ労働組合総同盟が提起していたWTBプラン、特にその「第2文書」（1932年1月26日）が提唱していた資金調達の方法と酷似している点に注目する必要があるように思われる。WTBプランでは、政府系の金融機関である「ライヒ信用株式会社」がライヒスバンクでの再割引が保証された債務証書を発行することで事業発注者が資金調達を実現できるとされており[51]、この「国家による信用創造」といっても過言ではない資金調達方法は「中央委員会」のそれと瓜二つといって良い。雇用創出構想の中核を占める資金調達論における「中央委員会」と総同盟のかかる親和性は、「中央委員会」の「報告書」が第2部局の「労働者の代表者たち」、わけてもWTBプランの起草者であったタルノウが主導して作成されたことを示す1つの有力な証左であるように思われる。

さて、「報告書」は最後に「そのほかの要請」と題した節項目を設けて「政府の雇用創出の問題全般を扱うにあたってつねに注意しなければならないこと」として「かかる〔国家主導の〕計画の資金調達を通じて、たとえば私経済への信用供与を削減してはならない」と指摘している。なぜなら「もし削減すれば、当然また雇用を妨げることになる」からである。この指摘は、いうまでもなく第1部局の「使用者の代表者たち」の総意を反映したものといえよう。いずれにせよ、第1部局の使用者（企業家）、第2部局の被用者（労働者）、第3部局のその他（経済学者や経済ジャーナリストなど）といった立場を異にする者たちが構成した組織であったとはいえ、「中央委員会」（「暫定全国経済協議会」）が取り組むべき「最も喫緊の課題」が「経済の著しい収縮という現下の危機にあらゆる手段をもって立ち向かうこと」にあったのは間違いない。3部局のかかる基本的な共通認識を踏まえたうえで、「報告書」は次のように述べている。「世界経済的な諸関係のいよいよ眼前に迫っている崩壊に対抗するために、また特に理性的かつ商業政策的な諸国民の協働に再び道を切り開くために、政府による最高度の積極的な行動は、なによりも必要である」[52]と。

かくて「報告書」は、その末尾で委員長のライパルトと「報告者」として第3部局のベッカーとファイラーの名前を併記しつつ、「中央委員会は、1932年3月12日の会議で本報告

50）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 122-123.
51）奥山［2025］234頁。
52）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 123.

に全員一致で賛同した」[53] との一文をもって結ばれている。

4　暫定全国経済協議会の「報告書」に対する労使の雇用創出構想の影響

前節で見たように、暫定全国経済協議会の雇用創出に関する「報告書」は、特に中央委員会の「第2部局」に属する総同盟のタルノウとエッゲルトが主導しつつ作成されたと考えられる。なによりも「報告書」が「第2部局の委員たち」の貢献を認めていることに加えて、タルノウが起草者の1人に名を連ねる総同盟のWTBプランとの内容の類似性、わけても雇用創出プランの核心である資金調達の方法における双方の親和性からもそのことは裏づけられるように思われる。

かかる論点を踏まえつつ、「報告書」が総同盟の意向に沿った内容であったことを示す格好のテクストが1932年4月2日付で総同盟の機関誌『労働組合雑誌』に掲載されたヴォイティンスキーの論説である。「雇用創出による生産の上昇 ― 全国経済協議会の答申」と題されたその論説[54] では、編集部によると思われる「前置き」が付されているが、そこでは「雇用創出は、われわれ〔ドイツ労働組合総同盟〕のスローガンである」と宣言されている。さらに「前置き」はいう。「本誌でわれわれは、雇用創出の可能性に関する討議を継続するが、われわれはまず本テーマに対する〔暫定〕全国経済協議会の答申を参照する。われわれは、本答申にドイツ労働組合総同盟のイニシアティブの意義深い結果を認めることができて満足である」と。

この「前置き」に続いてヴォイティンスキーは、中央委員会が提起した「報告書」の内容をその現状分析から政策提言にいたるまで詳しく紹介している。そのうえで注目に値するのは、彼による次の指摘である。

> 以上の〔中央委員会の〕提言は、ここ〔ドイツ労働組合総同盟〕ですでに一度ならず展開された思考過程に広く重なっている。その提言はまた、自由労働組合の確信が表明された2月16日の同盟委員会の決議とも相いれないものではない。すなわち、その決議では、ライヒスバンクを含めたライヒの責任ある諸団体の真剣な協力によって公共事業の資金調達の問題は解決することができると見なした。…… われわれ〔自由労働組合〕にとって、および〔暫定〕全国経済協議会にとって、雇用創出の行動は、

53）Dräger usw. [bearb.] [1933] S. 124.

54）この論説には、なぜかヴォイティンスキーの記名がない。しかし妻のエマが編纂したヴォイティンスキーに関する研究書に付された詳細な著作目録では、ヴォイティンスキーの論説であることが明記されている（Woytinsky, E. [ed.] [1962] p. 246）。筆者もその内容から推してヴォイティンスキーの論説と見てほぼ間違いないと考えている。

その規模が決定的に重要である。すなわち雇用創出綱領は明らかに資金調達の可能性によって制限されるのであって、…… 困窮の規模によって制限されるのではないのである[55]。

上記の引用文にある「2月16日の同盟委員会の決議」とは、「雇用創出の問題」を主要な議題に据えたドイツ労働組合総同盟の委員会会議でWTBプランが総同盟の「綱領」として承認された「決議」を意味する[56]。つまりヴォイティンスキーは、中央委員会の「報告書」の提言がWTBプランを「綱領」化した同盟委員会会議の「決議」と「相容れないものではない」と指摘しつつ、中央委員会の「報告書」とWTBプランの双方に「ライヒスバンクを含めたライヒの責任ある諸団体の真剣な協力によって、公共事業の資金調達の問題は解決することができる」という構想があると主張するのである。さらにヴォイティンスキーは、ライヒスバンクを「ライヒの中心的な通貨機関であるだけではなく、同時にその経済政策の最も権威あるファクターでもある」と規定したうえで、その責務を次のように指摘する。

ライヒスバンクは、国家の積極的な景気政策の責任ある担い手の1つであることを自覚しなければならない。その最も重要な要素は、今日では雇用創出である。労働組合は、ライヒスバンクに対してその地位を揺るがせ、ドイツの通貨を危機にさらし得るような歩みを要求することがないよう注意しなければならない。しかし可能な限り、ライヒスバンクは、雇用創出綱領を実現するために全力を尽くす義務を負っているのである[57]。

以上のようにヴォイティンスキーは、ライヒスバンクが雇用創出綱領の実現に不可避の「最も権威あるファクター」であると強調したうえで、「報告書」に以下のような評価を与えて論説を結んでいる。

われわれは、〔暫定〕全国経済協議会の報告書を政府とライヒスバンクに対する真剣な勧告として歓迎する。本報告書の偉大な実践的な意義をわれわれは、次の点に認める。すなわち雇用創出が可能であるかどうかをめぐる闘いは、その〔報告書の〕公

55）Woytinsky [1932] S. 212.
56）奥山［2025］を参照。
57）Woytinsky [1932] S. 212.

表以降、最終的に解決可能なものと見なすことができるということである。〔暫定〕全国経済協議会は、国家が数十万人の失業者に雇用を創出できるということ、また公共事業と大規模な事業発注のための資金調達が通貨を危機にさらすことなく可能であることを認め、かつ証明した[58]。

このようにヴォイティンスキーは、「報告書」を「通貨を危機にさらすことなく」数十万人の失業者に雇用を創出するプランとして高く評価する。ヴォイティンスキーが「報告書」を肯定する理由としては、彼が中心となって作成したWTBプランの起草者の1人であった盟友タルノウがその作成に深く関与していたこと、加えてなによりも資金調達の方法を始めとする「報告書」の内容にWTBプランとの強い親和性があったことが指摘できよう。

さて、以上より中央委員会の「第2部局」、特に総同盟の雇用創出構想と「報告書」との強固な内在的連関が明らかとなったが、それでは「第1部局」を構成する使用者（企業家）の経済政策論および雇用創出構想は、「報告書」にどのように反映されていたのであろうか。先に触れたように、「第1部局」にはヴァイマル期を代表する企業家団体であったドイツ工業全国連盟の副会長であるクレマーとその執行部員であるカストルが在籍した。この事実を踏まえ、以下では「中央委員会」が雇用創出に関する討議を行っていたのと同時期に全国連盟が取りまとめた「一般経済政策のための幹部・理事諮問委員会の協議に関する記録」[59] を検討することを通じて、上記の問いに対する答えを模索したい。

まず諮問委員会の「記録」によれば、ドイツの景況を悪化させた主因は、賠償負担、それにともなう短期債務の過重負担とその結果として生じた「ドイツの信用・貨幣システム全体の動揺」によるものであった。その影響はドイツ国内にとどまらず国際的にも波及し、関税引き上げ、輸入禁止と輸入割り当てによる外国商品への各国の閉鎖を強力に推し進めた。世界経済の不可避の基盤であった「世界通貨の基礎の統一性」〔金本位制〕は解体し、かくて国際的な信用も崩壊した。国際経済の状況が改善される見通しは現状ないので、ドイツはまずは国内の「経済政策的・財政政策的かつ社会政策的な諸措置」に着手せざるを得ない[60]。

以上の認識にもとづいてドイツの工業界が政府に求める最も重要な要請は、「民間の企

58）Woytinsky [1932] S. 212.

59）Schulz [hrsg.] [1980] S. 1357-1362. この協議は、1932年2月17・25日、同年3月4・9日に行われ、3月24日に「記録」が公表された。以下、本論での引用はこの「記録」より行う。なお、これに関連してSchulz [hrsg.] [1980] S. 1335-1336. に収められた「ドイツ工業全国連盟の幹部会議に関する文書」も参照。

60）Schulz [hrsg.] [1980] S. 1357-1358.

業家のイニシアティブの自由な展開を妨げている障害を最終的に取り除くこと」である。就中1931年12月8日の第4次緊急政令が企てた国家の「介入」は、「ドイツにおける法の安定を著しく危機にさらし、民間の契約を多くの場合著しく有害なやり方で変更させ、かつ〔経済の〕収縮過程を食い止めるどころかむしろ先鋭化させる」事態を招いた。本政令が命じた売上税の引き上げは、企業家が得た賃金の切り下げによる収益の3分の1を収奪し、結果的に彼らの購買力を縮小させている。個別の民間企業に対する租税と社会保障費の負担は、現行の経済の収縮過程では「耐え難い規模」に達しており、かくて「健全な経済を停止させるに違いない」水準にある。それゆえ今や租税と社会保険を切り下げることは、国民経済全体にとって「生命に関わる問題」となっている[61]。

このように中央委員会の「報告書」とかなり近いドイツ経済の「現状」への認識を示したうえで、ドイツ工業全国連盟の幹部・理事諮問委員会の「記録」は、現下の恐慌を克服するには「異例の諸措置」を取る必要があると主張する。もとより失業を減少させるあらゆる可能性が尽くされなければならないのは当然であるが、「一切の人工的な、数十億の総額を当てにした雇用創出綱領とそれに関連した資金調達の提案は、拒絶されなければならない」。また「資金調達の問題」では中央発券機関への過剰な要請にはリスクがともなうので「慎重な措置」が不可避であり、「いかなる場合でも通貨の実験ないし同様の措置は、けっして取られてはならない」。「公共財政の分野では、まさしく均衡財政と安定した財政状況が将来の国際的な交渉の最も重要な前提条件となる」のである。さらに「追加的雇用創出」に関していえば、これまで「せき止められてきた」需要のための資金調達のみが問題となるという。以上の論点を踏まえつつ、ドイツ工業全国連盟の幹部・理事諮問委員会の「記録」は、次のように述べる。「〔暫定〕全国経済協議会の雇用創出に関する現下の討議の成果が周知される限り、それはこれまでに〔「一般経済政策のための幹部・理事諮問委員会の協議に関する記録」が〕述べてきた基本的な見解に合致しており、その〔暫定全国経済協議会の雇用創出に関する〕提案には同意することができる」と[62]。

このようにドイツ工業全国連盟の幹部・理事諮問委員会は、全国経済協議会（中央委員会）の「報告書」の成果を肯定的に評価したうえで、「報告書」とまったく同様に現下の恐慌を克服するには「政府による最高度の積極的な行動が不可欠である」と強調する。ただし「通貨の実験」によって恐慌から脱出できると信じるのは「致命的な結果」を招きかねず、それよりも重要なのは「鈍化した企業家の意志を復活させること」である。かくて政府は、「現存する障害」、特に人為的な価格への介入と硬直的な賃金、および税の過剰

61）Schulz [hrsg.] [1980] S. 1358-1359.
62）Schulz [hrsg.] [1980] S. 1360-1361.

負担を取り除くとともに、現状資金調達の可能性が閉ざされているために「せき止められた」需要に対して「追加的な資金調達の可能性」を創出することで「恐慌から脱出する道」を指し示すことができるのである。その資金調達の方法として諮問委員会の「記録」は、「商品手形の利用の拡大とライヒスバンクによる再割引可能な手形の条件の近代化」を掲げている[63]。

以上の検討を踏まえるならば、使用者・企業家の代表的な機関であるドイツ工業全国連盟の経済政策は、政府ともドイツ労働組合総同盟とも一定の距離をとるものといえる。第4次緊急政令をクライマックスとする政府のデフレ政策を批判し自由な私経済の活動の重要性を訴えつつも、「均衡財政と通貨の維持」を重視すべきだとする主張は、政府の立場に近い。他方で、恐慌の克服には「政府による最高度の積極的な行動」が不可欠だとしながらも、「数十億」RMの資金調達を前提とした雇用創出計画（おそらくWTBプランを想定）には反対している。全国連盟が資金調達の方法として重視するのは、「追加的雇用創出」の実現に相応しい「ライヒスバンクによる再割引可能な手形の発行と拡大」であった。全国連盟が提起するこの資金調達の方法は、暫定全国経済協議会の「報告書」が訴える内容とも合致しており、事実「記録」でもその資金調達案には「同意」できるとしている。かかる資金調達方法の類似性からも全国連盟と協議会双方の雇用創出構想に一定の親和性があるのは疑い得ない。しかしながら、前節でも触れたように暫定全国経済協議会の雇用創出構想ではその事業計画の信用総額が「11億3,000万RMから18億4,000万RM」に達しており、WTBプランの規模には劣るとはいえ全国連盟が許容する資金調達の規模を大きく上回っている。この点に留意する限り、暫定全国経済協議会の「報告書」の内容とより強固な親和性をもつのは、全国連盟の「記録」ではなく総同盟のWTBプランであったと見なす方が適切であると考えられる。

5　政府と労使間の「雇用創出」をめぐる協議

暫定全国経済協議会の「報告書」が公表されてから2ヵ月近く経った1932年5月4日のドイツ労働組合総同盟の執行部会議でライパルトは、ドイツ工業全国連盟副会長のクレマーと「接触」したと報告した[64]。その理由は、「雇用創出の問題で使用者と労働者が場合によっては首相に共同の訴えを起こすため」であった。クレマーからの提案で企業家団体と総同盟執行部（ライパルト、グラスマン、エッゲルト）は協議を行い、その結果ブリューニング首相に企業家団体と労働組合が共同ではなく別々に雇用創出の必要性を訴えること

63）Schulz [hrsg.] [1980] S. 1362.
64）Jahn [bearb.] [1988] S. 557.

と〔暫定〕全国経済協議会の雇用創出綱領を政府が「尊重」するように強く要請することを決議した。

労使間でのこの決議を踏まえ、実際に政府と労使との協議が行われたのは、5月13日であった。その日の午前10時30分より政府と使用者代表、その1時間後の11時30分より政府と労働者代表との協議が行われた。以下では、政府資料[65]にもとづいてその協議の内容を順次検討していこう。

まず政府と使用者代表との協議での政府側の主な出席者はブリューニング首相とシュテーガーヴァルト労働大臣であり、使用者側の主な出席者は、クレマー、カストル（以上、ドイツ工業全国連盟）とジーメンス・シュッケルト株式会社総裁ケトゲン（使用者連盟）などであった。席上クレマーは、工業界は雇用創出プランが「現実離れした規模では実現できない」ことを強く認識していると述べたうえで「工業界の目標は、まずもって事業発注の資金調達のために短期信用を獲得するためのライヒの援助を手に入れること」にあると発言した。しかしライヒスバンクが商品手形の割引に消極的であることに加えて、ライヒ鉄道とライヒ郵便の「追加的事業発注」も現状進捗が見られない。工業界は政府の援助の必要性を認める点で「労働組合と一致している」が、ただし「労働組合が数十億〔RM〕の事業発注の供与に関する雇用綱領の策定を要請している限りでのみ、労働組合の見解とは区別される」[66]。工業界とは「区別」される労働組合の「数十億の事業発注」の綱領がWTBプランを意味することはいうまでもないが、先にも触れたようにクレマーが賛同した暫定全国経済協議会の事業計画もそれに近い規模の信用総額であった。

クレマーに続いてブリューニング首相は、「雇用創出の推進に関わる政府の仕事がまだそれほど進んでいないとするならば、それは政府の責任ではない。政府の仕事は、政治的な選択によって麻痺させられている」と主張した。ここでの「政治的な選択」とは、一国の宰相としてブリューニングが雇用創出よりも優先せざるを得なかった賠償問題の解決（外交の優位）を指すと考えられるが、他方で彼はライヒスバンクが商品手形の割引に消極的であるというクレマーの批判に対してはライヒスバンクを擁護している。すなわち、「世界経済の先行きが不透明な現状では、為替手形のように特定の期日に支払い義務を負うことに全世界の取引が尻込みしているのは明らかである。特にイングランド銀行では、商品手形の提出が激減している」と。次いでブリューニングは、現下内閣で協議されている雇用創出プランについて簡潔に報告し、発言を切り上げた。議事録の末尾には政府と使

65）Koops [bearb.] [1990] S. 2506-2510.
66）Koops [bearb.] [1990] S. 2506-2507.

用者代表の協議は、「これ以上ない合意をもって妥結した」と記されている[67]。

見るように、クレマーは政府との協議で暫定全国経済協議会の雇用創出構想には一切触れることなく総同盟のWTBプランを暗に批判しており、政府に雇用創出の必要性を訴えるという当初の労使間での「決議」からは大きく後退しているといわざるを得ない。また「報告書」の事業分野の中枢であったライヒ鉄道とライヒ郵便の事業計画も予定通りには進んでいない現状がクレマーの発言からは看取される。さらにライヒスバンクの手形割引の消極性を糺そうとする彼の訴えも首相に一蹴されており、本協議で主導権を握ったのは明らかに政府であったと考えられる。

その直後の政府と労働組合との協議では、政府側に新たにピュンダー官房長官が加わり、労働組合側からはグラスマンとエッゲルトといった総同盟の執行部員、他には自由職員総同盟、ドイツ労働組合同盟などの構成員が列席した。この協議のちょうど1カ月前の4月13日、総同盟が主催した「恐慌会議」ですでに労働組合と政府は「雇用創出の問題」をめぐって直接意見を闘わせていたが、事情によりブリューニング首相はその会議を欠席せざるを得なかった。かくてここに総同盟執行部と政府の代表が当該問題で初めて直接対峙することとなったのである。

席上まず総同盟の副委員長であるグラスマンが、雇用創出、労働時間の短縮、社会保険の保障について政府との協議を要請すると述べたあと、総同盟の委員長代理を務めるエッゲルトは「政府の包括的な雇用創出綱領の必要性」に言及し、その際彼は「〔暫定〕全国経済協議会の〔雇用創出に関する〕提案を基礎資料として利用する」ことを要請した。その際、他の労働組合の代表も、これに同意した[68]。

これに対してブリューニング首相は、現下の「どん底の不況は、賠償問題が解決された時に初めて克服することができる」と述べたうえで、次のように発言している。

> これまでの恐慌の経験を踏まえるならば、今は経済的な再興が始まる恐慌の段階にある。利子率、特に中央発券機関の割引率は、著しく下落している。そのことは、貨幣市場が流動化していることを意味する。これまでの恐慌の経験を踏まえるならば、それは〔景気の〕再興の兆しであった。にもかかわらず、現下の恐慌で〔景気の〕興隆がまだ生じていないとするならば、その原因は政治的な危機にある。政治的な危機の克服、すなわち賠償問題の満足のいく最終的な解決により世界経済の信頼を再び取り戻すことができなければ、最大の経済的破滅を食い止めることはできないであろ

67）Koops [bearb.] [1990] S. 2507-2508.
68）Koops [bearb.] [1990] S. 2508.

う[69]。

ブリューニングによれば、「ドイツでは通貨に動揺を与える可能性のあるあらゆることが回避されなければならない」のであり、「通貨とは、およそいかなる状況下でも実験の対象としてはならない人工的な産物である」[70]。上記の引用文よりブリューニングがドイツ国内の景気の回復よりも賠償問題の解決を優先していることは明白であり、ドイツ通貨の安定的維持を「至高の原理」[71] と言い放つ首相には、エッゲルトが先に要請した暫定全国経済協議会の「提案」を政府の雇用創出プランの「基礎資料」として受け止めるという発想はそもそもなかったと断定せざるをえない。

さて政府〔ブリューニング〕の「説明」が労働者の代表によって「特別の感謝」をもって受け入れられたという議事録の記述とは裏腹に総同盟のグラスマンは、協議の最後に政府内で検討されている第5次緊急政令が発令される前に今一度労働組合との協議を行うよう政府に要請し、首相はこれを受け入れた[72]。政府と労働組合との2回目の協議は、5日後の5月18日午後9時より行われたが、この異例の速さでの協議の再開は、政府と労働組合との間での雇用創出をめぐる意見の懸隔がいかに大きなものであったのかを示す証左であるように思われる。

2回目の協議では首相と労働大臣に加えて、ディートリヒ財務大臣、トレヴィラヌス運輸大臣、シュランゲ無任所大臣も列席し、ライヒスバンク副総裁のドライゼ、ライヒ価格監督委員のゲルデラーなども顔を揃えた。労働組合側は総同盟執行部のライパルト、グラスマン、エッゲルトを筆頭に11名が出席した。労働組合が当初要請していた経済大臣とライヒスバンク総裁の列席は見送られた。それでも政府が労働組合に真摯に対峙しようとしているのは、2回目の協議に臨むその顔ぶれからも十分に推し量ることができるように思われる[73]。

協議の冒頭、ディートリヒ財務大臣は、「1932年の予算」について「できる限り新たな税徴収なしに歳入と歳出を調整しようとすることが絶対に必要である」と主張し、またシュテーガーヴァルト労働大臣は、社会保険に13億RMの赤字があることとその補填のためには保険金給付の削減を行わざるを得ないと述べた。ディートリヒとシュテーガーヴァルトのかかる発言は、均衡財政・節倹政策を重視する政府の立場を代弁したものといえよ

69）Koops [bearb.] [1990] S. 2509.
70）Koops [bearb.] [1990] S. 2510.
71）Koops [bearb.] [1982] S. 1782. 首相のこの発言は、1931年10月2日の閣議でのものである。
72）Koops [bearb.] [1990] S. 2510.
73）以下の協議の内容は、Koops [bearb.] [1990] S. 2530-2534. に依拠する。

う。

次いでライヒ価格監督委員のゲルデラーは、自ら市長を務めていたライプツィヒの租税収入が1927年から1932年にかけて5,400万RMから3,600万RMへと急減し、そのうちの9割を福祉的扶助（生活保護）が占めていると報告した。ゲルデラーによれば、ドイツの失業者支援（失業保険・緊急手当・福祉的扶助）は現下崩壊の危機にあり、その存続には「困窮度検証制度」の導入が不可避である。もとよりこの制度の導入は労働者に対してさらなる犠牲を強いる可能性があるが、彼は特に大家族を扶養しなければならない失職者のための扶助を確保するには本制度の導入を推進せざるを得ないと述べた。

総同盟の委員長と暫定全国経済協議会会長を兼務するライパルトは、「政府は扶助の措置の重点を雇用創出へと移動し、失業者を労働過程へと再び戻さなければならない」と訴えたうえで、「それが最もよく達成されるのは、公共事業の発注である」と発言した。また総同盟副委員長のグラスマンも、ライパルトと同様、「政府の目標は、労働組合とともに大規模な雇用創出によってできるだけ多くの労働者たちを生産過程へと戻そうとすることでなければならない」と主張し、政府に対してWTBプランおよび暫定全国経済協議会の雇用創出案の実行を迫った。

総同盟執行部のかかる要請を受けて、ブリューニング首相は、道路建設、土地改良および農業移住などただちに実現可能な事業計画を政府は用意しているが、「雇用創出プランには資金調達の可能性において限界がある」と明言した。彼によれば、「政府の至高の戒律は、公共財政の均衡を維持すること」にあり、それこそは「通貨を維持するための不可欠な条件」である。かくて「通貨が危機に陥れば、ドイツの〔経済〕状況は維持できなくなるであろう」と首相は述べた[74]。ここでのブリューニングの発言は一貫してぶれておらず、協議議事録を確認する限り、政府と労働組合との交渉は終始平行線をたどったと見て間違いない。「恐慌会議」での挫折を解消すべく、首相に直接の嘆願を企てた総同盟の試みは、かくて不発に終わった。これを要するにドイツ労働組合総同盟の雇用創出「綱領」となったWTBプランおよびそのエッセンスを引き継いだ暫定全国経済協議会の雇用創出構想は、「均衡財政と通貨の維持」というブリューニング首相が信奉する「至高の戒律」によってその実現を阻まれたのであった。

6　おわりに

本稿では、ヴァイマル憲法に起因する労使協働の政府の諮問機関である暫定全国経済

74）Koops [bearb.] [1990] S. 2534.

協議会の成立から筆を起こし、その組織と活動の実態を探究しつつ世界恐慌期に協議会内で新設された中央委員会が提起した雇用創出に関する「報告書」の内容を精査した。そのうえで中央委員会の「報告書」に労使の雇用創出プランがどのように反映されていたのかを浮き彫りにし、それが使用者（ドイツ工業全国連盟）よりも労働者（ドイツ労働組合総同盟）の構想とより強い親和性があったことを明らかにした。そのことは、政府と労使との雇用創出をめぐる個別の協議で使用者代表のカストル（ドイツ工業全国連盟副会長）が協議会の「報告書」に触れなかったのに対して、労働者代表のエッゲルト（ドイツ労働組合総同盟委員長代理）がそれを政府の雇用創出プランの「基礎資料」とするよう訴えたことからも伺えるように思われる。かくて暫定全国経済協議会の雇用創出構想は、総同盟の経済政策の「綱領」であったWTBプランのエッセンスを基本的には継承していたといって差し支えあるまい。

しかしWTBプランが「恐慌会議」で政府（シュテーガーヴァルト労働大臣）に拒絶されたのと同様、協議会の雇用創出構想もブリューニング首相によって退けられた。労働組合が政府と2回目の協議を行った翌日、5月19日と翌20日に開催された閣議では、政府の「雇用創出綱領に関する最終プラン」が協議され、水利工事、道路建設、農地改良を主な事業計画に据えた総額1億3,500万RMの「綱領」が決議された[75]。こうして政府の最終的な「雇用創出綱領」は、WTBプランはおろか、協議会の構想と比較してもその規模を著しく縮小させたうえで提起されたのである。

以上を踏まえるならば、暫定全国経済協議会の雇用創出構想は、総同盟のWTBプランと同様、政府の経済政策としては受容されず、その試みは挫折したといわざるを得ない。また政府と労使との協議の結果に鑑みても、労使の「協働」が果たしてどの程度成立していたといい得るのか今一つ判然としないところもある。しかし少なくとも労使の経済的「協働」の成果である中央委員会の「報告書」を確認する限り、労使が既存の正統派経済学の理論的枠組みでは対応し得ない労働市場の過酷な「現実」を前にして反循環的な景気政策ないし政府主導の雇用創出の必要性を訴えたのは、紛れもない事実であった。労使のこの知的営為は、『一般理論』刊行以前の「ドイツにおけるケインズ経済学の胎動」として正当に評価されなければならないといえるだろう。

恐慌を打開できなかったブリューニングの失脚から2ヵ月近く経った1932年7月28日の閣議で、ヴァルムボルト経済大臣は暫定全国経済協議会の改編を提起した。彼によれば、職業団体から指名された委員の入れ替わりがほぼなかったことが協議会の「停滞」を招き、

75）Koops [bearb.] [1990] S. 2539-2542 , 2544-2550 ; Köhler [1969] S. 285 ; 栗原［1997］387頁。

協議会はもはや政府の「期待に応えてはいない」という。ヴァルムボルトは、「従来の全国経済協議会は廃止され、それに代わって新しい全国経済協議会が創設されなければならない[76]」と主張した。

暫定全国経済協議会の改編はナチ党が政権を掌握して以降の1933年4月5日の政令[77]で実施され、その発効とともに1920年5月4日の政令で協議会の委員に指名されたメンバーは任期満了となった。彼らに代わりヒトラーの意向に沿って規模を大幅に縮小した60名の委員が新たに選任された。しかし1934年2月28日、ナチ党のシュミット経済大臣は政府に「暫定全国経済協議会の廃止に関する法案」を提出し、これにより協議会は1934年3月31日をもって解散した[78]。ヴァイマル憲法が明示した全国経済協議会は、ついに「暫定」的な組織のままナチ党の一党独裁体制のもとで全面的な解体を余儀なくされたのであった。

76）Minuth [1989] S. 330.
77）Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1933] S. 165-166.
78）Lilla [2012] S. 123.

文献リスト

Bombach, Gottfried, usw. [hrsg.] [1976] *Der Keynesianismus II. Die beschäftigungspolitische Diskussion von Keynes in Deutschland. Dokumente und Kommentare.* Berlin/ Heidelberg/ New York.

Borchardt, Knut [1982] *Wachstum, Krisen, Handlungsspielräume der Wirtschaftspolitik. Studien zur Wirtschaftsgeschichte des 19. und 20. Jahrhunderts,* Göttingen.

Borchardt, Knut [1983] Noch einmal: Alternativen zu Brünings Wirtschaftspolitik? In: *Historische Zeitschrift*. Bd. 237, Heft 1.

Büro des vorläufigen Reichswirtschaftsrats [hrsg.] [1933] *Der vorläufige Reichswirtschaftsrat 1927-1932.* Berlin.

Dräger, Heinrich, usw. [bearb.] [1933] *Arbeitsbeschaffung. Eine Gemeinschaftsarbeit.* Berlin.

Golecki, Anton [bearb.] [1980] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Bauer. 21. Juni 1919 bis 27. März 1920.* Boppard am Rhein.

Hauschild, Ernst J. [1926] *Der vorläufige Reichswirtschaftsrat 1920-1926. Denkschrift.* Berlin.

Jahn, Peter [bearb.] [1988] *Quellen zur Geschichte der deutschen Gewerkschaftsbewegung im 20. Jahrhundert. Bd 4. Die Gewerkschaften in der Endphase der Republik 1930-1933.* Köln.

Köhler, Henning [1969] Arbeitsbeschaffung, Siedlung und Reparationen in der Schlussphase der Regierung Brüning. In: *Vierteljahrshefte für Zeitgeschichte.* Jg. 17, Heft 3.

Koops, Tilman [bearb.] [1982] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Brüning I u. II. 1. März 1931 bis 10. Oktober 1931. Bd. 2.* Boppard am Rhein.

Koops, Tilman [bearb.] [1990] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette Brüning I u. II. 10. Oktober 1931 bis 1. Juni 1932. Bd. 3.* Boppard am Rhein.

Lilla, Joachim [bearb.] [2012] *Der Vorläufige Reichswirtschaftsrat 1920 bis 1933/34. Zusammensetzung – Dokumentation – Biographien. Unter Einschluß des Wirtschaftsrats des Reichspräsidenten 1931 und des Generalrats der Wirtschaft 1933.* Düsseldorf.

Meister, Rainer [1991] *Die große Depression. Zwangslagen und Handlungsspielräume der Wirtschafts- und Finanzpolitik in Deutschland 1929-1932.* Regensburg.

Minuth, Karl-Heinz [bearb.] [1989] *Akten der Reichskanzlei. Weimarer Republik. Die Kabinette von Papen. 1. Juni bis 3. Dezember 1932. Bd. 1.* Boppard am Rhein.

Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1919] *Reichs-Gesetzblatt. Bd. 2.* Berlin.

Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1920] *Reichs-Gesetzblatt. Bd. 1.* Berlin.

Reichsministerium des Innern [hrsg.] [1933] *Reichs-Gesetzblatt. Bd. 1.* Berlin.

Schneider, Michael [1975] *Das Arbeitsbeschaffungsprogramm des ADGB. Zur gewerkschaftlichen Politik in der Endphase der Weimarer Republik*. Bonn-Bad Godesberg.

Schubert, Werner [hrsg.] [1987a] *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats. Bd. 1. Protokolle vom 30.6.1920-4.11.1921.* Frankfurt am Main.

Schubert, Werner [hrsg.] [1987b] *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats. Bd. 2. Protokolle vom 7.2.1921-30.6.1923.* Frankfurt am Main.

Schubert, Werner [hrsg.] [1987c] *Protokolle über die Plenarverhandlungen des Vorläufigen Reichswirtschaftsrats. Bd. 3. Drucksachen.* Frankfurt am Main.

Schulz, Gerhard [hrsg.] [1980] *Politik und Wirtschaft in der Krise 1930-1932. Quellen zur Ära Brüning. Zweiter Teil.* Düsseldorf.

Statistischer Reichsamt [hrsg.][1932] *Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich*. Berlin.

Tarnow, Fritz [1951] Der Reichswirtschaftsrat in der Weimarer Republik. In: *Gewerkschaftliche Monatshefte.* Jg. 2.

Wissel, Rudorf [1919] Zur Räte-Idee. In: *Die Neue Zeit. Wochenschrift der Deutschen Sozialdemokratie.* Jg. 37, Nr. 9.（30. 5. 1919）

Woytinsky, Emma S. [ed.] [1962] *So Much Alive. The Life and Work of Wladimir S. Woytinsky.* New York.

Woytinsky, Wladimir S. [1932] Hebung der Produktion durch Arbeitsbeschaffung. Gutachten des Reichswirtschaftsrats. In: *Gewerkschafts-Zeitung. Organ des Allgemeinen Deutschen Gewerkschaftsbundes*. Jg. 42, Nr. 14.（2. 4. 1932）

Woytinsky, Wladimir S. [1933] Der deutsche Arbeitsmarkt in der Krise. In: *Schmollers Jahrbuch für Gesetzgebung, Verwaltung und Volkswirtschaft im Deutschen Reiche.* Jg. 57, Halbbd. 1.

臼井英之［1990］「全国経済協議会をめぐる政策構想と「暫定全国経済協議会令」— 第一次大戦後ドイツにおける暫定全国経済協議会の成立 — 」、『成城大学経済研究』第108号.

奥山　誠［2018］「大不況下ドイツにおける「改革派」の経済政策思想 — ヴラディミール・S・ヴォイティンスキーの雇用創出論を中心に —」、『政経論叢』第86巻5・6号.

奥山　誠［2023］「世界恐慌期ドイツにおける「改革派」の雇用創出論 — ドイツ労働組合総同盟主催、「恐慌会議」の検討 —」、『政経論叢』第92巻1・2号.

奥山　誠［2025］「ドイツ労働組合総同盟の雇用創出構想 —「積極的な世界経済政策」からWTBプランへ —」、『明治大学社会科学研究所紀要』63巻2号.

栗原　優［1997］『ナチズム体制の成立 ー ワイマル共和国の崩壊と経済界』（新装版）、ミネルヴァ書房.

藤本建夫［1995］「ボルヒャルト論争によせて — 同時代人たちの「思考の余地」—」、『土地制度史学』37巻4号.

八林秀一［1994］「ワイマール期ドイツ経済体制・経済政策史をめぐって —「ボルヒャルト論争」覚書 —」、『土地制度史学』36巻2号.

〔付記〕適切なコメントを頂いた匿名査読者に感謝申し上げるとともに、本年度をもって明治大学を定年退職される須藤功先生（政治経済学部教授、明治大学国際武器移転史研究所前所長）に対して、これまで頂いた学恩に深甚の謝意を表させて頂きたい。本稿は、JSPS科研費JP25K05027の助成を受けたものである。

『国際武器移転史』第21号（2026年1月），55-78頁

論 説

日米関係の変化と日本の軍事産業
－「専守防衛」の軍事産業から「日米同盟」下の軍事産業へ－

白戸　伸一*

Changes in the Japan-U.S. Relationship Concerning Security and Japan's Defence Industry: From a Defence Industry of "Exclusively Defence-Oriented Policy" to a Defence Industry under the "U.S.-Japan Alliance"

by SHINICHI SHIRATO

The Japan-U.S. relationship concerning security, based on the Japan-U.S. Security Treaty, was one in which Japan maintained military capabilities for its own defence while relying on U.S. offensive power, striving for a policy of "exclusively defence-oriented policy"（a relationship of "shield" and "spear"）. However, since 2014, this relationship has begun shifting towards a more offensive-defensive alliance between Japan and the U.S., following the Japanese government's acceptance of the exercise of collective self-defence rights and the retention of counterstrike capabilities. Reflecting this change, Japan's military industry has steadily realised developments such as stand-off missile development and aircraft carrier construction, which form part of these counterstrike capabilities. The integrated air and missile defence capability being promoted by the Ministry of Defence could simultaneously function as an enemy base attack capability. As the example of Mitsubishi Heavy Industries clearly shows, alongside the development and manufacture of the latest joint U.S.-Japan missiles, domestic development and production of long-range missiles have begun to surge. Although next-generation fighter development has commenced as an international joint venture, Japan's military industry has deep ties with major U.S. defence contractors through years of licence production and joint development. Even with independent weapons development or joint ventures with non-U.S. nations, these relationships are unlikely to weaken easily.

はじめに

小稿は、2025年5月21日明治大学国際武器移転史研究所主催のワークショップ「日本の軍需産業と防衛政策」において筆者がおこなった報告をもとにまとめたものである。この報告での課題は、①日米安保条約の条文変更はないものの[1)]、2014年以降の日米の軍事

＊明治大学国際武器移転史研究所客員研究員・明治大学名誉教授（Emeritus Professor, Researcher, Institute for

面での連携は、アメリカの核兵器を中核とする攻撃力に依存しつつ「専守防衛」の自衛力を保持する関係（「矛」と「盾」の関係）から、集団的自衛権行使を容認しなおかつ反撃能力[2]を保持した攻守同盟的日米同盟へと変化している。その中で日本の軍事産業がどのように変化しようとしているのか、②米国依存の武器購入（FMSを含む）・ライセンス生産から自主開発・生産、国際共同開発・生産への展開が見られるが、その中で2022年12月GCAP（Global Combat Air Programme）開始が日米武器移転にどのような変化をもたらしうるのか、またそのことが日米軍事産業の関係にどのような変化をもたらしうるのか、ということであった。

軍事産業として着目するのは、航空機生産と誘導弾生産である。今日の軍事力としてこれら2つは、核兵器を除けば、きわめて強力な武器になっており、国際的にも多額の軍事費が投入されているからである。

なお、小稿では武器に注目して軍需より限定的な軍事産業を対象とする。軍事産業は、軍事組織が必要とする兵器等（防衛装備品）を製造・補修・販売する産業である[3]。政府やマスコミ等は軍事産業を「防衛産業」（防衛装備品の開発・製造（売買）・運用支援・維持整備・改造・改修等に携わる企業やこれらの企業の経済活動）と呼んでいるが[4]、攻撃能力を備えた武器の製造・販売・サービスのサプライ・チェーンを担う産業としては、軍事産業が妥当と思われる。

1 「専守防衛」から「日米同盟」（攻守同盟）へ

「直接侵略及び間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務」（自衛隊法第3条）とした自衛隊は1954年に設置された。これに先立ち同年に締結された日米相互防衛援助協定（MSA協定）は日本に防衛力＝自衛隊の漸増的強化を求めていた。1960年に改定さ

---

the History of Global Arms Transfer, Meiji University）

1）米韓相互防衛条約は相互防衛を明文化しているが、安保条約第5条の規定では日本の領土侵略へ「共同で対処」することを規定しているのみである。防衛省の「専守防衛」の定義については後で検討する。

2）敵基地攻撃能力とも言われるが、例えば12式地対艦誘導弾能力向上型の開発、トマホーク・ミサイルのような長射程ミサイル保持、護衛艦いずも・かがの空母化、攻撃力のあるイージス艦配備等は反撃能力を構成しうる。

3）池田[1988]は、兵器工業＜軍事工業＜軍需工業とし、兵器そのものを生産＜兵器・兵器素材・兵器生産用特殊機械類の生産部門＜兵器・兵器素材・兵器生産用特殊機械類生産部門・軍隊が受容する衣料や食糧・その他雑品とした。佐藤［1999］は制式化の対象となる兵器生産企業を軍事工業とした（26頁）。なお、制式とは艦艇・航空機等の装備を正式に配備する際に識別用に付与する名称・年号・記号等を用いた型式のこと。

4）防衛生産・技術基盤研究会［2012］「防衛生産・技術基盤研究会最終報告―「生きた戦略」の構築に向けて―」3頁における規定。

れた日米安保条約第4条で日本及び極東[5]の平和・安全への脅威が生じた場合の日米協議を規定し、第5条は、日本への武力攻撃に対し日米共同で対処することを規定しているが、自衛隊の海外での武力行使は規定されてない。また第6条で米軍は日本および極東の平和・安全の維持目的で駐留が許されるとしている。

1970年に初めて発刊された『日本の防衛　防衛白書』では「専守防衛」を明文化した。専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また、保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神に則った受動的な防衛戦略の姿勢である[6]。そのため、攻撃型兵器である大陸間弾道弾ICBM、長距離戦略爆撃機LRSB、攻撃型空母ACの保有や、武装部隊の海外派兵、相手国領土の占領は認められない。1976年三木内閣は「防衛計画の大綱」において、「力の空白」とならないように限定的で小規模な侵略に対処しうる防衛力として「基盤的防衛力構想」を打ち出した。さらに同内閣は、武器輸出3原則と防衛予算をGNP1%以内とする閣議決定をおこない、武器輸出の原則禁止と防衛費の上限を設定する方針を打ち出した。その後、ソ連邦解体・東西冷戦終結の90年代にかけて、自衛隊の「専守防衛」という位置づけはほぼ踏襲されていた。

しかし、1996年中国による台湾海峡ミサイル危機や北朝鮮のミサイル発射実験・核開発は日本の防衛政策における「脅威対抗」意識を高め、1997年の「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）において「日米同盟関係」U.S.-Japan Allianceという表現を用いつつ、「周辺事態」対処の米軍への自衛隊の後方支援を明記した[7]。さらに2001年の米国における同時多発テロや2003年米英によるイラク戦争もあって、防衛政策も変化しはじめた。2003年有事関連3法、2004年には自衛隊のイラク派遣、さらに有事関連7法の制定もあり、2007年には防衛庁の省への格上げもおこなわれた。そして2010年民主党政権下での「22防衛大綱」では、「基盤的防衛力」の構築ではなく脅威に対し迅速・シームレスに対処可能な防衛力の「運用」に重きを置く「動的防衛力」構築を目標とした。つまり、「基盤的防衛力構想」以来の「自己抑制型の防衛構想」から「脅威対抗型の防衛構想」への転換が生じたのである。第2次安倍内閣は2013年国家安全保障会議（NSC）設置、特定秘密保護法制定、さらに2014年防衛装備移転3原則（移転の原則自由化）や集団的自衛権行

5）1960年新安保条約審議過程で、政府は1960年2月「極東」の範囲をフィリピン以北で台湾・韓国を含む日本周辺地域とする統一見解を示した。

6）2015年3月参議院における安倍総理大臣の答弁書参照。https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/189/touh/t189079.htm　参照。

7）https://www.mod.go.jp/j/presiding/treaty/sisin/sisin.html　参照。

使容認の閣議決定を矢継ぎ早に実施し、2015年の「日米防衛協力のための指針[8)]」（新ガイドライン）では日米協力の範囲を「アジア太平洋地域及びこれを超えた地域」まで拡大し、日本国外でも相互に後方支援することとした。また、日本の平和及び安全に対する脅威に対処する「周辺事態対処」に関し「当該事態は地理的に定めることができない」として、明確に地理的制約を廃した。

2015年公布の安全保障関連法（平和安全法制）は、これらの閣議決定や新ガイドラインに法的実効性を与えた。同法は3つの限定要件つきながら集団的自衛権行使を容認し、他国への攻撃でも自衛隊の武力行使を可能とした[9)]。この点は安保条約第5条の制約を逸脱することにほかならず、「攻守同盟」へ一歩踏み出したと言える。

さらに2022年12月岸田内閣は安保3文書（防衛3文書）閣議決定で、従来の防衛政策を転換して敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有を認めるとともに、防衛費の倍増となるGDP2%へ増額することを認めた（「国家安全保障戦略」）。そのために2023-27年度防衛費を43兆円とし、スタンド・オフ・ミサイル開発・増産とトマホーク・ミサイル取得を実行に移した（「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」）。さらに同月にグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）を発表し、日英伊で次世代型戦闘機の国際共同開発を実施することとしたほか、2023年には防衛装備品輸出支援・製造施設一時国有化を含む防衛産業支援法（防衛生産基盤強化法）、防衛財源確保特措法、ライセンス元国への殺傷兵器輸出容認、2024年国際共同開発の次期戦闘機の第3国輸出容認、GCAP政府間機関設立（GIGO）条約、陸海空自衛隊の一元的指揮と米軍インド太平洋司令部との部隊運用調整に有用な統合作戦司令部設置を可能とする改定防衛省設置法が制定された（2025年3月設置）。敵基地攻撃の司令塔ともなることを勘案すると[10)]、現時点ではNATOや米韓同盟のように連合司令部は設置されてないが、今後は日米連携をさらに強化する機能を果たすだろう。

こうしてみると、集団的自衛権行使の容認と反撃能力の保持により、かつては「基盤的防衛力構想」の下で、自衛隊は抑制的な最小限の防衛力として、つまり「専守防衛」の実態として位置づけられていたが、日米同盟の担い手として増強され、防衛範囲の地理的制

8）日本に対する武力攻撃が発生した場合、「極力早期にこれを排除し及び更なる攻撃を抑止するため、適切な共同対処行動を実施する」。自衛隊は「防勢作戦を主体的に実施」し、米軍は「自衛隊を支援し及び補完する」。また領域横断的な作戦で、米軍は自衛隊の支援・補完のため「打撃力を伴う作戦を実施することができる」とした。https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000078187.pdf 参照。

9）「新3要件」とは、（1）我が国に対する武力攻撃が発生したこと、又は我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること（2）これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないこと（3）必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、である。

10）東京新聞2025年3月25日付記事参照。

約も解かれることにより、「専守防衛」という抑制的な防衛の「宣言政策」は近隣諸国より信憑性を疑われ、米国の世界戦略に組み込まれた軍事勢力となってきたようにみえる。

2　武器（防衛装備品）調達の推移

自衛隊創設当初は、航空機や自衛艦等の主要装備を米国に依存しつつ整備してきたが、同時に国産化も進められてきた。図1は防衛関係予算と対GNPあるいはGDP比の推移を示したものである。1950年代から90年代まで防衛関係予算はほぼ一直線で増加され、第一次防衛力整備計画から第4次防衛力整備計画に則して整備され、70年代後半以降も相対的に安定した景気に支えられ拡大していたが、90年代後半から2010年代初頭までは停滞的であった。防衛関係予算の対GNPもしくはGDP比をみると、中曽根内閣が対GNP1%枠を撤廃した直後の1987-89年を除くと、2022年度までGNPもしくはGDP比1%未満であった。これは1970年代における必要最小限の防衛力にとどめようとする「基盤的防衛力構想」や「専守防衛」論を背景に、三木内閣が1976年に防衛力整備をGNP1%枠内とすることを閣議決定し、歴代内閣もほぼ踏襲してきた結果である。しかし、防衛政策が脅威対抗型の「動的防衛力」構築が目指され自衛隊の作戦行動範囲が急速に拡大されると、それに見合う軍事力強化が図られる。2013年以降は徐々に増加傾向に転じ、2023年には岸田内閣が大軍拡を進めるために従来の抑制的防衛力整備を放棄し、アメリカの要

図1　防衛関係予算の推移

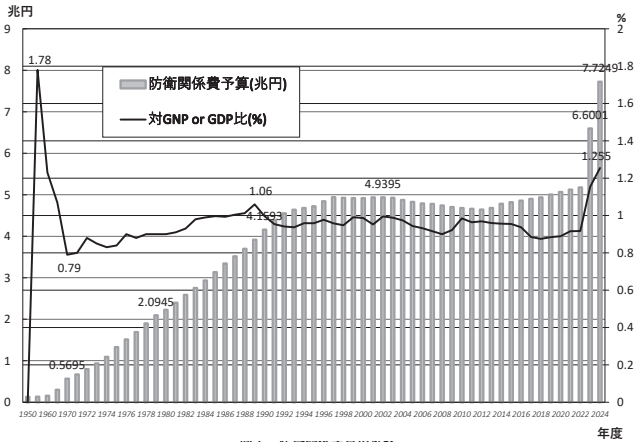

（各年『防衛ハンドブック』（朝雲新聞社）の数値を使用）

図2　装備品等の調達方法別調達契約額推移（単位：億円）

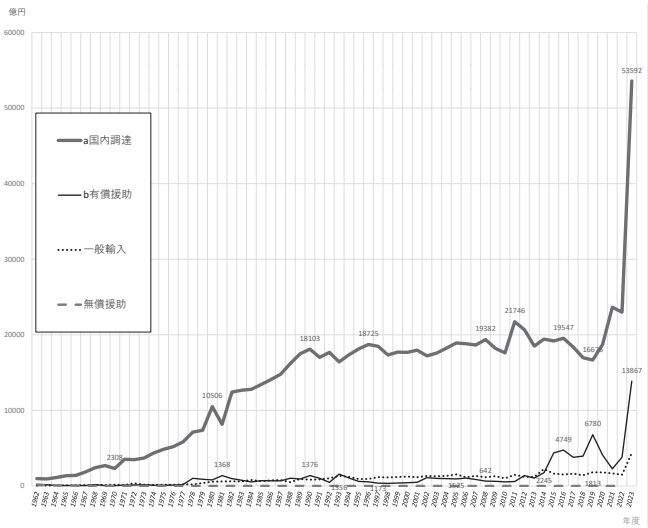

（各年『防衛年鑑』の数値を使用）

請に沿ってGDP2%枠へと転換すると一挙に6～7兆円台へと跳ね上がっている。

防衛装備品調達の視点から同時期の経過をみておこう。まず防衛装備品の調達方法別調達契約額の推移（図2）をみると、自衛隊発足時にはアメリカの無償援助に大きく依存していたが、やがて国内調達が大部分を占めるようになり、1967-2011年度には国内調達が9割程度を占めた[11]。ところがそれ以降は9割を下回るようになり、2015-20年度は7割台へと低下し、逆に有償援助（FMS）が著増している。調達契約額が飛躍的に増加した2023年度でもFMSが2割程度を占めている。このFMSにはF-35A/B戦闘機、E-2D早期警戒機、イージス・システム構成品やトマホーク・ミサイル及びその発射機能、SM-3ブロックⅡAミサイル等いずれも米国政府経由の1.1兆円以上が含まれていた[12]。米側は機密性や能力の高い戦闘機や長射程ミサイル等の生産は容易に日本国内でのライセンス生産を認めない様子が窺える。なお、国内調達には自国の独自技術による開発・生産の純国産のみならずライセンス生産のように海外で開発された技術を契約により取得し国内で生産したもの等も含まれていることに留意しておく必要がある。

表1 2020-2024武器輸入上位国　　（単位：100万tiv）

順位	受領国	2020	2021	2022	2023	2024	合計	輸入シェア（%）	主要サプライヤー（シェア%）2020-2024		
1	Ukraine	18	44	2,930	4,291	5,230	12,513	8.75	U.S.（45）	Ger（12）	Pola（11）
2	India	2,646	3,943	2,629	1,491	1,168	11,877	8.30	Rus（36）	Fra（33）	Isra（13）
3	Qatar	1,175	2,082	3,373	2,000	1,152	9,782	6.80	U.S.（48）	Ita（20）	U K（15）
4	Saudi Arabia	2,530	1,690	3,058	1,296	1,111	9,685	6.80	U.S.（74）	Spa（10）	Fra（6.2）
5	Pakistan	620	978	1,540	2,393	982	6,513	4.60	Chin（81）	Neth（5.5）	Turki（3.8）
6	Japan	929	1,114	1,571	957	977	5,548	3.90	U.S.（97）	U K（2.0）	Ger（0.5）
7	Australia	1,632	1,215	815	379	983	5,024	3.50	U.S.（81）	Spa（15）	Norw（1.3）
8	Egypt	1,401	1,290	743	1,151	72	4,657	3.30	Ger（32）	Ita（27）	Fra（19）
9	U.S.	798	907	733	792	1,209	4,439	3.10	U K（18）	Fra（15）	Isral（13）
10	Kuwait	67	889	2,245	497	503	4,201	2.90	U.S.（63）	Ita（29）	Fra（7.1）
	Others	12,381	12,111	14,234	14,433	15,550	68,709	48.10			
	Total	24,194	26,263	33,871	29,683	28,938	142,948	100%			

・数値はSipriのﾄﾚﾝﾄﾞ指標値（100万TIV）であり、輸入金額ではなく軍事能力を示す。
・輸入シェア（Share of global arms imports）は対国際武器輸入総額の比率であり、（シェア　%）は対当該国武器輸入総額中の比率である。
・SIPRI（https://armstransfers.sipri.org/ArmsTransfer/ImportExportTop ）の数値を使用。

このように近年ではFMSや一般輸入のように海外から調達された武器が多額に上って

11）アメリカの無償援助は1969年に終了している。
12）防衛装備庁「中央調達における令和5年度調達実績」https://www.mod.go.jp/atla/souhon/supply/jisseki/index.html　参照。

いる。この点をストックホルム国際平和研究所（SIPRIと略記）のデータで確認しておこう。表1は2020-24年間の武器輸入上位国を示したものである。ロシアのウクライナ侵攻により、2022年よりウクライナの武器輸入量が急上昇しトップになっている。日本は武力紛争当事国ではないにもかかわらず第6位であり、しかも主要サプライヤーとして米国が97%を占めている。サプライヤー全体で米国のシェアが42.6%なので、日本は異常なほど米国依存であり、ウクライナが米国から輸入している量に近い量を輸入しているのだから、米国軍事産業を支える有力国といえよう。

表2　2023年世界のトップ100武器製造・サービス企業（単位：100万USドル）

順位		企業	国	武器収益			総収益	武器比率
2023	2022			2023	2022	前年比	2023	2023
1	1	Lockheed Martin Corp.	U.S.	60,810	59,390	102.4	67,570	90%
2	2	RTX	U.S.	40,660	39,570	102.8	68,920	59%
3	3	Northrop Grumman Corp.	U.S.	35,570	32,300	110.1	39,290	91%
4	4	Boeing	U.S.	31,100	29,300	106.1	77,790	40%
5	5	General Dynamics Corp.	U.S.	30,200	28,120	107.4	42,270	71%
6	6	BAE Systems	UK	29,810	26,900	110.8	30,350	98%
7	9	Rostec f g	RUS	21,730	16,810	129.3	33,430	65%
8	8	AVIC	CHI	20,850	20,620	101.1	83,430	25%
9	7	NORINCO	CHI	20,560	22,060	93.2	76,600	27%
10	10	CETC f	CHI	16,050	14,890	107.8	55,990	29%
11	13	L3Harris Technologies h	U.S.	14,760	12,630	116.9	19,420	76%
12	14	Airbus i	EU	12,890	12,090	106.6	70,710	18%
13	12	Leonardo	ITA	12,390	12,840	96.5	16,520	75%
14	11	CASC f	CHI	12,350	13,960	88.5	41,170	30%
15	16	CSSC f	CHI	11,480	10,440	110.0	48,950	23%
39	45	三菱重工	JP	3,890	3,250	119.7	33,210	12%
65	67	川崎重工	JP	2,060	1,830	112.6	13,190	16%
71	83	富士通	JP	1,850	1,270	145.7	26,790	6.9%
91	117	NEC Corp.	JP	1,140	640	178.1	24,800	4.6%
96	118	三菱電機	JP	1,050	640	164.1	37,500	2.8%

・レイセオンは2023年にRTXと改称。f: 武器収益はかなり不確かな推計値、g: Rostecは持株会社なので通常は除外されるが、2023年には他のほとんどのロシア企業の数値が欠けているので参入、h: L3 Harrisは2023.7にAerojet Rocketdyne’sを合併し同年の収益にはこの企業の収益も含まれている、i: Airbus社は複数の欧州国に跨っている。
・sipriデータ参照 Source: SIPRI Arms Industry Database, retrieved December 2024

このように、日本はFMSや一般輸入で防衛装備を充足させる一方で、既述のように国産化を進めている。2022年の「安保三文書」で防衛関係費をGDP比2%に引き上げることにしたので、2023年度以降三菱重工を筆頭に武器収益が世界のトップ100社に数えられる企業が5社含まれている。表2はSIPRIの調査結果から、2022年と2023年の世界の有力武器製造・サービス企業トップ100社中の武器収益トップ15社と100位以内にランク入りし

た日本企業の収益を示したものである。2023年のトップ100中、米企業のみで40社を占めており、上位にはロッキード・マーティン（LMと略記）を筆頭に有力企業が並んでいるほか[13]、中国企業も15位以内に5社が含まれている。SIPRIは2023年度の日本の防衛費は541億ドルで世界10位以内と見ている。企業のランキングでは、2023年度には日本の防衛予算が大きく増加し日本企業の受注額が増えている（2022年と2023年比較）。

図3　中央調達実績と上位20社の調達額の推移（単位：億円）

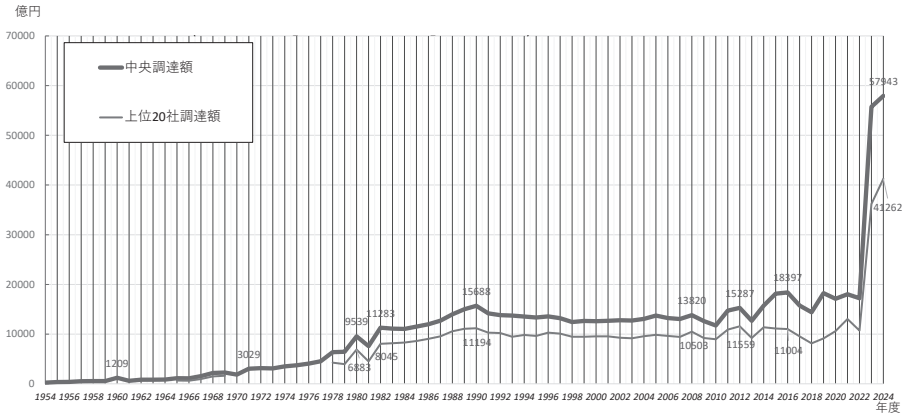

（各年『防衛年鑑』・『自衛隊装備年鑑』の数値を使用）

トップ5の米企業の武器収益比率は高率であり、民間航空機の大メーカーであるボーイング社でも40%であり、総合メーカーの一事業部門で武器製造の日本企業の低比率と対照的である[14]。基本的には自衛隊＝国内市場に限定されている結果でもあるので、自衛隊増強や海外へ輸出できるようになると、増加する可能性がある。

艦艇・航空機・誘導弾等の主要な防衛装備品の調達は、主に防衛装備庁の中央調達としておこなわれており、調達全体の6～7割を占めてきた。プライム企業と呼ばれる防衛装備の主要調達先も中央調達の主要な取引先になっており、中央調達をみれば特徴的な日本の防衛装備の推移を確認できるだろう。図3は中央調達の推移を示したものであり、上位20社との調達額と対比が可能である。中央調達額は1990～2014年度にかけて停滞もし

13）米国では1990年代の軍事支出抑制と合併推進策によりロッキードとマーティンが1995年合併、RTXは90年代以降に合併、ボーイングは1997年にマクドネル・ダグラスを合併、ノースロップは1994年にグラマンを買収して大規模化している。国防省の合併推進については、河音琢郎［1999.10］「国防削減下におけるアメリカ軍事産業の再編過程」立命館大学経済学会『立命館経済学』48（4）参照。

14）F-2戦闘機は約1100社、護衛艦なら8300社がサプライチェーンを形成し、2021年調査では防衛装備品生産企業の防衛需要依存率は約4%であり、大手企業だと10%以下だが小規模企業だと50%超もあるとされていた（防衛装備庁［2023］「防衛産業の実態―ご説明資料―」参照）。

くは下降気味であり、上位20社からの調達額も同様であるものの中央調達に占める20社の調達比率は7割台であった。しかし2015年にはその比率は6割台に下がり2016～19年度には5割台にまで落ちた。これはグラフ上ではギャップの増幅となっており、図2でみられたFMSの増加と関連しているだろう。2024年度には7割台まで回復するものの1.7兆円のギャップを生じており、多額に上るF-35戦闘機やイージスシステム、ミサイル等のFMS輸入の結果と考えられる。それでも上位20社からの調達が2022年度の約1兆円から2023年度の約3.6兆円へ、2024年度には約4.1兆円へと急増したのである。

3 「国産化」の展開-ライセンス生産から共同開発・生産へ-

「国産」については、自国内で最終的に組み立てたものとされるが、自国の独自技術を使用し国内で製造したという文字通りの「国産」（純国産）と、他国の技術を得て国内で製造した「ライセンス国産」、自国の軍事産業が共同主体（パートナー）として他国と共同開発・製造する「国際共同開発・生産」が含まれる[15]。戦後日本の軍事産業再編以降を概観すると、ライセンス国産から、純国産、国際共同開発・国産に焦点が当てられながら「国産化」が進展してきた。

防衛装備品の国産化については、経団連の防衛生産委員会や日本兵器工業会が自衛隊創設以降繰り返し主張してきた[16]。また、防衛庁は1970年「装備の生産および開発に関する基本方針、防衛産業整備方針並びに研究開発振興方針について（通達）」で装備の「国産化」を基本方針としていたが、2014年「防衛生産・技術基盤戦略～防衛力と積極的平和主義を支える基盤の強化に向けて～」で従来の「防衛生産・技術基盤の維持・強化」とともに、「国際共同開発・生産」を選択肢に加えた[17]。これは、防衛装備の純国産化がケースによっては多大な財政負担と長期の開発期間を要することへの対応策でもあった。また、同年策定の「防衛装備移転三原則」で装備品や技術の移転が原則自由化されることにより、次期戦闘機として導入するF-35戦闘機の最終組立・検査施設の国内設置が制度的に可能となるが、この事例も該当するだろう。そして2023年には日本の防衛生産・技術基盤を「日本の防衛力そのもの」と捉え、そのサプライチェーンを維持するため防衛生産基盤強化法が制定され今日に至っている。

このような変遷があるにせよ、武器生産のプライム企業の多くは継続的に事業を発展さ

15）生産・技術基盤研究会［2012］「防衛生産・技術基盤研究会最終報告―「生きた戦略」の構築に向けて―」（https://www.mod.go.jp/atla/soubiseisaku/soubiseisakuseisan/2406houkoku.pdf　参照）
16）白戸［2023a］参照。
17）防衛省［2014］『平成26年版 防衛白書』337頁。

表3　2024年度及び他年度の防衛装備品中央調達分の契約相手方別契約動向（上位20社）

契約相手方	2024		2023	主な調達品	各年度での順位						
	（億円）	%	（億円）		2023	2022	2021	2020	2019	1980	1968
三菱重工業	14,567	25.1	16,803	イージスシステム搭載艦、島嶼防衛用高速滑空弾、12式地対艦誘導弾	1	1	1	1	1	1	1
川崎重工業	6,383	11.0	3,886	P－1固定翼哨戒機、輸送ヘリCH-47J/JA	2	2	2	2	3	3	
三菱電機	4,956	8.6	2,685	シースパロー RIM-162ブロックⅡ・統合装備計測評価システム・03式中距離地対空誘導弾（改善型）	4	4	3	4	2	4	2
日本電気	3,117	5.4	2,954	自動警戒管制システム等、広帯域多目的無線機、野外通信システム	3	3	4	5	4	6	8
富士通	1,736	3.0	2,096	MSIIオープン系システム用器材借上、陸自ｸﾛｰｽﾞ系ｸﾗｳﾄﾞ基盤借上等	5	5	5	3	5		15
ジャパンマリンユナイテッド（JMU）	1,614	2.8	324	イージスシステム搭載艦、掃海艦、輸送艇	13	19		18			
東芝ｲﾝﾌﾗｼｽﾃﾑｽﾞ	1,569	2.7	1,283	11式短距離地対空誘導弾、機上電波測定装置、移動型電波測定装置	6	6	6	6	8	5	3
日本製鋼所	1,206	2.1	570	レールガンの研究・試作、装輪装甲車AMV、MK25ｷｬﾆｽﾀ	11	9	16	14	10	9	5
伊藤忠ｱﾋﾞｴｰｼｮﾝ	971	1.7	643	JSM、高性能20mm機関砲、CH-47JA（機体）用部品	9			11	15	7	
日立製作所	798	1.4	793	機雷捜索用水中無人機OZZ-7、情報本部共通基盤の器材借上、掃海艦ソーナーシステムOQQ-10-5	8	12	9	9	13	14	13
沖電気工業	691	1.2	280	MS11、装輪装甲車AMクローズ系システム用器材借上、ソノブイHQS-13H、潜水艦用ソーナー装置	15	11	10	13	16	16	17
ＳＵＢＡＲＵ	595	1.0	466	多用途ヘリコプタ（UH-2）、UH-1J機体定期修理•改修、T-5初等練習機	12		8	25	9		11
IHI	578	1.0	1257	次期戦闘機、次期戦闘機用エンジンシステム、P-1用エンジン、T-4用エンジン・オーバーホール	7	7	7	8	21	2	6
三菱重工機械システム	549	0.9		極超音速燃焼風洞試験装置							
三井物産エアロスペース	418	0.7		USV、自己防護装置、CH-47J用搭載電子機器部品							
ENEOS	345	0.6	275	航空タービン燃料JP-5、航空タービンJet A-1	16		15	21	11	8	21
中川物産	340	0.6	264	航空タービン燃料Jet A-1、軽油2号（艦船用）（免税）	17	14	17	16	14		
高速マリン・トランスポート2	304	0.5		民間船舶の運航・管理事業（旅客船）							
ダイキン工業	269	0.5		EMP装備適用技術の研究試作、EMP弾頭Ⅱ型、00式120mm戦車砲用演習弾		15	12	12	12	19	12
小松製作所	256	0.4	240	120mmTKG、JM12A1対戦車榴弾、155mmH、M10榴弾	19	8	11	10	7	11	10
20社合計額及び対総額比	41,262	71.2	36,203		65.0	62.3	72.4	62.0	50.1	72.1	68.9

・2024年度の年間中央調達総額は5兆7,943億円であり、比率はこの総額に対する比率である。
・各年度の順位の項の対総額比も各年度の上位20社の年間中央調達総額に対する比率である。
・2019年度以前では、IHIは石川島播磨重工、SUBARUは富士重工、東芝ｲﾝﾌﾗｼｽﾃﾑｽﾞは東芝、ENEOSはJXTGや日本石油としての順位を適用。なお、川崎重工は1969年に川崎航空機工業（1968年に7位）と合併した。
・数値は、防衛省「調達実績」（https://www.mod.go.jp/atla/souhon/supply/jisseki/pdf/r06_chotatsu_jisseki.pdf）及び各年度『防衛年鑑』のものを使用。

せている。表3は2024年度を最新のデータとして、防衛装備庁の中央調達契約における上位20社の推移と調達額及び比率を示している。上位企業はほぼ固定化しており三菱重工（MHI）と川崎重工だけで全契約の36％を占めており、これまでも上位20社で6～7割を占めていた。これらが日本の代表的軍需品供給企業と言えるだろう。この中央調達では誘導弾（ミサイル）や航空機関係の調達額が突出しており、高度の電子機器類が装備に重要性を増すにつれ通信・電子工業分野の企業が有力企業として上位へと浮上している。2023、 24年度に各企業から調達したものをみると、12式地対艦誘導弾能力向上型や高速滑空弾、計測や通信用の電子システム類、航空機及びエンジン、ヘリコプター、イージス・システム搭載艦及び搭載装置等が含まれている。2023年に弾道ミサイル防衛システム整備を閣議決定して以来、誘導弾の開発・整備やイージス・システム搭載艦配備が進められ、「安保三文書」で多層的な「統合防空ミサイル防衛」態勢と反撃能力の構築が明記され、近年ではスタンド・オフ型ミサイル開発・配備が加速されており、上位20社からの調達品にそれらが含まれている。

そこで、中央調達契約第1位の三菱重工の航空機生産と誘導弾生産に着目して、武器生産がどのような変遷を辿ってきたのか検討する。

（1）自衛隊の主要航空機の「国産化」状況

航空機の現有数は表4の通りである。機数ではF-15、F-2、F-35の順となっているが、最新鋭のF-35の導入計画は合計147機なので今後も追加される[18]。取得方法をみると、固定翼ではFMSが多く、回転翼ではライセンス国産のものが多い。ほとんどがアメリカから導入されたものであり、航空戦力はアメリカ依存である。固定翼でこれまでに配備されてきたものは表5のとおりである。日本の戦闘機は、第1世代から第5世代のほとんどが米国で開発された機種であった。すなわち、第1世代のF-86Fは1955年に日米政府間生産協定によりノースアメリカン社と新三菱重工が技術提携しライセンス生産されたもの、第2世代のF-104（F-104J）は1960年に政府間協定を経てロッキード社と新三菱重工が技術提携しライセンス生産されたもの。この世代に属するF-1支援戦闘機は三菱重工が中心になり国内開発されたもの[19]、第3世代のF-4（F-4EJ）は1968年に政府間協定を経てマクドネル・ダグラス（MDと略記）社 と三菱重工がライセンス契約して生産されたもの、第4世代のF-15（F-15J/DJ）は1977年に政府間協定を経てMD社と三菱重工がライセンス契約

18）2018年国家安全保障会議で42機から147機へ変更された（『自衛隊装備年鑑2024―2025』317頁）。
19）ビツィンガーは、F-1のエンジンを含む42%のパーツはライセンス生産ながら日本初の独自開発のジェット戦闘機（combat jet）だとみなされていると指摘している（Bitzinger [2017], 10頁）。

表4　2025年3月現在の陸・海・空自衛隊主要航空機の保有数

形式	機種	用途	現有数	最大速度	取得方法
固定翼	LR-2	連絡偵察	8	300kn	輸入
	P-3C	哨戒	30	400kn	FMS・ラ国
	P-1	哨戒	34	450kn	国産
	US-2	救難	6	280kn	国産
	F-35A	戦闘	39	1.6M	FMS
	F-15J/DJ	戦闘	200	2.5M	FMS・ラ国
	F-2A/B	戦闘	91	2.0M	国産（共同開発）
	C-1	輸送	3	0.76M	国産
	C-2	輸送	16	0.82M	国産
	C-130H	輸送	13	320kn	FMS
	E-2C	早期警戒	10	320kn	FMS
	E-2D	早期警戒	8	350kn	FMS
	E-767	早期警戒管制	4	450kn	輸入・FMS
回転翼	AH-1S	対戦車	37	120kn	ラ国
	AH-64D	戦闘	12	150kn	ラ国
	OH-1	観測	37	140kn	国産
	UH-1J	多用途	100	110kn	ラ国
	UH-60JA	多用途	39	150kn	ラ国
	UH-2	多用途	13	130kn	国産
	CH-47J/JA	輸送	48	150/140kn	ラ国
	V-22	輸送	17	280kn	FMS
	MCH-101	掃海・輸送	10	150kn	ラ国
	SH-60J/K	哨戒	81	150/140kn	輸入・ラ国
	UH-60J	救難	36	140kn	ラ国
	CH-47J	輸送	15	160kn	ラ国

・現有数は国有財産台帳による。V-22はティルト・ローター機だが便宜的に回転翼中に記載。破線による区切りは保有自衛隊の陸・海・空の順。
・knはノット、Mはマッハを、ラ国はライセンス国産、FMSは有償援助の略。
・朝雲新聞社編集局[2025]『防衛ハンドブック2025』468頁の数値を使用。

して生産したもの。この世代に属するF-2はF-16をベースに三菱重工を主契約者としてジェネラル・ダイナミクス（GDと略記）社等と共同開発したもの、第4.5世代の「F-15近代化」は1985年以降に日本独自の改修を施したもの（1997年MDの軍用機事業はボーイング社が買収）、第5世代のF-35（F-35A/B）は2011年12月の閣議了承によりFMS調達での取得となり、日米政府間での調達合意、LM社を元請、三菱重工は下請となり2017年より最終組立・検査（FACO）を担うのみである（初号機は2016年11月受領[20]）。

1950･60年代はライセンス国産となった航空機が多かったが（F-86F、T-33A、P-2V、F-104J）、徐々に純国産のものも増えた（T-1、PS-1、T-2）。70年代以降もライセンス国産のF-15J（1981年配備[21]）や純国産扱いのF-1、T-4（1988年配備）が配備されるとともに、

20）『自衛隊装備年鑑2024-2025』317頁。
21）『'85自衛隊装備年鑑』332頁。

表５　航空機のライセンス生産と共同開発・純国産・FMS

年	装備品	開発企業	契約企業	備考
1954.7	F-86F 戦闘機	NA	新MHI	部品製作・修理 L 生産
1955.6	T-33-A ジェット練習機	ロッキード	川崎航空機	防衛生産委員会仲介、L 生産 国産化
1955.6	F-86F 戦闘機	NA	新MHI	国産化主契約者 最大速度M0.9 L 生産
1956.7	T-1 練習機	富士重	富士重等	ジェットエンジンは当初ブリストル社製→国内５社製J3へ
1957.5	YS-11	輸送機設計研究協会	日航	官民共同出資企業で製作、1962.8 初飛行
1959.3	対潜哨戒機 P2-V	ロッキード	川崎航空機	防衛庁と契約 L 生産
1960.7	F-104J	ロッキード	新MHI	事前に政府間共同生産協定、胴体・尾翼は川崎、ｴﾝｼﾞﾝは石播、最大速度M2.0　L 生産
1965.5	対潜哨戒飛行艇 PS-1	新明和	新明和	ｴﾝｼﾞﾝはGE 製を石播 L 生産、1967 初飛行、1980 年に23 機で生産終了
1967.9	T-2 超音速高等練習機	MHI 等	MHI 等	川崎・富士重・新明和等が分担、エンジンは石播が L 生産、1971 初飛行
1969.1	F-4EJ 超音速戦闘機	MD	MHI 等	協力川重、エンジン石播、最大速度M2.2 L 生産
1973.3	F-1 支援戦闘機	MHI 等	MHI 等	T-2 発展型で対艦誘導弾搭載可能、F-86F 後継機、三菱電機が火器管制装置、1976 年 F-1 に改称、最大速度M1.5
1977.12	F-15J/DJ	MD	MHI	F-15C/D を自衛隊向けに改装、MHI が主契約者、最大速度M2.5　L 生産
1977.12	対潜哨戒機 P-3C	ロッキード	川重等	最初の３機はFMS、その後は L 生産
1981	T-4 中等練習機	川重等	川重等	MHI・富士重協力、1985 年初飛行、エンジンは技本・石播開発の国産型、最高速M0.9, 航続距離1297km
1988.11	F-2 戦闘機	GD, MHI 等	MHI 等	国内開発から共同開発に変更し GD 社の F-16 を母体、開発シェアは日 6: 米 4、1995 年初飛行、2000 年初号機納入、エンジンは GE のものを石播 L 生産、最大速度M2.0, フェリー航続距離4000km 共同開発
2011.12	F-35	LM 等	（MHI）	主要製造パートナーはNG, Baes、ｽﾃﾙｽ多用途戦闘機、2000 年初飛行、2011 年より米空軍へ納入。安全保障会議が 2012 年以降 42 機取得を決定。日本配備 2019 年、2015 年三菱重工内の最終組立・検査施設が稼働。最大速度M1.6　FMS
2015.7	V-22	Bell Boeing		SUBARU 及び日本飛行機が整備 FMS
2022.12	（GCAP）	MHI, Baes, Leonard		GCAP 共同開発の声明、2024.7GIGO 条約公布

・P&W: プラット＆ホイットニー、CW: カーチス・ライト、NA: ノースアメリカン、LM: ロッキード・マーティン、GD: ジェネラル・ダイナミクス（1992 年に航空機部門をロッキードに売却）、MD: マクドネル・ダグラス、日航 : 日本航空機製造、NG: ノースロップ・グラマン、MHI: 三菱重工、L 生産 =ﾗｲｾﾝｽ生産。
・出典：三菱重工ほか各社社史、各年『自衛隊装備年鑑』等を参照。

1980 年代には F-2（2000 年より量産機取得[22]）のように日米共同開発の戦闘機も誕生している。その意味で日本企業にも航空機生産のノウハウが蓄積されているといえる。しかし、他方で P-3C 対潜哨戒機（1981 年配備開始[23]）、E-2C 早期警戒機（1982 年配備開始）等は FMS 調達で配備された。秘匿性の高い機種は容易にライセンス国産にされなかったようだ。直近では F-35 がやはり FMS 調達で配備されており、三菱重工は 2017 年より最終組立と検

22）『自衛隊装備年鑑 2023-2024』321 頁。
23）『’84 自衛隊装備年鑑』270 頁。

査を受け持っているが、技術面で習得できるものはあまりないようだ[24]。しかし、この機種はA型で173億円、B型で222億円と見積もられており、148機購入ならきわめて高額な出費である[25]。これらの購入により近年のFMS調達での購入額が急増している（図2）。

従来は、F-86Fジェット戦闘機のようにライセンス生産を通じて「国産化」を図る路線がとられてきたが、F-2のように当初は純国産を目指しながら途中で日米企業共同開発生産に変更されたものもある。F-15JとF-2の「国産化」を跡づけておく。F-15J/DJはF-104Jの後継機として1977年国防会議で100機（F-15JがFMS完成機2機＋ライセンス生産86機、F-15DJがすべてFMS完成機で12機）の調達が決定された。1978年4月に三菱重工が主契約者、川崎重工が副契約者となり、同年3月に三菱重工と製造元のMD社間でライセンス契約が締結された。三菱重工はMD社へ生産準備のため調査団を派遣し、MD社も生産支援の技術駐在員を三菱重工に派遣した[26]。F-15Jは最初の2機はMD社で製造され、次号機からはMD社製部品を用いたノックダウン方式、さらに次の段階では日本国内で製造の部品を用いた本格的ライセンス生産という順序で製造された。同機の調達数はその後何度か変更され1995年安全保障会議で210機まで増加され、電子戦能力向上や新型ミサイル搭載等のための近代化改修等もおこなわれて現在に至る。

F-2はF-1支援戦闘機の後継機となる次期支援戦闘機FS-Xとして開発が進められていた[27]。そこに至るまでに三菱重工は、ジェット戦闘機F-104Jをロッキード社とのライセンス契約で生産する経験を積み、国内開発のT-2超音速高等練習機の主要開発企業となり、T-2の発展型であるF-1支援戦闘機国内開発の主要企業ともなっており、国内で最も多くの戦闘機製造を経験してきた。そして三菱重工は1970年代に開発された炭素繊維複合材を戦闘機の主翼に用いることを考え、1981年より防衛庁技術本部（技本）と研究試作にも取り組んでいた[28]。ところが、1980年代半ばの日米貿易摩擦を背景にアメリカは米国製戦闘機採用を日本政府に求め、日米政府間協議の結果これまでの「国内開発」を改め1988年にアメリカのF-16をベースとする「日米共同開発」に急きょ変更された[29]。三菱重工を主契約会社とし、GD社（1992年以降はロッキード社が事業継承）、川崎重工、富士

24）産経新聞2017年6月5日 https://www.sankei.com/article/20170605-CQPCCEMCJBIKZGTFYTL33FAEF4/ 参照。

25）防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算」https://www.mod.go.jp/j/budget/yosan_gaiyo/fy2025/yosan_20250402.pdf　参照。

26）名古屋航空機製作所25年史編集委員会[1983]261―263頁。

27）このFS-X問題は日本の独自開発が米国の政治的圧力で変更された典型例として海外研究者も取り上げていた（Lorell [1995]、Bitzinger [2017]）。

28）三菱重工業株式会社社史編さん委員会［2014a］377頁。

29）三菱重工業株式会社社史編さん委員会［2014b］246頁。

重工等を協力会社として設計作業が開始され、複合材主翼一体成形技術吸収のためGD社は多数の設計技師を派遣してきたが、日米のワークシェアは金額ベースで6対4とされた[30]。試作機は機体構造やシステムをF-16より変更し、レーダー等の新規国産開発機器を搭載して1995年に初飛行し、その後も開発・改良を加えながら2000年にF-2戦闘機として制式化された。この共同開発では、「米側が入手を希望するすべての技術」を「米側に移転する」取り決めの一方で、米側は飛行制御用ソフトは非開示とし、機体装着用装備品の10％のみライセンス契約を認め、残りは完成品購入か日本側の独自開発対応とされており、対等な共同開発とは言いがたいものだった[31]。それでも飛行制御用ソフトの独自開発実現など技術力を高める契機ともなった。

2022年12月にグローバル戦闘航空プログラム（GCAP）による次期戦闘機の日英伊3カ国共同開発の共同声明が出された[32]。将来にわたる「航空優勢」確保のため次世代戦闘機にはいっそうのステルス性、高度なセンシング技術、より遠方からの航空攻撃への対処、無人機などとの高度ネットワーク戦闘力等を備えることが求められている。共同開発は「平等なパートナーシップの精神」で協働し、各国の改修の自由や将来の拡張性が確保され、コストやリスクの分散と利益の分かち合いを可能とすることや、全世界のパートナー間での相互運用性確保も目的とされている。さらに、自国の防衛生産・技術基盤の維持・強化や、開発のスピン・オフも期待されている。日本では2024年3月には完成品のパートナー国以外への移転を認める防衛装備移転三原則の運用指針の改正もなされた。この共同開発はF-2共同開発と異なり米国以外の国々との連携であり、共同開発国間の平等性や改修の自由、開発国以外への移転容認・量産効果等で大きく異なっている。

2022年12月、この共同開発に対し米国は支持を表明し、合わせて次世代戦闘機と無人機（UAV）の高度ネットワーク戦闘力構築に必要な無人機の「自律型システム」の日米共同研究開始を発表している[33]。米国以外の国との次世代戦闘機共同開発の成果を、日米同盟の強化に活用しようとしているようにもみえる。

（2）誘導弾等の「国産化」状況

すでに触れたように、1960年代におけるナイキ、ホークの配備とライセンス生産開始に対し、国内ではAAM-1やASM-1のような独自のミサイルの研究・開発が進められてい

30）三菱重工業株式会社社史編さん委員会［2014a］377頁。
31）丸井博[2019.7]「FS-X（F-2戦闘機）日米共同開発を振り返って」（『市ヶ谷論壇』一般社団法人市ヶ谷論壇web公開）に共同開発の経緯が明らかにされている。
32）https://www.mod.go.jp/j/policy/defense/nextfighter/index.html　参照。
33）https://www.mod.go.jp/j/press/news/2022/12/09a.html 参照。

た。地上配備の誘導弾では1963年にアメリカ製のナイキAjaxと1965年にホークが配備され、第三次防衛力整備計画では誘導武器の国産化が追求されるようになる。1967年に「ナイキ・ホーク取得に伴う日米覚書」が交換され、日米協定によりナイキ・ハーキュリーズがMD社からの、ホークがレイセオン社からのライセンスを得て三菱重工や三菱電機、東芝等により「国産化」された。それでも「専守防衛」や必要最小限の「基盤的防衛力」が防衛政策の基調である段階では[34]、より攻撃的で長射程の誘導弾生産・保有は抑制されていたが、2017年小野寺防衛大臣が外国製のスタンド・オフ・ミサイルを翌年度予算で追加要求することを主張して以降、より長射程で対地攻撃用ミサイルをも取得する方向に転じた[35]。さらに2022年12月に岸田内閣のもとで「安保三文書」が閣議決定され、その中で防衛費GDP比2%、従来政策判断として抑制されていた「反撃能力の保持」が叫ばれるようになると、長射程ミサイルの開発・配備、国産スタンド・オフ・ミサイルの開発・「早期装備化」が一挙に進行しはじめた。この変化を誘導弾開発・取得・配備における変化で確認しておこう。

表6は1960年代後半以降における誘導弾開発・取得・配備を年代順に書き出したものである。その特徴をみると、第1に1960～80年代にはアメリカ製ミサイルの導入・ライセンス国産化が進行したのに対し、90年代以降、とりわけ2019年以降は国産の長射程ミサイル開発・配備が著しく増大した点である。アメリカ製ミサイルの技術習得を経て国内開発力を高め、技術レベルで互角に競えるものも開発している。しかも、2019年以降外国製スタンド・オフ兵器をFMSで導入して、国内開発のスタンド・オフ兵器調達までの間隙を埋めつつ急速に国内開発を進め、それまで回避していた長射程のものをいくつも開発・配備しようとしている。第2に岸田内閣による「安保三文書」閣議決定以降は「統合防空ミサイル防衛能力」開発・配備を進める一方で、同じスタンド・オフ兵器等による反撃能力保有を目指しはじめたことである。技術的には、極超音速滑空兵器＋ミサイル技術・運用能力向上による攻撃＋小型無人機投入といった飽和攻撃に対し、既存のミサイル防衛網のみでは防衛困難としてスタンド・オフ・ミサイル等による反撃能力を組み込んだ「統合防空ミサイル防衛」体制を構築しようとしている。第3にこのような「統合防空ミサイル防衛能力」構築のため、誘導弾・ミサイル開発のみならずそれらを搭載した重層的

34）基盤的防衛力構想は1976年「防衛計画の大綱」で提起されたが、北朝鮮による弾道ミサイル発射や中国海軍の活動拡大に対し2010年「新防衛計画の大綱」では普段の警戒監視・機動的展開力を重視した「動的防衛力」が求められ、PAC-3やSM-3配備・増強、強力な国産ミサイル開発に見られるように南西諸島・九州への機動力展開や重点的ミサイル防衛やその増強が進められた。

35）2018年12月閣議決定の「防衛計画の大綱」、「中期防衛力整備計画」で初めて「スタンド・オフ防衛力の向上」を明記した（防衛年鑑刊行会［2024］54頁）。

表6　誘導弾等のライセンス生産と純国産

年	装備品	開発企業	契約企業	備考
1967	Nike Hercules	WE, MD	MHI等	ナイキ・ホーク取得の日米覚書→誘導電子機器は日電、推薬は旭化成・日本油脂、弾頭はダイセル、ロケットモータは日産etc. L生産
	Hawk	Raytheon	三菱電機	本体・電子機器は三菱電機、レーダ等は東芝、富士重等L生産
1968	Nike HerculesHawk system	MD Raytheon	MHI 三菱電機	政府、設計・製造技術提携認可（～1975）L生産
1968	AAM-1	MHI	MHI等	69式空対空誘導弾、F-104J用、米国製AIM-9Bをモデル
1972	Sparrow Ⅲ（AIM-7E）	Raytheon	三菱電機	空対空ミサイル　L生産
1973	AIM-4D	HA	（空自）	米政府許可、空自急遽輸入決定、MHIはAAM開発中止
1980	ASM-1	技本・MHI	MHI	80式空対艦誘導弾制式化、川重、富士重は協力
1982	AIM-9L	Raytheon, GD	MHI	サイドワインダー第3世代　L生産
1985	Pac2	Raytheon	MHI	地対空ミサイル　L生産開始
1988	SSM-1	技本	MHI等	陸自用88式地対艦誘導弾、川重・富士重等協力、ASM-1の発展・転用化
1989	MIM-104	Raytheon	MHI	ナイキ・ハーキュリーズ後継機として開発、地対空ﾐｻｲﾙ＝Patriotの量産初号機を防衛庁へ納入　L生産
1990	SSM-1B	技本・MHI	MHI	SSM-1をベースにハープーンの後継機として90式艦対艦誘導弾SSM-1B製作、1992.12初号機引渡し（-2014.1まで）
1993	ASM-2	技本・MHI	MHI	93式空対艦誘導弾
1993	Aegis システム	米海軍・RCA	GE	日本初のイージス艦こんごう就役、FMSにより取得。（1993-98年で4隻、2025年現在8隻、SM-2MR, SM-3, VLA、harpoon等のミサイル搭載）
1994	ASM-1C	技本・MHI	MHI	P-3C搭載用91式空対艦誘導弾引渡し
1999	AAM-4	技本	三菱電機	99式空対空誘導弾、制式化
2003	BMD（弾道ミサイル防衛）	LM, Raytheon等		弾道ﾐｻｲﾙ防衛ｼｽﾃﾑ導入決定、空自は地対空誘導弾ペトリオットPAC-3、海自はイージス艦用SM-3を調達
2005	Pac 3	Raytheon, LM	MHI	FMSで納入開始、2007年入間基地配備、2008年L生産調達開始
2007	SM-3 Block1A	米海軍・Raytheon		イージス艦用にFMSで調達開始、2006年よりMHIとBlock2A共同開発
2012	12SSM（SSM-1（改））	技本	MHI	12式地対艦誘導弾、SSM-1の後継機として装備化
2017	SSM-2	技本・MHI	MHI	17式艦対艦誘導弾（90式艦対艦誘導弾（SSM-1B）後継）=SSM-2、12式地対艦誘導弾（12式SSM）のフミリー）
2019	島嶼防衛用高速滑空弾極超音速誘導弾	防衛装備庁 MHI	MHI	2018年度着手の新対艦誘導弾の要素技術研究に加え島嶼防衛用高速滑空弾及び極超音速誘導弾の研究着手＝国産の長射程ミサイルの研究本格的スタート、2021年度に開発開始（防年2024p55）
2020	12SSM能力向上型	MHI 川崎重工	MHI	12SSM能力向上型（長射程ミサイル）の開発を閣議決定→2021年度着手、射程を最終的には1500kmへ
2022	スタンドオフ防衛能力 統合防空ミサイル防衛能力	MHI、川崎重工、 三菱電機、 Raytheon、 LM等	MHI 川崎重工等	「安保三文書」中でスタンドオフ防衛能力（長射程の12SSM能力向上型の地・艦・空発型、高速滑空弾や極超音速誘導弾等）開発・量産化や統合防空ミサイル防衛能力（IAMD: PAC-3やSM-3に加え極超音速兵器対処・無人兵器対処等）構築
2023	12SSM能力向上型地発型・島嶼防衛用高速滑空弾（早期配備型）・同（能力向上型）・極超音速誘導弾システム・潜水艦発射型誘導弾	MHI	MHI	12SSM能力向上型（地発型の早期装備化のための量産を契約。艦発型・空発型の開発完了1年前倒し）。 91ASM-1C後継の哨戒機用新対艦誘導弾の量産開始。島嶼防衛用高速滑空弾（早期配備型）量産契約。同（能力向上型）開発開始。
2024	新地対艦・地対地精密誘導弾（その1） Tomahawk BlockⅣ, Ⅴ	MHI　RTX	MHI	初めて「対地」明示・開発開始防衛省、米政府とトマホークミサイル400発をFMSで購入契約、2025-27年取得予定

・WE: ウェスタン・エレクトリック、MD: マクドネル・ダグラス、Raytheon: レイセオン, 2023年よりRTX 、GD: ジェネラルダイナミクス、MHI: 三菱重工、HA: ヒューズ・エアクラフト、技本：防衛省技術研究本部、GE: ジェネラルエレクトリック、LM: ロッキード・マーティン。こんごうのAegisシステムはRCAを買収したGEより、1995年以降はLMよりFMSで取得。契約企業は専らプライム企業を記載。

・出典 : 三菱重工［1967a］、同［1967b］、同［1967c］、同［2014a］、同［2014b］、各年『自衛隊装備年鑑』・『防衛年鑑』等。

防衛網を構築しようとしていることである。現時点では地上での28個のPAC-3部隊、海上では8隻の多機能型のイージス艦、空では多数のF-15及びF-35戦闘機等が配備されている（表4参照）。第4に、誘導弾開発では12SSM能力向上型や極超音速滑空弾（HGV）のような高レベルのものを独自開発できる一方で、長射程（射程1600～2400km）のトマホークへの依存、滑空段階迎撃用誘導弾（GPI）の日米共同開発や「統合防空ミサイル防衛」構築に不可欠な早期警戒衛星による探知の米国依存のように、日本のミサイル防衛は決して自立的なものとはなっていないことである。

4　2022年「安保三文書」と三菱重工の武器生産の動向

SIPRIの統計では、過去10年の日本の軍事費は世界でほぼ10位にある。2024年度では米国が9684億ドル、中国3176億ドル、ロシア1505億ドル、その下位に独、印、サウジアラビア、英、そして2022年以降急増したウクライナ、仏と続き、その後に日本が位置している[36]。日本の軍事費は「安保三文書」に基づき2022年418億ドルから2024年には584億ドルへと急増し、軍事産業の事業急拡大に繋がっている。

どのような企業が日本の武器生産の中心を担っているのだろうか。前掲の表2によると、日本の軍事企業は、2023年には防衛予算が大きく増加し受注額が増えたため（2022年と翌年比較）世界トップ100中に5社が入っていた。トップ5の米企業の総収益中の武器収益比率が40～90％であるのに対し、防衛装備品生産においてプライム企業と呼ばれている日本の大手企業は39位の三菱重工が12%、65位の川崎重工が16%、それより下位の富士通等はさらに低比率である。アメリカ企業の場合、ボーイング社以外はもっぱら武器製造に依存しており、民需生産を主軸とした日本企業が総合メーカーの一事業部門として武器生産に従事している状況とは対照的である。

表7は、防衛省が毎年公表している防衛装備品中央調達契約の上位5社の契約額と全体に占める比率を示したものである。上位5社で約5割を占めている。「安保三文書」で防衛関係費をGDP比2％へ引き上げる転換を開始したため2023年度より調達額が急増している。三菱重工は航空機、艦艇、誘導弾等多方面の装備品を供給し、川崎重工は対潜哨戒機等の海上自衛隊の装備が多く、三菱電機は誘導弾やレーダー、情報通信システム等、日本電気は航空・宇宙管制システム、情報通信システム等、富士通はICT基盤やセキュリティシステム等を供給している。中央調達ではミサイル・誘導武器や航空機関係の調達額が突出しており、高度の電子機器類が装備に重要性を増すにつれ、通信・電子工業分野の有力

36）SIPRI Military Expenditure Database 2025参照。

表７　2020-24年度防衛装備品中央調達上位５社の契約額　（単位：億円）

契約企業	2024	2023	2022	2021	2020	b合計額	b/a%
三菱重工業	14,567	16,803	3,652	4,591	3,102	42,715	25.7
川崎重工業	6,383	3,886	1,692	2,071	847	14,879	9.0
三菱電機	4,956	2,685	752	966	2,150	11,509	6.9
日本電気	3,117	2,954	944	900	797	8,712	5.2
富士通	1,736	2,096	652	757	674	5,915	3.6
a中央調達全額	57,943	55,737	17,217	18,031	17,121	166,049	100.0

・2023年度までは各年『防衛年鑑』の数値を使用。
・2024年度はhttps://www.mod.go.jp/atla/souhon/supply/jisseki/pdf/r06_chotatsu_jisseki.pdfの数値を使用。

企業が上位へと浮上していることが窺える。表3で防衛装備庁が2023、24年度に各企業から調達したものをみると、12式地対艦誘導弾能力向上型や高速滑空弾、計測や通信用の電子システム類、航空機及びエンジン、ヘリコプター、イージス・システム搭載艦及び搭載装置等が含まれている。2003年に弾道ミサイル防衛システム整備を閣議決定して以来、誘導弾・ミサイルの開発・整備やイージス・システム搭載艦配備が進められ、2022年12月閣議決定の「安保三文書」で多層的な「統合防空ミサイル防衛」体制と反撃能力の構築が明記されると、近年ではスタンド・オフ型ミサイル開発・配備が加速されており、上位20社からの調達品にそれらが含まれている。これと前後するが、2018年「30大綱」の閣議決定で、いずも型護衛艦の改修工事が決定され、ジャパン・マリン・ユナイテッド（JMU）社[37]の横浜事業所と呉事業所で二隻がF-35B戦闘機搭載用の空母に改修中である。さらに長射程ミサイルや空母、空中給油機追加・配備は、従来の「専守防衛」政策を大きく逸脱させようとしている。

ここでは業界トップの三菱重工に見られる防衛装備品生産に絞って軍需産業にどのような変化が生じているか確認しておく。すでに別稿で戦後の三菱重工の軍事生産の展開を検討しているので、ここでは最近の動向を中心に検討する[38]。三菱重工は戦後、戦闘機やミサイル生産をアメリカ大手兵器産業との契約によるライセンス生産で再開した。T-2練習機やF-1支援戦闘機では独自開発を実現し、F-2戦闘機に関してはGD社との共同開発に取り組むまでに独自の技術力を高めている。また、ミサイルに関しては独自開発力があり、表6にあるように空対艦誘導弾ASM-1を起点に地対艦誘導弾SSM-1、艦対艦誘導弾SSM-1B、空対艦誘導弾ASM-2、対潜哨戒機P-3C搭載用空対艦誘導弾ASM-1C、地対艦誘導

37）JMUは2013年にIHIの船舶部門、住友重機械工業の艦艇部門の統合企業（IHI MU）と、日立造船・日本鋼管の船舶部門の経営統合会社（ユニバーサル造船）が経営統合した企業である。
38）白戸［2023b］で戦後の展開を検討した。

表8 三菱重工のセグメント別決算額（2022-24年度）

（単位：億円）	受注高			売上収益			事業利益		
	FY22	FY23	FY24	FY22	FY23	FY24	FY22	FY23	FY24
エナジー	17,917	24,122	26,224	17,386	17,236	18,157	851	1,498	2,053
プラント・インフラ	8,454	8,831	10,002	6,756	8,332	8,521	327	447	596
物流・冷熱・ドライブシステム	12,150	13,186	13,305	12,037	13,145	13,071	389	728	493
航空・防衛・宇宙	7,036	20,687	21,001	6,194	7,915	10,306	399	726	999
全社又は消去	－545	12	179	－347	－58	215	－35	－575	－310
合計	45,013	66,840	70,712	42,027	46,571	50,271	1,933	2,825	3,831

・2023年度の数値は2024年度に記載の数値に置き換えた。
・2023, 24年度の「決算説明資料」(https://www.mhi.com/jp/finance/library/result/pdf/fy20234q/presentation.pdf 及び https://www.mhi.com/jp/finance/library/result/pdf/fy20244q/presentation.pdf) の数値を転載。

12SSM等の「ミサイル・ファミリー」を生み出す主力となっている。そして長射程化の要請を受けて現在では、12SSM能力向上型や島嶼防衛用高速滑空弾、極超音速誘導弾等のスタンド・オフ・ミサイル開発の中核を担っている。

表2でみたように三菱重工は世界ランク39位の日本を代表する武器製造企業である。総収益中の武器収益比率は12%と低比率だったが、2023年の同社の収益データではどうか。同社の「2023年度決算説明資料」[39]（表8）によると売上収益（売上高）中の航空・防衛・宇宙セグメントの収益比率は17%であり、うち防衛・宇宙のみだと13%なので、この数値とほぼ一致している。しかし、事業利益での同セグメントの比率は25.7%（2024年度は26.1%）だったので、実際の利益に対する貢献度はもっと大きかったのではないだろうか。

ところで同社の2023年11月「防衛事業説明会」資料（同社防衛宇宙セグメント作成）によると、政府の「防衛力整備計画」（2023～27年度）で43.5兆円の防衛関係費増額により、年度あたり5000億円の同社の防衛事業規模（売上高）は2024～26年度には年度あたり1兆円となり、2027～29年度には1兆円以上になると予測していた[40]。また防衛産業政策で利益率を従来の7.7%からコスト変動調整率1～5%＋利益率5～10%へと引き上げられると予測した。上述の「2023年度決算説明資料」や「2024年度決算説明資料」によると[41]、まず防衛省調達品が含まれる「航空・防衛・宇宙」セグメントは、2022年度から翌年度に受注高が2.9倍となり、売上収益（売上高）・事業利益（営業損益）も飛躍的に上昇して会社全体の利益増を牽引している。部門の売上増は、表3・6で確認したような航空機・飛昇体（誘導弾）、艦艇等を中心に増加したといえよう。

39）https://www.mhi.com/jp/finance/library/result/pdf/fy20234q/presentation.pdf　表8はこの資料より転載。
40）https://www.mhi.com/jp/finance/library/business/pdf/defense2023.pdf 参照。
41）2024年5月 https://www.mhi.com/jp/finance/library/result/pdf/fy20244q/presentation.pdf 参照。

小括

日米安保条約第5条は、日本への武力攻撃に対し共同で対処することを規定しているが、自衛隊の海外での武力行使は規定されてない。集団的自衛権行使を容認した安倍政権は、極東の範囲を遥かに超えたインド太平洋地域、さらに地球規模での米軍との連携・後方支援を表明した。岸田内閣は「安保三文書」を閣議決定し、概ねGDPの1%以内に抑えられていた防衛費を2%まで引き上げる大軍拡方針を示した。2027年度までに43兆円を投入しトマホークや国産の長射程（1000km超）のスタンド・オフ・ミサイルによる反撃能力を整え、「統合防空ミサイル防衛」能力を高め、アメリカその他「同志国」と武器の共同開発を進めるとともに、米インド太平洋軍の指揮・統制に対応しうる陸・海・空各自衛隊の統合作戦司令部を設けることで、台湾有事や在日米軍基地攻撃など、有事には迅速に米軍統制下で一体となって対処する体制を整えている。集団的自衛権行使の容認、そして「安保三文書」で反撃能力保持を認めたことで、自衛隊と米軍、韓国軍やオーストラリア軍など他国の軍隊との共同訓練、多国間共同訓練が急増してきた。このような軍事演習と攻撃型装備を整えることで、軍隊としての自衛隊が肥大化している。こうしてみると、日米同盟は日米安保条約の片務的規定を改変してないものの、実態としては「準攻守同盟」へと近づいている。また、1980年代以降に「専守防衛」は日本の領土防衛に限定された自衛権のあり方として定着してきたが、安保関連法に基づき地理的制限をなくして自衛隊に集団的自衛権行使を課し、さらには「安保三文書」により敵基地攻撃をも許容することで、実態と大きく乖離した。これに即した2023年度以降の大軍拡は、日本の軍事産業のビジネスチャンスとなり収益基盤として当該セグメントの比重を高めている。

最後にGCAPによる米国以外の国との多国間共同開発の意義に触れておく。日英伊3ヶ国による次期戦闘機共同開発のプログラムが発表され、アメリカ政府の支持もとりつけた。海外には、過度に依存する米国との同盟の枠外でこのような多国間の防衛生産パートナーシップを発展させることが、武器生産で第2階層（second tier）に位置する日本を最先端技術の武器生産システムを持った第1階層（first tier）へ押し上げ、日本のテクノナショナリズム追求を可能にするかもしれないと指摘する研究者もいる[42]。しかし、この次世代型戦闘機の多国間共同開発を支持した米国は、同時にこの戦闘機を補完して高度ネットワーク戦闘力を構成する無人機“loyal wingman”の「自律型システム」研究に日本を組み込ん

42）ヒューズはこの点を、「国際化による国産化」indigenisation through internationalisation とも述べている（Hughes W. Christopher[2025]参照）。第1階層～第3階層の位置づけについては、Krause Keith[1992] 31～32頁参照。

だ[43]。そして自衛隊の戦闘機やミサイルの開発・配備の歴史や三菱重工のような軍事産業の展開をみても、日米間の共同演習や企業間のライセンス生産・共同開発により培われてきた関係は、容易に崩れないだろう。それでも米国の現政権の自国中心主義が東アジアにおける安全保障環境を大きく変化させる可能性はあり、そのことが日本の主体的軍事力増強を促す要因となりうるが、戦時下のウクライナとほぼ同額の米国製武器輸入国日本の武器生産自立化を、米国政府や米国軍事産業が容認することは考えにくい。

日本政府が憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認し、「専守防衛」の実質的転換となりうる反撃能力保持へと日本の軍事産業を方向づけたことは、米国政府の対中国政策に沿ったものである。日本のテクノナショナリズム追求も米国の許容範囲にとどまるとみるべきだろう。

43）2025年9月防衛省はこの「自律型システム」研究である「ＡＩ搭載無人航空機の安全性確保技術に係る日米共同研究」に調印し、日米同盟の「技術的優位性を確保するもの」としている（https://www.mod.go.jp/atla/pinup/pinup_r070922.pdf　参照）。

文献リスト

朝雲新聞社編集局［各年］『自衛隊装備年鑑（各年版）』朝雲新聞社。
朝雲新聞社編集局［各年］『防衛ハンドブック（各年）』朝雲新聞社。
池田憲隆［1988］「軍事工業と工業動員政策」逆井孝仁教授還暦記念会編『日本近代化の思想と展開』文献出版。
NHK「未解決事件」取材班［2018］『消えた21億円を追え―ロッキード事件40年目のスクープ』朝日新聞出版。
奥山俊宏［2024］『秘密解除 ロッキード事件―田中角栄はなぜアメリカに嫌われたのか―』岩波書店。
川崎重工業株式会社百年史編纂委員会［1997］『夢を形に 川崎重工業株式会社百年史』川崎重工業株式会社。
木原正雄［1994］『日本の軍事産業』新日本出版社。
経団連防衛生産委員会編［1964］『防衛生産委員会十年史』経団連防衛生産委員会。
纐纈厚［2024］『戦後日本の武器移転史―1945～2024』緑風出版。
近藤完一・小山内宏監修・エコノミスト編集部編［1978］『戦後産業史への証言 三 エネルギー革命・防衛生産の軌跡』毎日新聞社。
佐藤昌一郎［1999］『陸軍工廠の研究』八朔社。
佐藤丙午［2015］「「死の商人」論の系譜論に関する予備的考察」『海外事情』63-3 拓殖大学海外事情研究所。
沢井実［2018］「特需生産から防衛生産へ―大阪府の場合―」南山大学紀要『アカデミア』社会科学編14。
塩田潮［2023］『安全保障の戦後政治史　防衛政策決定の内幕』東洋経済新報社。
白戸伸一［2023a］「第二次大戦後日本の防衛力整備計画と軍事工業再建に向けた業界団体の機能―防衛装備「国産化」をめぐる1950―70年代の動向を中心として―」明治大学国際武器移転史研究所『国際武器移転史』15。
白戸伸一［2023b］「第二次大戦後日本における企業再建整備及び軍事工業再建過程の検討―三菱重工業の事例を中心として―」明治大学国際武器移転史研究所『国際武器移転史研究』16。
冨山和夫［1979］『日本の防衛産業』東洋経済新報社。
中島信吾［2006］『戦後日本の防衛政策―「吉田路線」をめぐる政治・外交・軍事』慶應義塾大学出版会。
永松恵一［1979］『日本の防衛産業』教育社。
名古屋航空機製作所二五年史編集委員会［1983］『三菱重工名古屋航空機製作所二十五年史』三菱重工業株式会社名古屋航空機製作所。
日本兵器工業会編［1983］『日本兵器工業会三十年史』第一法規出版株式会社。
等雄一郎［2006］「専守防衛論議の現段階―憲法9条、日米同盟、そして国際安全保障の間に揺れる原則―」国立国会図書館調査及び立法考査局編『レファレンス』56-5。
富士重工業株式会社社史編纂委員会編［1984］『富士重工業三十年史』富士重工業株式会社。
防衛省［各年］『日本の防衛―防衛白書―』日経印刷株式会社。
防衛年鑑刊行会［各年］『防衛年鑑［各年版］』株式会社防衛メディアセンター。
三菱重工業株式会社編［1967a］『新三菱重工業株式会社史』三菱重工業株式会社。
三菱重工業株式会社編［1967b］『三菱日本重工業株式会社史』三菱重工業株式会社。
三菱重工業株式会社編［1967c］『三菱造船株式会社史』三菱重工業株式会社。
三菱重工業株式会社社史編さん委員会［2014a］『海に陸にそして宇宙へ2［沿革―昭和から平成へ］三菱重

工業社史』三菱重工業株式会社。
三菱重工業株式会社社史編さん委員会［2014b］『海に陸にそして宇宙へ2［技術・製品事業編/資料編］三菱重工業社史』三菱重工業 株式会社。
横井勝彦［2022］『国際武器移転の社会経済史』日本経済評論社。
吉次公介［2018］『日米安保体制史』岩波書店。
Bitzinger, A. Richard [2017] *Arming Asia: Technonationalism and its impact on local defense industries*, Routledge.
Hughes, W. Christopher [2025] "Japan's defence industrial strategy and fighter aircraft production: striving for tier-one status and the GCAP Project", *Defence Studies*, 25, DOI: 10.1080/14702436.2025.2472700. https://doi.org/10.1080/14702436.2025.2472700
Krause Keith [1992] *Arms and the State: Patterns of Military Production and Trade*, Cambridge University Press.
Lorell, Mark [1995] *Troubled Partnership: A History of U.S.- Japanese Collaboration on the FS-X Fighter*, Santa Monica, CA: Rand.

『国際武器移転史』第21号（2026年1月），79-84頁

訪中雑記（明治大学客員研究員　纐纈厚）

2025年8月21日から26日まで、予想に反して随分と涼しい中国の長春と北京を訪れた。一昨年12月、中国社会科学院日本研究所と研究交流協定を締結。その前後併せて四度も同研究所から研究員が来学され、研究交流を重ねてきた。一度に4名から5名の訪問であった。その返礼の意味もあり、今回は佐原徹哉所長（政経学部教授）、小林尚朗客員研究員（商学部教授）、私（纐纈）と3名が同研究所との交流に臨んだ。

8月25日午後の北京。当初は同研究所と私共研究所との研究交流の予定であったが、今年は戦後80年目に当たるということで、「中国人民戦争と世界反ファシズム戦争勝利80周年記念新書発表会及び国際学術シンポジウム」と称する80名ほどの参加者を得たシンポジウムに私たち三人も報告者として参加。中国社会科学院日本研究所からは楊伯江所長はじめ、総勢33名の研究員が参加。報告者は10人。私たち3人の他に宋成有北京大学教授、蘇智良上海師範大学教授、張躍斌中国社会科学院世界歴史研究所研究員など、私には馴染みの先生方と一緒に登壇。

報告タイトルは、佐原徹哉研究員が「世界的極右の台頭を背景とした新たな『人種戦争』の登場」、小林尚朗研究員が「戦後国際秩序の変容とアジア地域経済協力の必要性」、纐纈が「日本の政治思潮と中日関係－浮上するアメリカ離れ志向－」であった。そして、閉会式の場で報告者10名の総括を纐纈が担当。10名の多様なテーマに対する報告を1人1分平均、併せて10分余で要約・批評するのは大変であったが、それはそれで愉しい時間でもあった。

シンポジウムの終了後、日本研究所との懇談会が開かれた。出席者は、楊伯江所長、金瑩研究員（日本研究所歴史研究室室長）、唐永亮研究員（科研処処長）と私共3人の6名と所長の秘書である程玉浩女史の7名。

そこでは第一に日本研究所から私共の研究所機関誌への寄稿の要請を行った。楊所長からは、「国際武器移転」の名称と内容が中国では十分に理解が進んでいないこともあり、その内容に沿った論文の寄稿については若干躊躇するところがある、との見解を吐露された。これに対し纐纈から、ホームページにアップされている目次を観れば、かなり広範なテーマの論文が掲載されており、広義には社会科学論文であれば掲載対象論文となること、英語か日本語で御願いしたいが、充分に精読させて頂いたうえで加筆修正の必要があれば、その都度忌憚なく申し入れを行うことなど、寄稿へのハードルを押さえる工夫をしていくことで了解頂いた。楊所長からは、その代わり国際武器移転史研究所から日本研究所の機関誌に寄稿も御願いしたいとのことであり、早速私の報告を原稿化して寄稿して欲しいとのことであった（この件については、纐纈は帰国後原稿化作業を進め、9月5月に寄稿済みである）。今後、双方の研究所員の相互の寄稿が進むことを期待したい。

第二に共同シンポジウムの件について、楊所長も非常に積極的で1～2年に一度は開催を定例化したい、とのこと。早速来年度、北京で開催することを約束。佐原所長からは、二つの研究所以外の国からも研究者を招き、文字通り国際シンポジウムの内実を伴った形にしたい、との要望が出され、楊所長も了解された。国外から招聘する場合、経費などの問題も生じるので北京開催の場合は中国在住の外国人研究者に声掛けするなどの選択もあろうとうとのことであった。この後、懇親会の場でも意見交換を行った。中日双方の研

究所の研究交流が今後も確実に進展することを充分に予感させる有意義な懇談会及び懇親会であった。

なお、私はこれに先立ち21日、大連に降り立ち、大連北駅から高速鉄道（中国の新幹線）で長春に移動。翌日の22日、同市の吉林大学で「日中戦争と日本の戦争責任－錦州爆撃を例として－」と題し、約1時間半の講演を行った。教員・院生など70名程が出席。質疑応答では8名程の受講者から質問を頂き、質疑応答の時間も含め有意義な時間を過ごした。

続いて翌日の23日には吉林大学主催の「中国人民抗日戦争と世界反ファシズム戦争勝利80周年」と題するシンポジウムが開かれた。私は「抗日戦争の現代史的意義と未決の日本の侵略責任」と題し、中国の抗日戦争が「開かれた総力戦」として戦われ、日本は「閉ざされた総力戦」として中国侵攻を続けたとし、その差異が勝敗を分けたのではないか、との趣旨で報告。報告者が15名程、参加者が200名を超える大きなシンポジウムであった。

24日午前中に北京に移動。午後3時から中国中央テレビ（CCTV）の4チャネル「国家記録」と題する定例番組のテレビ取材を受けた。同番組は日本近現代史に関する歴史問題を扱う専門チャンネル。3時間近くに及ぶロング・インタビューであった。「明治国家の台湾植民地問題と現代日中関係」がテーマ。1874年の台湾侵攻（牡丹社郷事件）から始まり、1895年以降の台湾植民地統治の実態等々、結構広範な質問が凡そ20項目。また、25日の午前中、日本研究所主催のシンポジウムに参加する前に、新装なった国家歴史研究院内にある中国社会科学院近代史研究所で2時間ほどの講演。高国策同研究所副所長の挨拶と司会で、20名程の同所員の研究者との活発な質疑応答の時間を持った。

短い時間に随分と予定を詰め込んだスケデュールであったが、冒頭に述べた如く、東京より10度は低いと思われる気温に恵まれた。少々早いが「北京秋天」を思わせる陽気。訪中の一週間前、講演のため韓国ソウルを訪問したが、この折には集中豪雨に見舞われ、冷涼であった。涼しい韓国と中国。いつまでも暑い日本。一体どうなっているのであろうか。（纐纈厚）

追伸：なお、纐纈の日本研究所での講演は中国語で原稿化し、「当代日本政治思潮探析」（中国社会科学院日本研究所編刊『日本学刊』2025年第6期、1～20頁）と題し、2025年10月に発表済である。

訪中雑記（明治大学商学部教授　小林尚朗）

2025年8月23日～26日の日程で、学術研究交流を目的とする明治大学国際武器移転史研究所の佐原徹哉所長と纐纈厚先生の北京訪問に同行した。中国国際友好連絡会、中国社会科学院近代史研究所、そして中国社会科学院日本研究所の方々を始めとして、明治大学大学院の出身者で現在は中国で教鞭を執られている先生方、その他、纐纈先生と親交のある先生方との交流の機会を頂いた。25日には、中国社会科学院日本研究所主催の「中国人民抗日戦争と世界反ファシズム戦争勝利80周年記念国際学術シンポジウム」において報告を行った。

20年ぶりの北京

筆者が北京を訪れたのは実に20年ぶりのことで、その前の訪問は28年前であったことから、当然ではあるが北京は大きく様変わりをしていた。まず、交通の便がとても良くなっていた。空港から市の中心部まで直結の地下鉄で30分足らずであり、市内にも綺麗で快適な地下鉄が張り巡らされていた。決済（支払い）の便も格段に向上していた。中国訪問自体も2018年以来であったが、当時は中国国内でスマートフォン決済が急速に広がる時期であった。しかし、中国のスマホや預金口座を持たない外国人にとっては、現金払いが困難なところが増え（法律上は現金払いを拒否できないが、「おつりがない」などと拒否された）、むしろ不便さが増していた。それがいまでは日本のスマホに中国の決済アプリを入れてクレジットカードと紐付けをしておけば、ほとんどの店や飲食店・ホテルなどで外国人もスマホ決済が可能になった。おかげで今回の訪問では、結局人民元に両替をすることなく済んでしまった。また、今回は自分で呼ぶことはなかったが、タクシーもアプリで配車から決済まで済ませることが可能になっている。

北京の青空

もう1つの様変わりは、街並みはもちろん、北京の空気（大気）が非常に綺麗になったことである。2008年の北京オリンピックを前に、市内にあった多くの工場が近隣の都市に移転したとは聞いていたが（移転先で大気汚染が問題になったところもあったようだが）、それに加え市内を走る乗用車の多くが新エネルギー車（NEV）になったことも大きな要因である。NEVとは、プラグイン・ハイブリッド車（PHEV）、電気自動車（BEV）、および燃料電池車（FCV）を指している。北京では誰でもいつでも乗用車を購入（正確には、車両のナンバープレートの取得）できるわけではなく、毎年の割当量が定められているが、

そのなかでNEVの普及が促進されている。たとえば、今年1月に発表された2025年の乗用車割当量は10万台で、そのうち普通乗用車は2万台、NEVが8万台となっている。それに加えて今年は景気対策として追加の割り当てが5月に発表され、そこではNEVのみ4万台が追加された。つまり、今年新たに北京を走ることになる乗用車は1：6の割合でNEVが多いのである。また、トラックは市内中心部への立ち入り制限があったり、乗用車でもナンバーの末尾数字による走行規制があったりするなど、環境や渋滞を意識した措置もとられている。違反車は町中に設置されている監視カメラが見逃さないとのことである。

また、すでに二輪車はほとんどが電動バイクとなっているが、こちらは環境にはやさしいものの、ほぼ無音で近づいてくるため結構怖い。自転車の数は20年前よりかなり減ったように思われるが、派手な色合いのレンタサイクルが随所で目立つようになった。

抗日80周年の北京

今回の訪問は、抗日戦争および反ファシズム戦争勝利80周年パレード（9月3日）の直前であったことから、残念ながら天安門広場周辺への立ち入りが制限されていた。しかし、そのような時期のため、空軍による飛行パレードの予行演習を間近で見られる機会もあった。映画『南京照相館』の大ヒットもあり、反日感情の高まりなどを感じることもあるかと覚悟していたが、地下鉄でも町中でも、見学した中国共産党歴史展覧館などでも、日本語を話していてもジロジロ見られるようなことすらなかった。町の人もみな親切であった。

中国国際友好連絡会のみなさんから歓待を受けたが、アジア部長である羅力さんによれば、日本人研究者の中国訪問がとても減少しているとのことであった。日本人の逮捕や日本人が襲われる事件がニュースになっているが、相互交流こそが相互理解につながるという言葉に改めて重みを感じた。纐纈先生が講演された社会科学院近代史研究所では、映画『南京照相館』の歴史考証を担当した吴敏超教授にも会うことができた。日本では反日映画とも言われているが、日本のみなさんにぜひ観てもらいたいとのことであった。

今回の訪問でたびたび見聞きしたのは、「中国人民の抗日戦争は、世界の反ファシズム戦争のなかの1つであって、その80周年を祝うのは世界の人民がファシズムを打ち破ったことを記念するものである」ということである。いまの日本や日本人を批判するものではないが、その歴史を忘却したり否定したりすることは許されるものではない。至極当然のことであろう。日本が過去の侵略戦争を過ちであったと考えるならば、その戦争の終結（敗戦）を祝うことに抵抗感があるのはおかしなことであるが、いまの日本ではこのようなことを話すと、中国共産党のプロパガンダであると批判される。日本が戦争に負けた相手は中国ではなくアメリカであるということも戦後の教育で植え付けられている。

転換期の世界を考える

戦後80年の世界は、第2次トランプ政権の発足によって大きな転換期を迎えている。ただしそれは、トランプ氏のキャラクターの影響も否定はできないが、それに依存するものではなく、遅かれ早かれ不可避のことであっただろう。従来の世界経済秩序は限界に来ており、その守護者であったアメリカが自らそれに背を向けたことで、むしろ再構築への舞台が整いつつある。短期的には世界経済の混乱は避けられないが、新たな秩序を構築する絶好の機会でもある。

ここで問われるのは日本の姿勢である。現在のところ日本は、アメリカとの関係もあり、中国が主導するBRIにもAIIBにも参加していない。冷戦後、唯一の超大国になったアメリカから見れば、自らの存在を規模のうえでも、技術のうえでも、価値観のうえでも脅かす中国は、まさに厄介な競争相手である。そのアメリカに安全保障を握られている日本が、アメリカの顔色を窺わざるを得ないのも現実であろう。しかし、あらゆるアメリカの規範が崩壊を始めているなか、さらに無理な要求を吹っかけてくるトランプ氏がディール相手の現在は、日本にとって過度な対米依存を緩和し、中国を始めとするアジアの国々と正面から向き合う好機でもある。そのためには、中国やアジアの国々から信頼を取り戻せる国になる必要があり、それは経済力の維持であり平和国家の堅持であろう。

編　集　後　記

今回の第21号には論説3本と訪中報告1本が掲載されています。その経緯と執筆者については既に其々本論の中で触れられていますが、ここで補足の説明をさせていただきます。

巻頭論文の著者金暎根氏（韓国高麗大学校グローバル日本研究院教授）は、過去2年間、協定締結を視野に入れて本研究所との研究交流を重ねてきており、今回の論文はその成果の一端であります。奥山氏の第２論文は、一昨年9月に開催した第16回研究セミナーでの氏の報告がベースとなっており、査読者からも高い評価を得た気鋭の若手研究者による力稿です。第3論文は、昨年5月にクリストファー・ヒューズ氏（英国ウォーリック大学教授）を招聘して開催した国際ワークショップでの白戸氏の報告を踏まえたもので、英語での共著出版も予定されております。纐纈氏と小林氏による訪中報告（昨年8月）は、中国社会科学院日本研究所と本研究所との間で、いよいよ双方向で動き始めた研究交流の北京での経過報告です。今後、本誌でも学術交流の成果を積極的に紹介していく予定です。

このように、本研究所の活動はここ数年急速に国際化して、中堅・若手研究者の参加も徐々に増えてきており、今後の活躍が大いに期待される所です。

さて、本研究所では昨年10月に佐原徹哉氏の近著『極右インターナショナリズムの時代－世界右傾化の正体－』（有志舎）の合評会を開催しました。佐原氏は本研究所の新所長であり、いよいよ本年より研究所も佐原体制の下で、新たな研究領域を大きく切り拓いていくこととなります。本研究所は、これまで主に20世紀の武器移転に関する研究をもっぱら経済史の視点より追求してきましたが、今後は戦争経済の世界的拡大という「現代の危機」を見据えて、地域紛争の増加とネットワーク化、戦争の民営化、総力戦体制のグローバル化など国際政治的側面にも研究の間口を広げていきます。合評会で佐原所長の近著を取り上げたのには、そうした研究所の総意が込められております。

（横井　勝彦・よこい　かつひこ）

編 集 委 員

横井勝彦（明治大学名誉教授　編集委員長）
小野塚知二（東京大学名誉教授）
鈴木　淳（東京大学）
高田馨里（大妻女子大学）
田嶋信雄（成城大学名誉教授）
塙　武郎（専修大学）
松永友有（横浜国立大学）
佐原徹哉（明治大学　本研究所長）
纐纈　厚（山口大学名誉教授）
須藤　功（明治大学）
竹内真人（日本大学）
永岑三千輝（横浜市立大学名誉教授）
福士　純（東京経済大学）
森元晶文（中央学院大学）

『国際武器移転史』第 21 号
2026 年 1 月 18 日印刷　　2026 年 1 月 25 日発行

編集・発行　明治大学国際武器移転史研究所
代表者　佐原徹哉

連絡先住所　〒 101-8301　東京都千代田区神田駿河台 1－1
明治大学グローバルフロント 17 階
明治大学国際武器移転史研究所
Email: rihgat_journal@meiji.ac.jp
URL: http://www.kisc.meiji.ac.jp/~transfer/

印刷・製本　株式会社　サンヨー